

あきる野市生物多様性地域戦略 (案)

あきる野市

本戦略で使用する生きものの種名は、環境省自然環境局（生物多様性センター）に示されている次の目録①～③に準拠したもの（種名）を使用していますが、通称の方が親しまれている次の種については通称を用いました。

①植物：植物目録 環境庁自然保護局編 1987 大蔵省印刷局

web : http://www.biodic.go.jp/kiso/52_list_f.html

②哺乳類・両生爬虫類：日本野生鳥獣目録 平成 14 年 7 月 環境省自然環境局野生生物課

web : <http://www.biodic.go.jp/kiso/15/inventory-of-wildlife.pdf>

③昆虫類・魚類：種の多様性調査（専門家調査）対象種一覧（1997）

web : http://www.biodic.go.jp/kiso/do_kiso4_mam_f.html

分類群	種名	通称
哺乳類	ホンドモモンガ	モモンガ
	ニホンカモシカ	カモシカ
魚類	オオクチバス	ブラックバス
	コクチバス	ブラックバス

目次

第1章	生物多様性地域戦略策定の背景	1
1.1	生物多様性とは	1
(1)	生態系の多様性	2
(2)	種の多様性	2
(3)	遺伝子の多様性	3
1.2	生物多様性と私たちの暮らし	3
1.3	生物多様性の危機	6
(1)	第1の危機	6
(2)	第2の危機	6
(3)	第3の危機	7
(4)	第4の危機	8
1.4	生物多様性をめぐる国内外の動きとあきる野市の取組	9
(1)	世界の動き	9
(2)	わが国の動き	10
(3)	東京都の動き	11
(4)	あきる野市における生物多様性の取組	12
第2章	生物多様性の現状と課題	21
2.1	本市の社会特性	21
(1)	人口の推移	21
(2)	産業構造の推移	22
(3)	土地利用及び道路整備の状況	22
(4)	自然公園の指定状況等	25
2.2	自然環境の特徴	27
(1)	あきる野の成り立ち	27
(2)	地形・地質	31
(3)	植生・植物	32
(4)	動物	38
(5)	人の営みと生きもの	42
2.3	地域区分と地域ごとの現状と問題点	48
(1)	地形・地質による区分	48
(2)	河川の流れによる区分	48
(3)	森の類型による区分	49
(4)	生物多様性に関する地域区分の設定	50

(5)	地域ごとの現状と問題点など	53
2.4	生物多様性の課題	70
第3章	生物多様性地域戦略の基本的事項	73
3.1	基本理念	73
3.2	目的	73
3.3	位置付け	75
3.4	推進主体と期待される役割	76
(1)	市民の役割	76
(2)	事業者（企業）の役割	76
(3)	事業者（地場産業）の役割	76
(4)	行政（国、東京都、近隣市町村、あきる野市）の役割	77
(5)	観光客・都民の役割	77
3.5	対象区域	78
3.6	実施計画の策定	78
3.7	対象期間	78
3.8	基本方針	80
3.9	本戦略が目指す望ましい姿	81
(1)	望ましい姿	81
(2)	地域ごとの望ましい姿	82
(3)	望ましい姿の可視化	83
第4章	望ましい姿の実現に向けた取組	87
4.1	望ましい姿、基本方針及び取組の体系	87
(1)	施策の柱の設定	87
(2)	基本戦略の設定	88
4.2	施策の体系	90
4.3	施策及び取組の概要	92
(1)	施策の柱①：知る・調べる	93
(2)	施策の柱②：学ぶ・受け継ぐ	99
(3)	施策の柱③：守る	106
(4)	施策の柱④：創る	114
(5)	施策の柱⑤：活かす	120
(6)	施策の柱⑥：つながる	127
第5章	各地域における取組方針	133
5.1	上養沢地域	134
(1)	取組方針	134
(2)	主な取組	135

5.2	戸倉・小宮地域	136
(1)	取組方針	136
(2)	主な取組	137
5.3	盆堀地域	138
(1)	取組方針	138
(2)	主な取組	139
5.4	深沢地域	140
(1)	取組方針	140
(2)	主な取組	141
5.5	五日市・増戸地域	142
(1)	取組方針	142
(2)	主な取組	143
5.6	秋川丘陵地域	144
(1)	取組方針	144
(2)	主な取組	144
5.7	秋留台地地域	146
(1)	取組方針	146
(2)	主な取組	146
5.8	草花丘陵地域	148
(1)	取組方針	148
(2)	主な取組	148
第6章	推進体制と進行管理	151
6.1	推進体制	151
(1)	各推進主体の連携	151
(2)	協働組織の設置	152
(3)	協働組織の位置付けなど	152
6.2	進行管理等	154
6.3	戦略の見直し	154

第1章 生物多様性地域戦略策定の背景

第1章では、生物多様性の考え方や生物多様性と私たちの生活との関係性、生物多様性に関する国内外の動向についてまとめています。

1.1 生物多様性とは

あきる野市には、哺乳類や鳥類、魚類、昆虫、樹木、草本などのたくさんの動物や植物が生息・生育しています。

これらの生きもの達は、奥山や里山、川、農地、街なかの緑地など、それぞれの生息・生育に適した場所に存在し、本市の豊かな自然環境の中で、食う一食われるなどの関係でつながっています。このように、多様な生きものが、互いに関係しながら、暮らしていることを「生物多様性」といいます。

自然界で多くの種類の生きものが生きているということは、食う一食われるの関係が複雑に構築されてバランスが作り出され、安定しているということです。この複雑な関係がそれ自体でうまくバランスがとれているときに、はじめて「生物多様性が高い」といえます。本市のように、様々な場所で、たくさんの多様な生きものが暮らしている状況は、まさに「生物多様性が高い」状態となります。

動物が生きていくために必要な酸素は、植物が水と二酸化炭素を使って炭水化物を作るときに放出されるものであり、その植物が根を張り栄養を得る地面は、土の中に棲む動物が移動することで土が耕され、隙間ができることで水分や栄養分を含んだ環境が保たれています。

このように直接的、間接的な生きものとの関係は無数にあり、これらが複雑に関係しあうことで、全体として安定した状態が作り出されています。これらの関係を作り出す生物多様性は、地球に暮らす私たちの生活を支える基盤環境であるとともに、人間を含む多様な生命の歴史の中で作られてきたかけがえのないものです。

生物多様性は、「生態系」、「種」、「遺伝子」の3つの段階があります。

コラム：生物多様性という言葉の定義

生物多様性基本法では、生物多様性を次のように定義しています。

「(定義) 第二条 この法律において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。」

生物多様性とは、森林や河川や耕地などの様々な生態系が存在することと、生態系の中に多くの種が存在すること、及び種内に多くの遺伝子が存在することをいいます。

(1) 生態系の多様性

生態系の多様性とは、気候や地形、地質などに応じた生態系が形づくられていること、色々な場所でそれぞれ異なる生態系をみることができると及び同じ川でも上流や下流などの違いによって、少しずつ様子の異なる生態系が成り立っていることをいいます。(図 1)。

森林や大小の河川、耕作地など、それらはそれぞれの地域で異なる環境であり、それぞれに適応した生きものがお互いに影響を及ぼしあいながら安定的に存在する生態系を形成しています。

こうした生態系の構成や配置の違いは、地域の環境の特徴を形成する重要な要素となります。



図 1 あきる野市の生態系の多様性

(2) 種の多様性

種の多様性とは、色々な生きものがいることをいいます。

例えば、草原では、ワシ・タカ類はネズミなどの小型の動物を食べ、ネズミは木の実などの植物を食べ、植物はミミズなどが作った土の中の栄養を吸収します。また、ミミズは植物や動物の死骸などを分解し、栄養の豊富な土へと変え、これが植物の栄養となります。このように生きものは互いに食う—食われるの関係にあり、関わり合いながら生息・生育しています。

このように、様々な種類の生きものが生息・生育していることを、種の多様性が高いといいます(図 2)。私たちが生物多様性という言葉聞いたときに最初に思

い浮かべるイメージが「種の多様性」だと思われます。

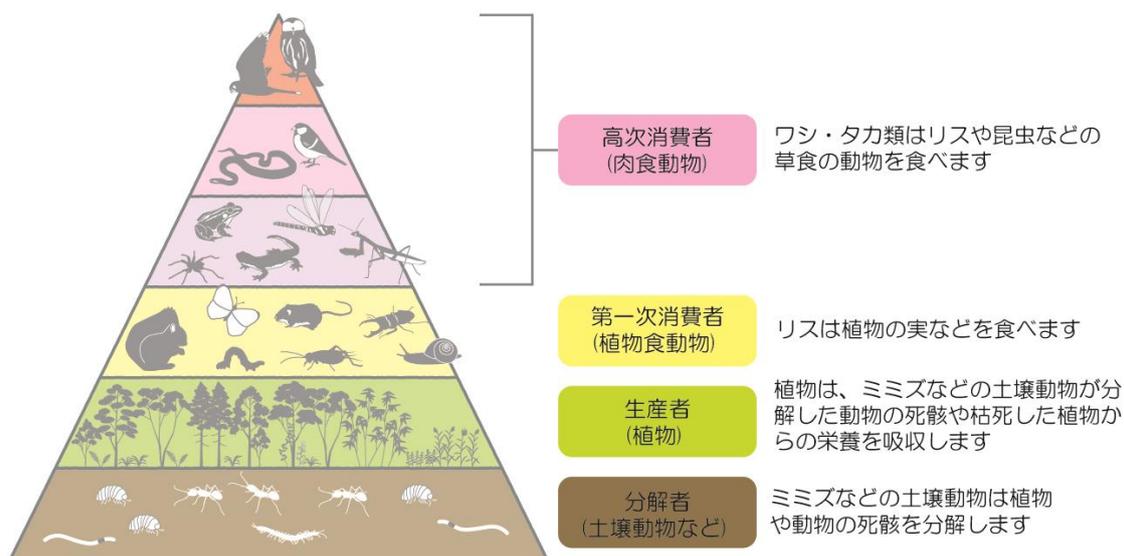


図 2 種の多様性

(3) 遺伝子の多様性

遺伝子の多様性とは、同じ種でも個体や個体群、地域によって、色や形、行動などの違いがあることをいいます。例えば、ゲンジボタルは、点滅の頻度が東日本と西日本とで違いがあり東日本のゲンジボタルは約 4 秒ごと、西日本のゲンジボタルは約 2 秒ごとに光ります。アサリは、同じ種類でも個体ごとに殻の色や模様が違います。こういった現象は、遺伝子が異なることが要因です。

このように同じ種でも遺伝子が多様化することで、様々な環境や変化に適応することができ、種として生き残ることができます。

1.2 生物多様性と私たちの暮らし

わが国は、国土の約 8 割が森林や里山、農地などの緑地であり、四季のある多彩な気候から、非常に豊かな生物多様性が育まれてきました。そこに住む私たちは、周囲の自然と共生しながら、日本独自の文化を築いてきました。

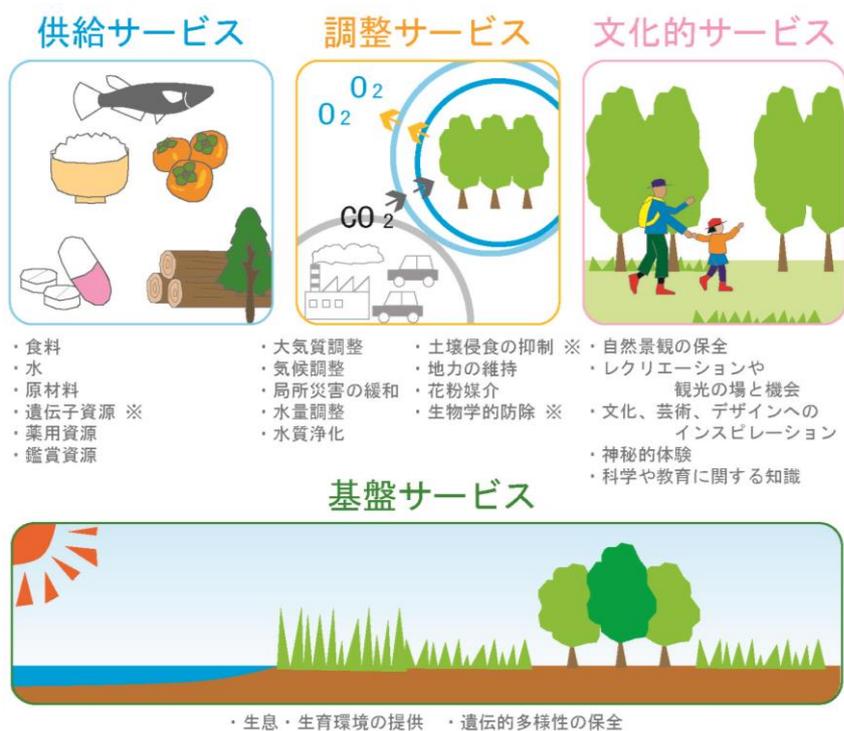
一方、近代の経済発展などに合わせた生活様式の変化により、こうした自然と共生する関係は少しずつ失われてきています。

生物多様性を保全し、活用を図るためには、私たちは、自らの暮らしを支えてきた生物多様性について認識を深める必要があります。

生物多様性が維持されることによってもたらされる食料や水、気候の調整、水質の浄化、レクリエーションの場の提供などの恩恵のことを「生物多様性の恵み」（生態

系サービス) といいます。この生物多様性の恵みは、様々な形で私たち一人ひとりの生活や企業活動などを支えています。私たちがこの恵みを意識することはほとんどありません。このように、存在することが当たり前だと思っているものが生物多様性なのです。

生物多様性の恵み（生態系サービス）は、「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」「基盤サービス」の4つに分類されます（図3）。



※
 遺伝子資源：生きものの遺伝子の中には医学などの分野で応用することで人の役に立つものがあります。既にわかっている遺伝子の機能の他、まだ見つかっていないものも含めて遺伝子資源と言います。
 土壌侵食の抑制：森の木や草が地面を覆うことで雨や風で土壌が削られ、流れ出て土砂災害などを引き起こすことを防いでいます。
 生物学的防除：農業や日々の生活の中で害となる生物を、それを捕食したり、増えるのを抑えることのできる天敵となる生物によって防除すること。

図3 生態系サービスの分類

供給サービスは、日々の暮らしに必要となる食料、水、原材料、薬用資源などを提供する機能のことです。かつては、里山や奥山から調達した木材を燃料としたり、耕作地から収穫した作物を食料とするなど身近な場所から直接利用していましたが、現在は店頭で購入することが多くなり、供給源から私たちの生活が離れてしまい、その関係がみえにくくなっています。

調整サービスは、私たちが健康で安全に生活するために必要となる気候の調整や水量の調整、水質の浄化などの機能のことです。例えば、山に降った雨が森林に蓄えら

れて少しずつ流れ出すことにより、河川の水量が調整され、水量の安定化や大雨による洪水の抑制などにつながっています。

文化的サービスは、生きものや地域の風土等の自然環境から心身の安らぎがもたらされるなど、人間が自然に触れる機会を提供したり、人間が自然に触れることにより生じる心理的効果をもたらす機能のことです。例えば、河川敷をレクリエーションの場としたり、軍道紙などの伝統技術、五穀豊穡を祝う祭礼などといった地域文化は、文化的サービスの一つです。

そして、これらの3つのサービスを支えるものが基盤サービスです。基盤サービスは、人間を含めた動植物が生きていくために必要な酸素を植物が光合成で作りますなど、生きものが生息・生育するうえで必要なものを供給する機能です。植物が光合成をするために必要な太陽からもたらされる光や熱も基盤サービスの一つとなります。

生態系サービスは、私たちが生きていく上で必要不可欠なものです。生態系サービスを将来にわたって享受するには、その源となる生物多様性を維持することが必要です。

1.3 生物多様性の危機

私たちが生きていく上で必要不可欠である生態系サービスは、生物多様性を源として維持されています。ところが、様々な要因により、生物多様性は劣化が進んでいると考えられています。

生物多様性の劣化とは、生きものが生息・生育する場所や生きものの種類が減少すること、ある地域で確認される種数が減少すること、同じ種の中での遺伝子の多様性が損なわれたりすることをいいます。こうした生物多様性の劣化の要因は、「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、次の「4つの危機」として整理されています。

(1) 第1の危機

第1の危機とは、開発や乱獲による生息・生育地の減少、種の減少・絶滅のことをいいます。具体的には、開発のために生息・生育環境を劣化または破壊することや、生きものを鑑賞や商業利用のために乱獲することなどがあげられます。これらの人間活動の結果、生息・生育するための環境の喪失や種そのものの絶滅といった問題が起きています。

写真 1 東京都本土部で絶滅した生きもの（タガメ）



(2) 第2の危機

第2の危機とは、里山などの手入れ不足による自然の質の低下のことをいいます。具体的には、生活様式の変化により薪などの資源を採取するための管理がされなくなることや山で野生動物を獲る狩猟者の減少などがあげられます。人が長く利用してきた里山や草地では、人の手が入らなくなったことにより、定期的な管理に適応してきた植物が生育できなくなるといった問題が起きています（写真 2）。また、狩猟者の減少は、ニホンジカやイノシシなどの適正管理の不足による個体数の増加を招き、農作物への食害の増加やその地域に生息するほかの生きものへの影響といった問題が起きています（写真 3）。



写真 2 藪になった雑木林
(佐久間聡氏提供)



写真 3 イノシシによる食害

(3) 第3の危機

第3の危機とは、外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱のことをいいます。具体的には、外来種が在来種を捕食したり、生息・生育場所を奪ったり、交雑して遺伝的にかく乱をもたらすことなどがあげられます。本市でも、対策が一段落したタイワンリスのほか、対策に着手しているアライグマやハクビシン、ブラックバスやブルーギルをはじめとする魚類、ウシガエル、ミシシippアカミミガメ、オオキンケイギクといった外来種の増加が問題となっています。例えば、本市が標準産地となっているトウキョウサンショウウオは、アライグマによって、卵のうが捕食されてしまうなどの被害が起きています（写真4、写真5）。



写真4 アライグマ



写真5 トウキョウサンショウウオの被食害の状況
(佐久間聡氏提供)

(4) 第4の危機

第4の危機とは、地球環境の変化のことをいいます。地球温暖化は気温が上昇するだけでなく、雨や雪の量など、生きものが生息・生育するために必要な様々な環境を変えてしまいます。IPCCの第5次評価報告書(2013)によれば、気候変動への人間の影響は明らかであるとされ、21世紀末に気温は最大で4.8度上昇し、海水面は最大82cm上昇すると予測されています。また、2007(平成19)年の同機関の第4次評価報告書によると、平均気温が1.5~2.5度上昇すると、氷が溶け出す時期が早まるなどの環境の変化を引き起こし、生きものの20~30%が絶滅する可能性が高まるとされています。

具体的には、地球温暖化によって、高山植物が生育できる地域が狭まる、逆に温かい地域に生育する植物が生育できる場所が広がるといった生態系への影響が予測され、農作物の生産適地の変化や漁獲量の変化から、私たちが普段何気なく食べている農産物や魚なども、不作や不漁になるという可能性が懸念されます。

1.4 生物多様性をめぐる国内外の動きとあきる野市の取組

生物多様性の取組は、1992（平成4）年に開催された「環境と開発に関する国際連合会議」をきっかけに世界に広まり、現在に至るまで、様々な取組が進められています。

国際条約である生物多様性条約に関する経過や国内の法整備等の状況、東京都の動き、本市の生物多様性の取組の経過は次のとおりです。

(1) 世界の動き

生物多様性を守る取組が世界的に取り上げられたのは、1992（平成4）年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議（地球サミット）」です。この会議では、生物多様性の保全等に関する「生物多様性条約」と地球温暖化対策の推進に関する「気候変動条約」が同時に採択されました。「生物多様性条約」は、翌年に発効され、約10年後の2002（平成14）年には生物多様性条約第6回締約国会議（COP6）が開催されました。この会議では「2010（平成22）年までに生物多様性の損失速度を顕著に減速させる」という「生物多様性条約戦略計画（2010年目標）」が採択され、生物多様性への関心が大きく高まりました。

また、2001（平成13）年から2005（平成17）年にかけて、地球全体の生態系の状況についての調査（ミレニアム生態系評価）が実施されました。この調査では、1.2で示した生態系サービス（P.4参照）の変化（将来予測の結果）が与える人間生活への影響を評価するとともに、「生態系の保全」、「生態系の持続的な利用」及び「生態系の保全と持続的な利用による人間生活の向上」に向けた対策が科学的に示されました。さらに、2008（平成20）年には、「生態系と生物多様性の経済学・中間報告（TEEB: The Economics of Ecosystem and Biodiversity）」が発表され、生態系サービスの変化などの影響が経済的価値として示され、社会からの注目を集めました。

そして、2010（平成22）年には、愛知県名古屋市にて生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催されました。この会議では、開催国である日本がイニシアチブをとり、「生物多様性条約戦略計画（2010年目標）」が達成されなかったことを受け、2011（平成23）年以降の新たな世界目標として「生物多様性条約戦略計画 2011-2020」が採択されました。

この中では、2050年までの中長期目標（ビジョン）として「自然と共生する世界」、2020年までの短期目標（ミッション）として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」を掲げています。さらに、その達成に向けた具体的な行動目標として、2015（平成27）年又は2020（平成32）年を目標年とした20の個別目標（愛知目標）が設定されました。

愛知目標は、生物多様性を自然科学の視点からのみとらえるのではなく、自然の恵みを活用し、また、生態系自体に損害を与える社会経済的な視点も含め、社会全体の問題

としてとらえて実行すべき行動を、「生物多様性の価値を理解する社会を作ろう」などの5つの戦略目標のグループに整理しています。

世界各国は、愛知目標の達成に向けて、生物多様性の状況や取組の優先度等に応じて必要な国別目標を設定し、生物多様性の取組を進めています。また、国際社会のあらゆる主体が連携して生物多様性の問題に取り組む必要があることから2010（平成22）年12月の第65回国連総会において、2011（平成23）年から2020（平成32）年までの10年間を「国連生物多様性の10年」とすることが決定されました。

（2） わが国の動き

1992（平成4）年の「環境と開発に関する国際連合会議」にて「生物多様性条約」が採択されたことを受け、わが国は翌1993（平成5）年にこの条約を批准しました。そして、その2年後の1995（平成7）年には、生物多様性の保全などの方針をまとめた「生物多様性国家戦略」が策定されました。

また、同時期である1993（平成5）年には環境政策の根幹を定める「環境基本法」を制定し、翌1994（平成6）年には同法に基づく「環境基本計画」を策定しました。「環境基本計画」では、「循環」「共生」「参加」及び「国際的取組」が実現される社会を構築することを長期的な目標として掲げ、様々な取組が進められました。2000（平成12）年には、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から持続可能な社会への転換を図る「第二次環境基本計画」が策定されました。この計画では、重点的・戦略的に取り組むものとして11の戦略的プログラムが提示され、その一つに「生物多様性保全のための取組」が掲げられています。

2002（平成14）年には「新・生物多様性国家戦略」が策定され、大きな柱として、自然再生などの3点が掲げられました。こうしたことから、同年には、生物多様性の保全に向け、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことが不可欠であるという認識のもと、「自然再生推進法」が制定されました。この法律では、地域の多様な主体の参加による自然環境（河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林、サンゴ礁など）の保全、再生、創出等の自然再生事業の推進が示されています。

その後、「第三次環境基本計画」及び「第三次生物多様性国家戦略」の策定を経て、2008（平成20）年には「生物多様性基本法」が制定され、都道府県や市町村における生物多様性地域戦略の策定が努力義務として位置付けられました。

生物多様性基本法 第13条 第1項

都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

「生物多様性基本法」の制定により、生物多様性の取組はさらに広がりを見せ、2009（平成 21）年に、社団法人日本経済団体連合会は「日本経団連生物多様性宣言」を発表しました。この宣言には、企業が生物多様性に取り組む決意と行動指針が示されており、企業が生物多様性の保全と持続可能な利用などに資する活動を行う必要性が認知されることになりました。わが国においては、こうした経済界の動きや 2007（平成 19）年に策定した「第三次生物多様性国家戦略」に基づき、生物多様性保全に係る取組への民間企業の参画を促すための「生物多様性民間参画ガイドライン」を公表し、生物多様性保全につながる人々の行動が経済活動と結びついたものとする取組を進めることとしました。

2010（平成 22）年には、初の法定戦略となる「生物多様性国家戦略 2010」を策定し、さらに、同年の生物多様性条約第 10 回締結国会議（COP10）の成果や東日本大震災の経験などを経た今後の自然共生社会のあり方を示すため、「生物多様性国家戦略 2012-2020」を閣議決定しました。この戦略では、愛知目標の全体目標として示された「人と自然の共存した世界」を実現するための理念として、「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」を掲げ、取組を進めることとしています。

(3) 東京都の動き

東京都における生物多様性の取組は、自然地の改変に伴う緑地の確保などから開始されており、2000（平成 12）年に改定された「東京における自然の保護と回復に関する条例」では、自然の恵みを享受し、快適な生活を営むことができる環境の確保を目的に、市街地等の緑化や自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策の推進について規定しています。2006（平成 18）年に策定された「10 年後の東京 ～東京が変わる～」や翌年に策定された「緑の東京 10 年プロジェクト」において、「水と緑の回廊に包まれた、美しいまち東京を復活させる」との目標のもと、積極的な緑の創出が取り組まれています。

2010（平成 22）年に、愛知県名古屋市において生物多様性条約第 10 回締結国会議（COP10）が開催されたことを受け、東京都においても、都民との連携による「東京都生きもの調査」が実施されました。この調査では、都が指定する身近な生きもの 30 種の発見情報を募り、「東京都生きものマップ」を作成しました。

「国連生物多様性の 10 年」が決定されるなど、世界において生物多様性の取組が加速するなか、2011（平成 23）年には、都立動物園・水族館により「生物多様性保全活動宣言」が出されるとともに、「10 年後の東京 ～東京が変わる～」に続く「2020 年の東京 ～大震災を乗り越え、日本の再生を牽引する～」が策定されました。この中では、水と緑のネットワーク化や「大径木再生大作戦」による街路樹の更新などの方向性が示されています。翌 2012（平成 24）年には、「緑の東京 10 年プロジェクト」の改定により、東京都における生物多様性地域戦略である「緑施策の新展

開 ～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」が策定されました。この戦略では、生物多様性の危機を背景に、これまでの緑施策のほか、生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性が示されています。

こうした経過を踏まえて策定された『2020年の東京』へのアクションプログラム2013』では、緑の創出に加え、生物多様性の保全に向けた先駆的な取組の実施が示され、郷土種を活用した緑化や、生物多様性保全の拠点となる公園整備などが掲げられています。

(4) あきる野市における生物多様性の取組

本市の豊かな自然環境に着目した取組は、合併前の秋川市、五日市町のそれぞれにおいて進められていました。「緑のマスタープラン」など、緑の保全に関する計画が策定されるとともに、自然環境などを研究や学習の対象とし、社会教育の観点から、五日市町では「郷土あれこれ」など、秋川市では「秋川の自然」などの発行を行っていました。「郷土あれこれ」は、五日市町の歴史文化のほか、地形・地質に関する項目も多く取り上げられています。「秋川の自然」は、秋川市の星空からはじまり、気象、地形、植物、昆虫、動物などの秋川市の自然環境がつぶさにまとめられています。また、1984（昭和59）年には五日市地域で産出される様々な化石や地形・地質、自然環境の特質などをまとめた「化石は語る 五日市むかしむかし」、1994（平成6）年には秋川市における植生を示した「秋川市現存植生図」を発行しています。

1995（平成7）年に誕生した本市では、「人と緑の新創造都市」を掲げ、市の環境行政の推進のため、2004（平成16）年に「環境基本条例」を制定し、2006（平成18）年には「環境基本計画」を策定しました。「環境基本計画」は、自然環境分野、生活環境分野、エネルギー環境分野、人の活動分野の4分野から構成されており、自然環境分野では「豊かな緑に囲まれた清流を次世代に引き継ぐ」との目標のもと、自然環境調査の実施などの取組を掲げています。「環境基本計画」は2011（平成23）年に一部改定され、取組の進展などの状況が反映されています。

ア 自然環境調査の実施

「環境基本計画」では、「あきる野の自然を知る」、「あきる野の自然を守る」を重点施策の一つと位置付けており、本市では、あきる野の自然環境を把握するため、2009（平成21）年から自然環境調査に着手しました。

自然環境調査は、市内の自然環境の調査研究に様々な場で携わってきた経験を有する市民の方で構成する自然環境調査部会を中心に、公募による市民調査員とともに進めました。

調査に当たっては、調査員によるフィールド調査（写真6）に加え、さらに多くの情報を集めるため、市内全戸にチラシを配布して野生動物の目撃情報を募りました。

また、市民の皆さんに本市の自然環境について知っていただくための観察会形式の調査（写真 7）を行うなど、様々な工夫を凝らしました。

自然環境調査の結果は、「あきる野市自然環境調査報告書（平成21年度～23年度）」にまとめるとともに、市民の皆さんに本市の自然環境に親しみをもってもらえるように発行したリーフレット「知って守ろう あきる野の自然」に活かされています。



写真 6 フィールド調査
（オオムラサキ調査）



写真 7 子ども達も参加した
水生生物調査

イ 郷土の恵みの森づくり構想の策定と森林レンジャーあきる野の発足、小宮ふるさと自然体験学校の開校

本市の西部を中心に広がる森は、市域の6割に及び、秋川や平井川とともに、本市の豊かな自然環境の象徴となっています。また、林業や生活の糧となるだけでなく、様々な生きものの棲みかにもなっています。さらに、土壌を維持したり、大気を浄化したり、水を蓄えたりする機能も有しており、私たちが安全で安心な暮らしを営むために非常に重要な役割（多面的機能）を果たしています。

こうしたことから、「環境都市あきる野」の実現に向け、森を中心とする新たな取組として、「人と森との新たな共生の姿の創出」を目指す「郷土の恵みの森構想」（2010（平成22）年3月）を策定しました。翌2011（平成23）年には、同構想の具体的な実施方策を示した「郷土の恵みの森づくり基本計画」を策定し、実際の森づくり事業（郷土の恵みの森づくり事業）に着手しました。

地域との協働による「郷土の恵みの森づくり事業」を進めていくために、市町村では全国初の森林レンジャーあきる野（写真 8）を発足しました。森林レンジャーあきる野は、森のスペシャリストとして、地域との協働による森づくり事業（写真 9）に参画するとともに、森のパトロールや生物調査、「森の子コレンジャー活動」の実施、野生動物と人間との共存を目指す「アニマルサンクチュアリ活動」などを行っています。森林レンジャーあきる野の活動は、「森林レンジャーあきる野活動報告書」としてまとめられ、生きものに関する調査結果などは貴重な資料となっています。

また、「郷土の恵みの森づくり事業」の一つとして、小宮ふるさと自然体験学校に

における環境教育（写真 10）や菅生地区における産学公の連携による森づくり（写真 11）も開始されています。

小宮ふるさと自然体験学校は、旧小宮小学校の学校施設を活用し、2012（平成 24）年 9 月に開校しました。本市の豊かな自然環境を将来に引き継ぐことを目標に、次世代を担う人材を育成するため、小宮地区の自然環境を活かした自然体験活動を通じ、自然の大切さや素晴らしさ、命の尊さなどを伝えています。

菅生地区では、モデル事業として、教育研究機関の英知と民間企業の活力を活かし、全国初となる企業（産）、大学（学）、市（公）の協定のもと、地元町内会や青年会議所、NPO 法人との協働により協議会を設置し、森づくり、地域づくりを進めています。



写真 8 森林レンジャーあきる野



写真 10 小宮ふるさと自然体験学校による自然体験学習の様子



写真 9 地域との協働による森づくり
（道の補修）



写真 11 産学公による森づくり

ウ 様々な主体による生物多様性に関する取組の実施

生物多様性に関する取組は、市が実施するものだけでなく、自然環境に想いを寄せる方々により、様々な場所や方法で行われています。

本市の中央部に位置し、東京都で初めての里山保全地域に指定された横沢入里山保全地域では、東京都の管理方針に沿い、東京都、都民ボランティア、地域住民、農

林業団体、市などによる協議会を設置し、復田などを通じた里山の景観や生態系の保全、生きものの棲みか整備、安全管理などを進めています（写真 12）。

また、市民活動として、樹種転換により森の多面的機能を高める取組や自然観察会、遊びを通じた自然体験活動なども行われています。



写真 12 横沢入里山保全地域における稲刈り

エ 生物多様性の保全と活用、秋川流域ジオパーク構想の取組

アからウまでに示した自然環境調査や森林レンジャーあきる野の活動、様々な主体による生物多様性に関する活動によりもたらされた情報は、本市の豊かな自然環境を物語るだけでなく、そこに棲む希少な生きものの存在も浮き彫りにし、本市が外来種対策や生物多様性地域戦略の策定などの生物多様性の取組に本格的に着手するきっかけとなりました。

また、将来にわたってこの生物多様性を保全するためには、より積極的に生物多様性を活用することが重要です。豊かな生物多様性を活かして地域の活性化を図っていくための方策の代表的なものが観光振興の取組です。既に、本市では、豊かな自然資源を活かし、観光産業を中心とした観光まちづくりを推進するための「あきる野ふるさとプラン」に基づく取組が進められています。今後は自然志向の高まりや環境配慮といった観光ニーズに応えるだけでなく、さらに生物多様性の豊かさを知り、それを持続可能な形で観光に活かすような、あきる野ならではのエコツーリズムのプログラムを積極的に導入していく必要があります。

このほか、本市、日の出町、檜原村の秋川流域の3市町村では、秋川流域の地形・地質に着目した「秋川流域ジオパーク構想」の取組を進めています。秋川流域の地形・地質は、様々な地質時代の地層が複雑に絡み合い、特徴的な場所（ジオスポット）をつくりだすとともに、化石の宝庫となっています。これらと周辺環境を一体として保全し、観光資源として活用することで、環境と経済の好循環をつくり出すことができます（写真 13）。



写真 13 「秋川流域ジオパーク構想」ポスターなど

表 1 国内外の動きとあきる野市の取組

年	世界の動き	国内の動き	あきる野市の取組
1982 (昭和 57)			・「郷土あれこれ」発行開始
1983 (昭和 58)			・「化石は語る 五日市むかしむかし」発行
1984 (昭和 59)			・「秋川の自然」発行
1992 (平成 4)	・ 生物多様性条約採択		
1993 (平成 5)	・ 生物多様性条約発効	・【国】生物多様性条約批准 ・【国】環境基本法制定	
1994 (平成 6)		・【国】環境基本計画策定	・「秋川市現存植生図」発行
1995 (平成 7)		・【国】生物多様性国家戦略策定	(あきる野市誕生)
2000 (平成 12)		・【国】第二次環境基本計画策定 ・【都】東京における自然の保護と回復に関する条例改定	
2001 (平成 13)	・ ミレニアム生態系評価開始		
2002 (平成 14)	・ 2010 年目標採択 (COP6)	・【国】新・生物多様性国家戦略策定 ・【国】自然再生推進法制定	
2004 (平成 16)			・ 環境基本条例制定
2005 (平成 17)	・ ミレニアム生態系評価発表		

表 1 国内外の動きとあきる野市の取組（続き）

年	世界の動き	国内の動き	あきる野市の取組
2006 (平成 18)		<ul style="list-style-type: none"> ・【国】第三次環境基本計画策定 ・【都】10年後の東京策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画策定
2007 (平成 19)		<ul style="list-style-type: none"> ・【国】第三次生物多様性国家戦略策定 ・【都】緑の東京 10年プロジェクト策定 	
2008 (平成 20)	<ul style="list-style-type: none"> ・TEEB 発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・【国】生物多様性基本法制定 	
2009 (平成 21)		<ul style="list-style-type: none"> ・日本経団連生物多様性宣言発表 ・【国】生物多様性民間参画ガイドライン公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境調査部会による自然環境調査開始（～2011年） ・あきる野百景決定
2010 (平成 22)	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知目標採択（COP10） 	<ul style="list-style-type: none"> ・【国】生物多様性国家戦略 2010 策定 ・【都】東京都生きもの調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土の恵みの森構想策定 ・森林レンジャーあきる野発足
2011 (平成 23)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連生物多様性の 10年決定（2011～2020年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・【都】生物多様性保全活動宣言発表 ・【都】2020年の東京策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画改定 ・郷土の恵みの森づくり基本計画策定 ・郷土の恵みの森づくり事業着手 ・「知って守ろうあきる野の自然」発行 ・「森林レンジャーあきる野活動報告書」発行 ・産学公連携による取組開始（あきる野菅生の森づくり協議会）

表 1 国内外の動きとあきる野市の取組（続き）

年	世界の動き	国内の動き	あきる野市の取組
2012 (平成 24)		<ul style="list-style-type: none"> ・【国】 生物多様性国家戦略 2012-2020 閣議決定 ・【都】 緑施策の新展開策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・秋川流域ジオパーク構想取組開始 ・小宮ふるさと自然体験学校開校 ・「自然環境調査報告書」発行
2013 (平成 25)		<ul style="list-style-type: none"> ・【都】「2020 年の東京」へのアクションプログラム 2013 策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性地域戦略検討開始 ・「森林レンジャーあきる野活動報告書」発行

第2章 生物多様性の現状と課題

第2章では、本市の社会特性や自然環境の特徴を示すとともに、生物多様性の保全と活用における地域区分や生物多様性の現状、問題点、課題をまとめています。

2.1 本市の社会特性



あきる野市役所庁舎から西方を臨む

(1) 人口の推移

本市の人口は、合併以降、増加を続けてきましたが、2012（平成24）年をピークにほぼ横ばいで推移しており、少子高齢化の進行に伴い、今後は減少に転ずると推計されています。また、地域によって人口推移に差異がみられ、市街化が進んでいる地域では人口が増えているのに対して、山間部等では人口が減っています。一方、核家族化や高齢者のみの世帯の増加を背景に一世帯当たりの人口は減少し、世帯数は増加を続けています。（図4）。

このような状況は、森林や耕作地などの生態系を支えている農林業の従事者の減少にも影響していると推察されます。



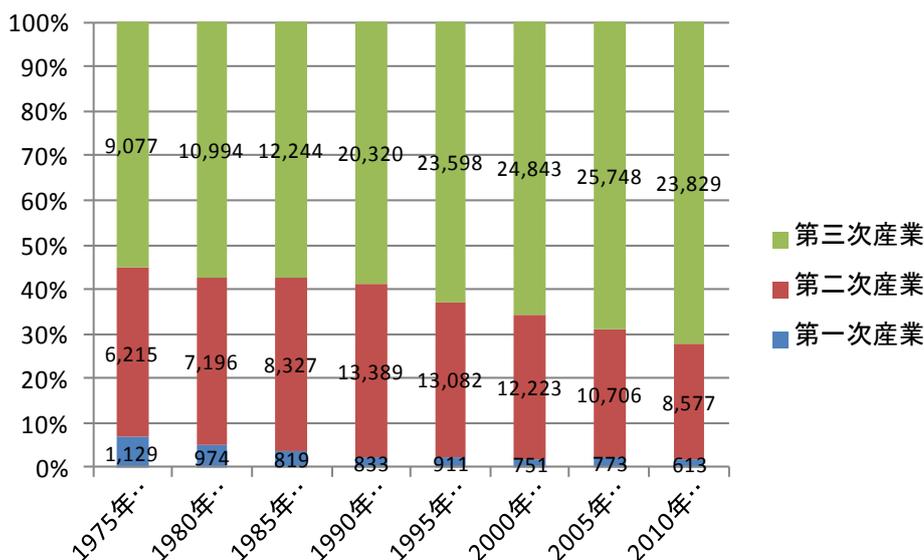
(出典：住民基本台帳などから作成)

図4 人口と世帯数の推移

(1995（平成7）年までの人口は秋川市と五日市町の人口と世帯数を基とした)

(2) 産業構造の推移

本市の産業別従業者数は、第三次産業（卸売・小売業、サービス業など）が中心となっています。第一次産業（農林水産業）の従事者は非常に少なく、小規模経営がほとんどですが、土地に直接働きかける仕事のため、本市の生物多様性の保全や活用に大きな関わりを持っているといえます。第一次産業は減少傾向、第三次産業は増加傾向であり、第二次産業（製造業、建設業など）は、1990（平成2）年をピークに増加傾向から減少傾向に転じています（図5）。



（出典：あきる野統計などから作成）

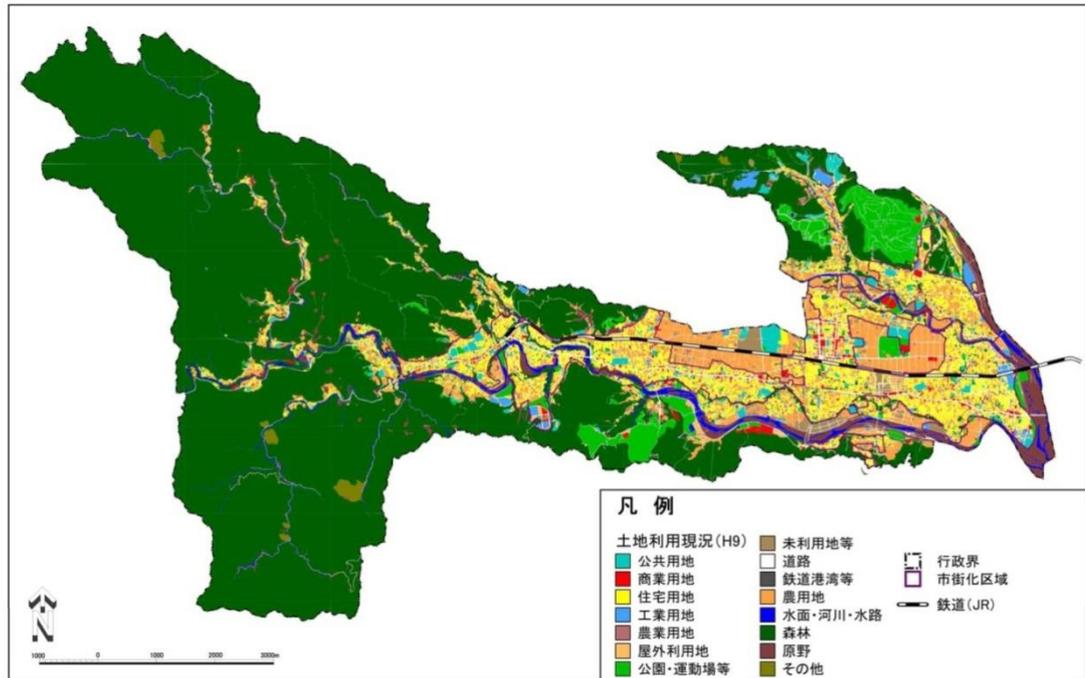
図5 産業別従事人口の割合

(3) 土地利用及び道路整備の状況

市域の約6割は森林であり、緑豊かな本市の特徴となっています。一方、市街地は、台地部を中心に形成され、現在も拡大傾向にあります（図6）。土地利用の現況をみると、自然的土地利用（森林、原野、河川など）が約70%、都市的土地利用（宅地、道路など、その他）が約20%となっています（図7）。

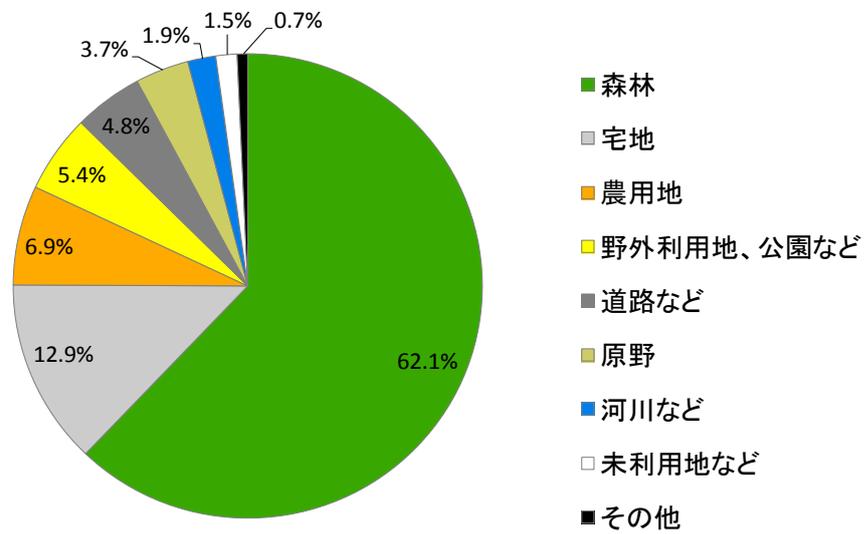
課税上の地目などから、土地の利用状況の変遷をみていくと、本市においても、東部を中心に市街化が進んでいることがわかります。特に農地は宅地化に伴い、大幅に減っていると推察され、例えば、かつては原小宮地区（写真14）や二宮地区でみられた農地（写真15）も、現在は宅地となっています。

一方、森林の面積には、あまり変化はみられないものの、かつては広葉樹林が主だった構成から、戦後の拡大造林により、スギ・ヒノキ林が大幅に増えている状況が認められます。



(出典：2007（平成19）年度土地利用現況調査)

図 6 2007（平成19）年度土地利用現況図



(出典：2007（平成19）年度土地利用現況調査から作成)

図 7 土地利用割合



(「写真集 秋川の百年」1988年発行)
写真 14 原小宮の耕地 (昭和28年)



(上「写真集 秋川の百年」1988年発行)
写真 15 二宮地区 (前田耕地) の昔と今

本市の主要な幹線道路網と位置付けられる都市計画道路は 20 路線で、総延長が約 38,620m であり、2014（平成 26）年 3 月 31 日現在の整備状況は 71.70% となっています。また、段階的に整備されていた圏央道は、2007（平成 19）年に八王子ジャンクションから鶴ヶ島ジャンクションの区間が開通し、中央自動車道や関越自動車道に接続することにより、南北方面の広域的なアクセス性が向上しました。さらに、2014（平成 26）年 6 月には、東名高速道路へも接続され、さらなる利便性の向上が図られています。

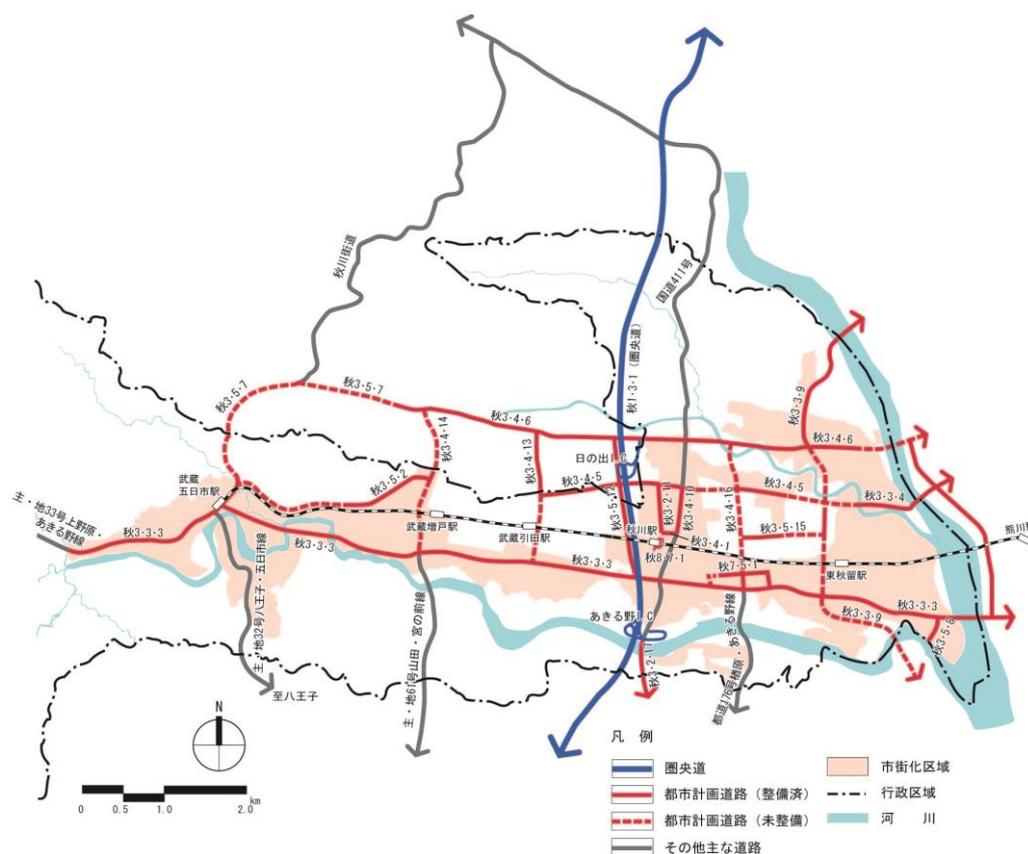


図 8 都市計画道路等整備現況図

(4) 自然公園の指定状況等

本市の生物多様性の保護につながるものとして、「自然公園法」や「自然環境保全法」、「森林法」、「鳥獣保護法」、「東京における自然の保護と回復に関する条例」、本市の「ふるさとの緑地保全条例」などの法令があり、北西部の森林や丘陵部が国立公園や都立自然公園に指定されているほか、東京都による保全地域、地方公共団体や企業との連携による森林の保全などが行われている地域が存在しています（図 9）。

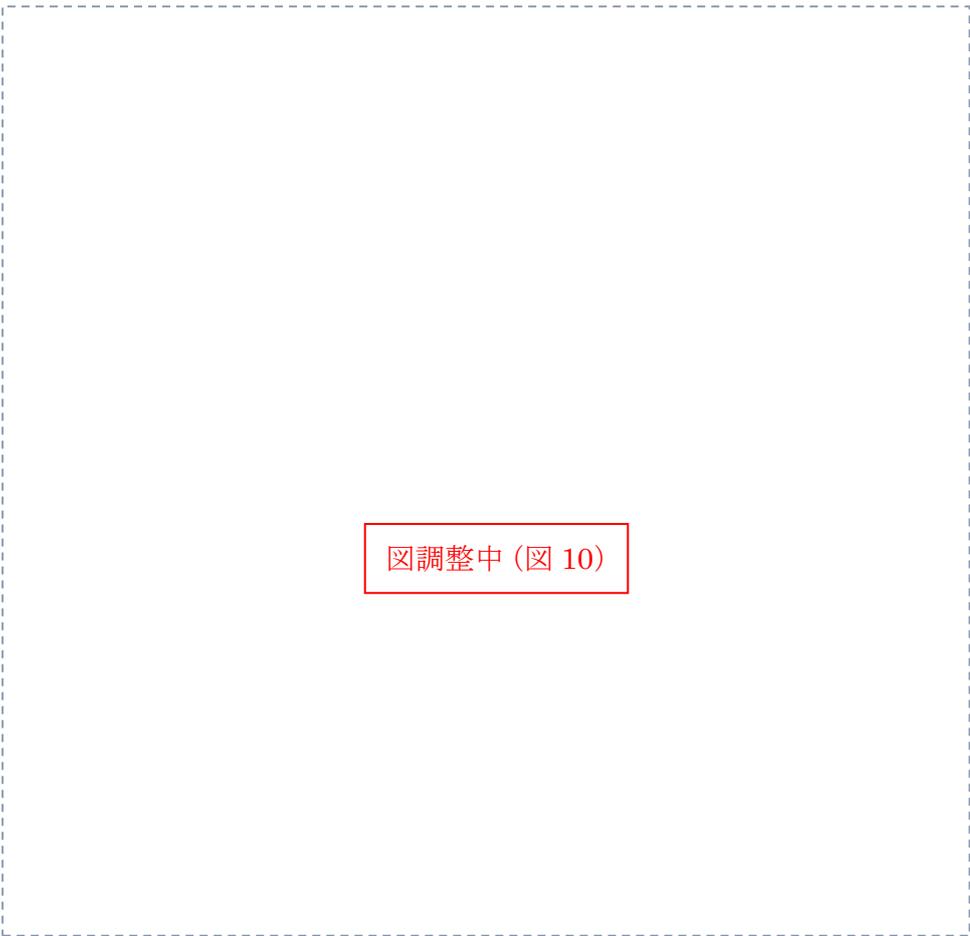
2.2 自然環境の特徴

本市は、東京都内にありながら、自然環境に恵まれた地域といえます。自然環境の成り立ちには、地形・地質からはじまり、植物や動物など、様々な状況が関わっています。

(1) あきる野の成り立ち

ア 地球史の中のあきる野の成り立ち

約 46 億年の地球の歴史の中で、市域を形づくる最も古い地層が作られはじめたのはおよそ 3 億年前からです。この時代は古生代後期のペルム紀や石炭紀と呼ばれます。本市が化石の宝庫なのはよく知られていますが、この古生代の地層からも多くの化石がみつかっています。養沢地区の三ツ合鍾乳洞ではペルム紀のフズリナやウミユリ、サンゴなどの化石が産出します。ペルム紀は 2 億 5100 年前に終わり、中生代に移ります。恐竜やアンモナイトなどが栄えた時代の始まりです。本市の多くの山々は、この中生代の地層が変動してできたものです。それらの地層はかつて日本海溝付近の海底に徐々に堆積した砂や泥だったのですが、太平洋のプレートの動きにしたがって日本列島近くまで移動し、大陸の地塊とぶつかります。プレートの上の地層は、押されたりひずんだりしながら幾つもの断層を作りました。市域の中生代の地層はこれらが構造的に積み重なってできたもので、付加体と呼ばれます。硬くしまった緻密な岩石が多く、地質図 (P.32 参照) でみると秩父帯とあるのは主に中生代ジュラ紀の付加体、四万十帯の小仏層群は白亜紀の付加体です。また、砂や泥と同様に深い海底に積もった放散虫の死がいは、チャートというきわめて硬い岩石となり、侵食されにくいため、岩峰や崖などを作ります。養沢川の小滝などがその代表です。



図調整中 (図 10)

中生代が終わると、哺乳類の時代とも言われる新生代が始まります。新生代は、生きものの進化の歴史を反映して、第三紀と第四紀の二つの時代に大別されます。今から約 6550 万年前に恐竜が絶滅して中生代白亜紀が終わり、新生代第三紀が始まります。第三紀は 2300 万年前までの古第三紀とそれ以降の新第三紀に分かれますが、市域で見つかる地層は新第三紀のもので、新第三紀の前半に五日市盆地、新第三紀の末期に草花丘陵、秋川丘陵（加住丘陵）をつくりました。五日市盆地の地層は五日市町層群と呼ばれる海の底に堆積した海成層です。この時代、関東山地は隆起を始めますが、一方で関東平野はそのほとんどが海であり、五日市付近は海が深く湾入した入江になっていました。この海は次第に土砂の堆積により埋まり、五日市における海の時代が終わります。この時代の最後に堆積したのが中世以降、石臼や石塔などに加工され流通していた伊奈石を産出する伊奈砂岩層です。

一方の丘陵の地層は、新第三紀の終わり頃、隆起する関東山地を侵食して勢いよく流れ下る川によって押し流された大量の砂礫が、当時の本市付近にあった海岸付近に厚く堆積したものです。秋川丘陵（加住丘陵）や草花丘陵の崖で見られる丸い礫は、現在の河原の石ころとよく似ていますが、現在の川の方ではなく、この時代の河川によって上流の山から運ばれてきたものです。

イ 過去 100 万年の歴史

地質学上の区分では 258 万年前から、第四紀が始まりますが、ここでは「100 万年前」以降の自然史についてまとめています。この第四紀は地球の歴史からみればとても短い時間ですが、それでも私たち人類が登場するのはおよそ 20 万年前で、縄文時代のはじまりが 1 万年前ですから、人間の歴史と比べればとてつもなく長い時間が流れていることがわかります。私たちが今、目にすることができる本市の自然の特徴はこの時代に完成したものであり、この時代の自然の成り立ちを詳しく知ることで、本市の現在の生物多様性がどのように支えられてきたのか、またどこを大切にしなければならないのかが分かりやすくなります。

第四紀は寒冷な氷河期とその間の暖かい時期である間氷期とが繰り返し起こりながら現在の自然環境を形成しました。その代表が、市域では多摩川や秋川によって作られた河岸段丘です。氷河期になると、寒冷化した地球では陸地に今よりも多くの水が氷として貯えられます。その結果、海水は減るので海水面は低下します。一方の間氷期では気温の上昇により、陸上の氷がとけて川から海に流れ込むなどし、海水面は上昇します。このような海水面の変化が河床の高度の変化につながります。河岸段丘はこのような河床の高度変化や気候の違いがもたらす降水量の増減があいまって、山から大量の土砂を運んで堆積したり、それを今度は浸食したりということの繰り返しによってつくられます。河岸段丘が何段もあるのはそういう理由からです。段丘面は基本的に高いほど古くなります。また、関東地方では、第四紀に富士山や箱根火山が何度も大きく噴火して、たくさんの火山灰が降り積もりました。この火山灰が風化したものが関東ローム層です。火山灰は、その時点で形成された河岸段丘の上に堆積するので、段丘を作る川から運ばれた砂礫層の上にローム層がのっているというのが、市域の現在の平地や台地の地形の基本型となっています。その基盤の上に豊かな動植物の営みが成立している、すなわち「生物多様性が保たれている」といえます。

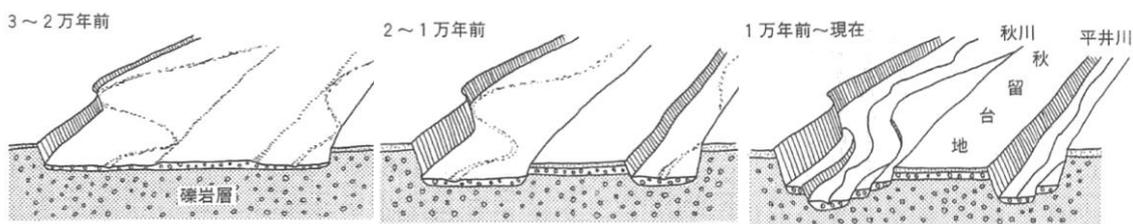
このように第四紀という時代は、寒冷な氷河期、温暖な間氷期というように頻繁に気候を変動させながら現在に至っています。最後の氷河期（最終氷期）の終了が約 1 万年前ですから、その後、人類が大きな影響を自然環境に及ぼすようになった現在にかけては間氷期とすることができます。現在、本市に生息・生育しているすべての動植物は、かつて寒冷な時期には生息・生育場所を南下させたり、また温暖期には北上させたりすることで、この気候変動の結果生じた自然環境の変化に対応してきました。現在もかろうじて生き残っている切欠のカタクリは、寒冷な時期に生育場所を南下させたものであると考えられ、最終氷期の名残りともいえるべき存在です。

ウ 秋留台地の湧水と集落立地

秋留台地はかつての秋川が多くの砂礫を運んでつくった河岸段丘の一番高い面で、現在の秋川の河床からは30~40mも高くなっています。この高い台地面は武蔵野台地と並んで水が乏しく昔から畑作しかできませんでした。現在では市街地が広がりつつありますが、40年ぐらい前は一面の畑が広がっていました。かつての集落は、生活に必要な水がすぐ得られるよう、秋川や平井川の近くに立地しており、秋留台地にはほとんどみられませんでした。

一方、河岸段丘の段丘面からは、湧水を得ることができます。現在のところ、河岸段丘は7~8面が確認されており、一番上の秋留原面から一段下がった段は、秋川の河床からはかなり離れているものの、とても豊富な湧水が得られます。

秋留台地を作る地層には、秋川の河岸段丘を構成する段丘礫層とさらに下に黄褐色の同じような礫層がみられます。段丘礫層はまだ未固結で透水性が良いのですが、この下の礫層はその一部が粘土混じりで硬くしまっています。この層は地下水を通さないで、この境界で地下水が湧き出ます。一番上の面（秋留原面）の段丘礫層は厚さが8mもあり、地下水面の水を利用することができなかつたため、畑にしか利用できませんでした。しかし、それより下の段丘面では1~2m下で硬い礫層がみられ、地下水が得られます。この礫層は秋川丘陵（加住丘陵）や草花丘陵をつくった新第三紀の堆積物と同じものです。100万年より前に堆積したこの地層は、秋川によって約3万年前までに、現在みられる標高ぐらいまでに削り取られてしまいました。その後、2万年前からの最終氷期になると気候の変化で梅雨や台風などの集中豪雨が減り、多くの砂礫が堆積して現在の秋留台地の元をつくりました。そして約1万年前に氷河期が終わると、温暖化とともに降水量が増加して川の浸食力が増し、段丘面を作りながら河床を低下させ、現在私たちが目にしている河岸段丘を作りました。河岸段丘は第三紀の礫層を切りながら河床を下げていったので、秋留原面よりも下の段丘面では豊富な地下水が利用できたのです。二宮神社の池や八雲神社の湧水がその代表です。



(出典：小泉武栄 (1996)：秋留台地の湧水と集落立地、『多摩のあゆみ』、83、17-20)

図 11 あきる野市付近の河岸段丘の発達模式

エ 生きものを支える段丘崖の湧水と緑

本市の湧水は野辺面、小川面などの段丘崖（「ハケ」とも呼びます。）から湧きだしたものです。段丘崖の急な斜面は人間にとっては家を建てたり畑を拓いたりするには適していなかったため、古くから樹林として守られてきました。現在では、市内の重要な緑の拠点となっているとともに鳥類や哺乳類などの動物の棲みかや移動経路となっています。また、私たち人間にとっても美しい景観を提供するなど大変貴重なものといえます。本市の湧水が枯れることなく現在もみることができるのは、湧水地を取り巻く段丘崖の植生と、地下水を涵養している秋留台地の耕作地や丘陵地の樹林が維持されてきたことが要因であり、そのことが本市の生物多様性を支えてきたといえます。

(2) 地形・地質

(1)のあきる野市の成り立ちに沿い、ここではその分布に焦点を当て、地形・地質について整理します（図 12）。

市域の北西部は、秩父帯と呼ばれる主に中生代ジュラ紀の古い地層から形成されています。秩父帯の中には、本市の最高標高である芥場峠付近（1,067m）も含まれており、市の西端から養沢川流域、秋川流域を経て、武蔵五日市駅近くまでの広範囲に及んでいます。

市域の南西部は、四万十帯の小仏層群で、白亜紀の終わりの頃の地層です。その分布は秋川の支流である盆堀川流域全体に及んでいます。

これらの中生代の地層はとても緻密で硬く、川はあまり河原を広げられずに山を下へ下へと侵食していきます。その結果、これらの地域の山（関東山地）はとても急峻な山容となっています。

一方で、市域の北東部、南東部は、丘陵となっており、北東部が草花丘陵、南東部が秋川丘陵（加住丘陵）となります。この地層は数百万年前の新生代の新第三紀の後半に当たる鮮新世の末期に堆積したものです。そのためまだ軟らかく、崩れたり侵食されたりしやすいため、関東山地と比べると比較的なだらかで、たくさんの谷がみられます。

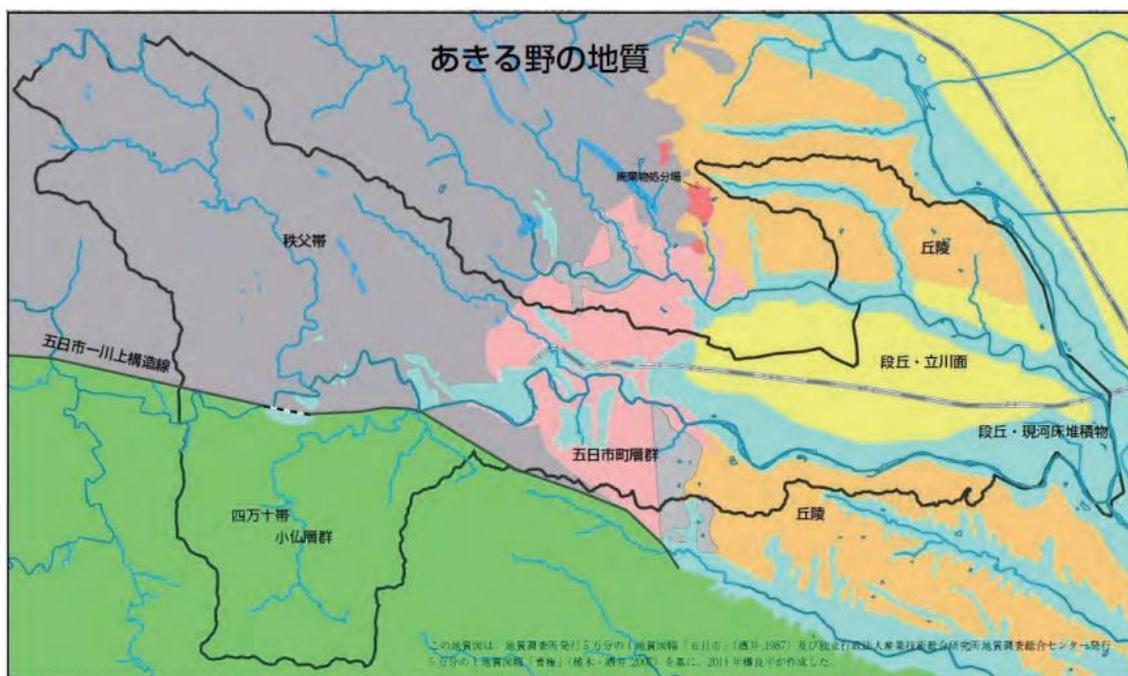
また、市域の中央部は、五日市町層群と呼ばれ、数千万年前から数百万年前の新第三紀に堆積した海成層です。この地層がもとになってできたのが五日市盆地です。秩父帯の関東山地を流れ下る秋川は谷の迫る滝や溪流にはじまり、五日市盆地に入ると河原が広がり、せせらぎやバーベキューで賑わう河原などに変わります。このような本市の山地や丘陵の地形・地質は、四季折々の美しい景観を形づくる花木などの礎となっており、秋川渓谷の大きな魅力を創出しています。

市域の東側中央部は、段丘・立川面と呼ばれ、本市の語源の一つともなった秋留台地となります。これは新第三紀にできた地層が、258 万年前から数万年前の第四

紀の更新世に、多摩川の支流である秋川と平井川に削られて形成されたもので、大局的にみれば古い多摩川の段丘面であるといえます。

市域の中央部から東部にかけての河川沿いの地質は、1万年前から現在に至る完新世に堆積したもので、現在の河川によって作られた一番新しい河原の沖積低地です。

このように、本市は山地から低地までバリエーションに富んだ地形・地質があり、地域ごとの美しい景観を形づくっています。これだけ多様な地形・地質を有する地域は東京都内でも珍しいものであり、これをまちづくりに活かしていこうとする取組が「秋川流域ジオパーク構想」となります。



この地質図は、地質調査所発行5万分の1地質図幅「五日市」(酒井,1987)及び独立行政法人産業技術総合研究所地質調査総合センター発行5万分の1地質図幅「青梅」(植木・酒井,2007)を基に、2011年樽良平が作成した。

図 12 あきる野市の地質（自然環境調査報告書より抜粋）

(3) 植生・植物

本市の植生現況を表す植生図は、東京都が2007（平成19）年に作成した植生図をベースに本市自然環境調査の結果を反映したものです（図13）。これによると、森林は市域の西部、旧五日市町域を中心に広がり、スギ・ヒノキ植林が最も広い面積となっています。

本市では、人の手に依存しない自然林と呼べるような森林は現存していませんが、山地帯（冷温帯）の標高がおよそ600m以上の養沢川上流域では、比較的自然性の高いミズナラ林が残存しています（写真16）。そのほか痩せ尾根にはツガ林が、溪

谷には小規模ながらサワグルミ林が成立しています。同じく溪流部の清流と苔むす岩石などが織り成す「ロックガーデン」にはナルコスゲ群落、岩壁にはイワナンテン群落が特徴的です。山地帯の二次林としては盆堀川流域の戸倉三山の山腹を中心にしたミズナラ・コナラ林がその代表です。

暖温帯の森林は、本来は常緑樹が主体となりますが、そうした森林はみられず、深沢地区のウラジロガシ大木に名残りをみることができるくらいです。丘陵地では、コナラを中心として、イヌシデ、アカシデなどのシデ類がよく混生する二次林、いわゆる雑木林が広く残存しています。その一部はゴルフ場などに変わっていますが、それらを含めてあきる野の里山を代表する植生景観といえます。雑木林も場所によって少しずつ様相に違いがみられます。草花丘陵では、かつての里山利用を彷彿させるコナラやイヌシデ林が広がる一方で、林床にはヒサカキなどの常緑樹が増えつつあるなど、多摩地域の自然植生である常緑樹林への遷移過程がみられます。



写真 16 山地帯に生育するミズナラ林

秋川丘陵（加住丘陵）では、草花丘陵と同様にコナラの林が連続して存在し、その中にモミの大木やヤマザクラが散在しており、多摩地域の典型的な景観がみられます。

さらに秋川沿いには、段丘崖を中心に残存した樹群としてケヤキ林が広がっています。段丘を構成する砂礫層は、水はけが良く比較的乾いていますが、常に水分条件は良い環境です。段丘崖では透水層からの湧き水が多数確認できます。ケヤキはこのような場所を生育の場としており、大木のケヤキ樹群が成立しています。また湧き水の存在はそこに生息する動物たちにとっても貴重なものとなっています。階層構造の発達したケヤキの樹林がベルト状につながることによって、鳥類や哺乳類などの生息の場となるほか、移動経路として機能しています。このような崖線の緑

地帯は、市街地に接するかたちで秋留台地を縁取っており、市民が身近に自然に触れる機会を提供しています。

多摩川及びその支流の秋川や平井川の河原には、河川によって作られた地形と洪水などによる河川の変動を反映した特徴的な植物群落が見られます。おもに、ツルヨシやオギの比較的まとまった群落が発達しており、カヤネズミなどの棲みかとなっています。さらに、永田橋上流の河原には、カワラノギクの群落が見られます。

本市に分布する特徴的な植物を環境別にみると以下のようなものがあげられます。

山地に分布する植物

ブナ、ヒトツバカエデ、ツクバネソウ、キヌタソウ、オクモミジハグマなど

岩角地に生育する植物

オノオレカンバ、アブラツツジ、ホツツジ、イワギボウシ、イワナンテンなど

溪流辺に生育する植物

カツラ、オニイタヤ、ギンバイソウ、ハシリドコロ、カメバヒキオコシ、ヒメレンゲ、ナルコスゲなど

丘陵地に分布する植物

ツガ、モミ、ケヤキ、ヤマザクラ、エノキ、ハンノキ、クサボタン、カタクリ、オケラなど

草地に生育する植物

マルバハギ、リンドウ、オカトラノオ、オヤマボクチ、トネアザミ、リュウノウギク、シシウドなど

高明山周辺のブナ、雨武主神社のツガ、切欠のカタクリなどの植物は、いずれも本来はもっと標高が高い又は気温が低い場所に分布する植物で、現在の気候下ではぎりぎり生き残っている可能性が高いと考えられます。地球温暖化などの今後の環境変化には注意して見守る必要があります。

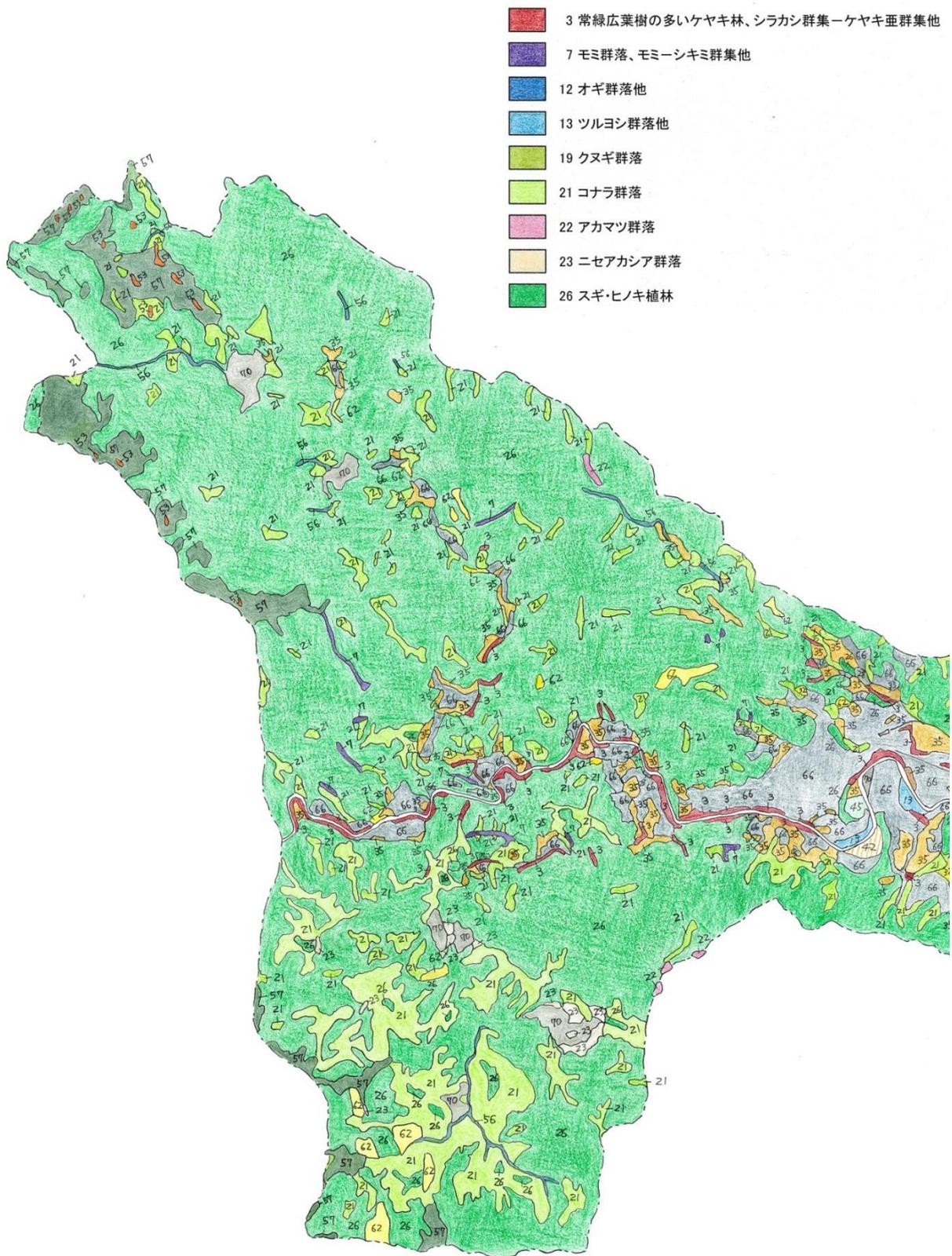
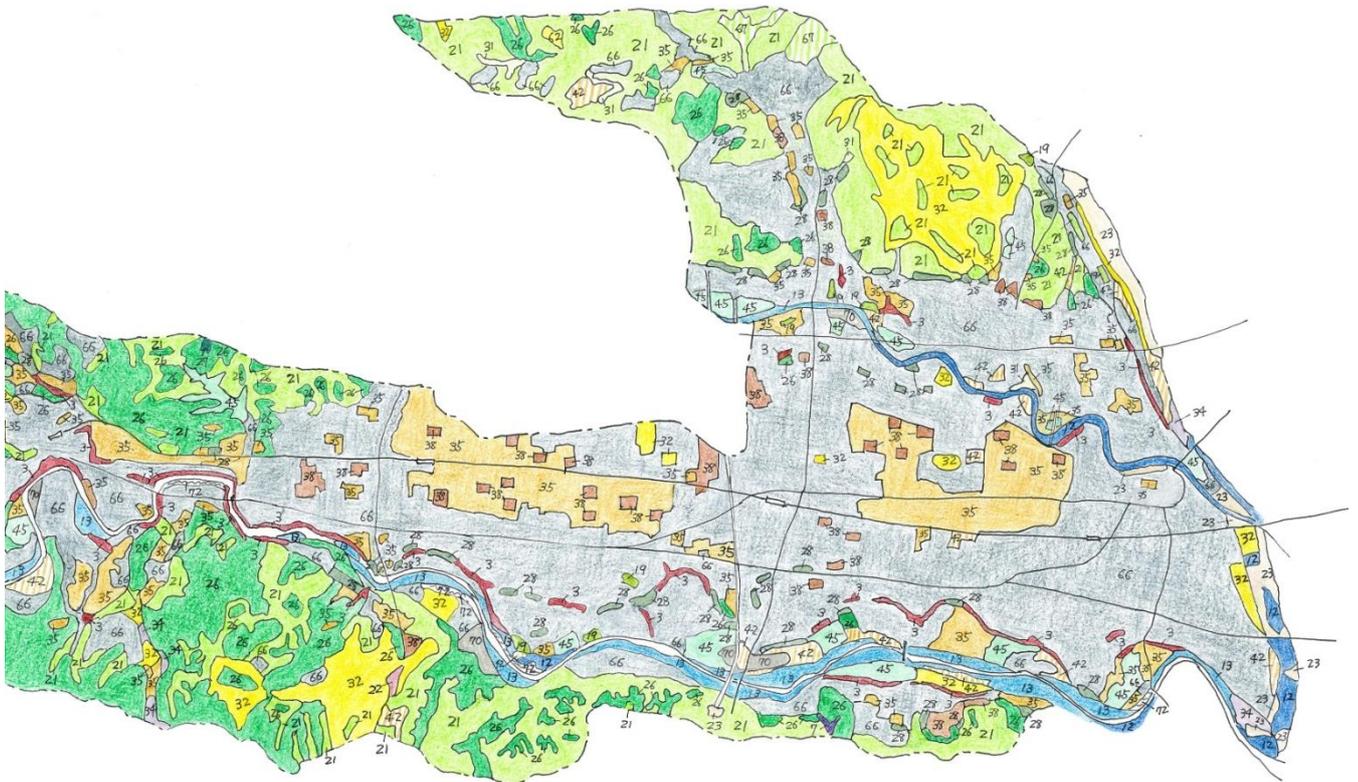


図 13 あきる野市現存植生図（自然環境調査報告書）

ケヤキ亜群集他

- | | | | |
|---|---------------------------|--|---------------------|
|  | 27 テーダマツ植林 |  | 53 ツガ林、ツガ-ミツバツツジ群集他 |
|  | 28 モウソウチク林 |  | 56 フサザクラ-タマアジサイ群落 |
|  | 31 ススキ-チガヤ群落 |  | 57 ミズナラ林、ミズナラ-クリ群落 |
|  | 32 シバ群落、人工シバ草地 |  | 62 タラノキ-クサイチゴ群集 |
|  | 34 カナムグラ-クズ群落 |  | 66 住宅地、市街地 |
|  | 35 ニシキソウ-カラスビシャク群落他、畑、放置畑 |  | 67 樹群を持った公園・墓地など |
|  | 38 果樹園 |  | 70 造成地、人工裸地、採石地 |
|  | 42 ヨモギ-ユウガギク群集他 |  | 72 自然裸地、石河原 |
|  | 45 ミゾソバ群落他、水田、放置水田 |  | 74 水面、開放水域 |



(4) 動物

これまでで示してきたとおり、本市には、様々な地形・地質を基盤に多様な植生が成立し、東京都内にありながら多くの動物が生息できる環境が存在しています。

「あきる野市自然環境調査報告書（平成 21 年度～23 年度）」によると、本市で確認された動物のうち、特定外来生物、外来種を除く哺乳類は 23 種、鳥類は 101 種、爬虫類（ヘビ類）は 8 種、両生類は 14 種、昆虫類は 129 種、魚類は 17 種となっています。また、「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト 2010 年版」に指定されている種も多く確認されており、本市は動物が生息するのに、重要かつ貴重な場所であるといえます。例えば、キツネやニホンリス、カヤネズミ、カワラバッタ、オオムラサキなどは既に 23 区では絶滅してしまった動物です。

哺乳類は、ツキノワグマやカモシカといった大型哺乳類のほか、ヤマネなどの森林性の哺乳類が確認されています。そのほか、モリアブラコウモリやモモジロコウモリなど、数種の希少なコウモリの仲間が生息することも特徴的です。また、河川敷ではカヤネズミの生息も確認されています。

一方で、近年各地で問題となっている、ニホンジカによる森林生態系被害やニホンザル等による農作物等の食害は、本市でも例外ではなく、それらの種は生息域や生息頭数を拡大させています。また、特定外来生物であるアライグマやタイワンリスも確認されています。アライグマは、市民との協働により、対策が進められており、捕獲等を進めています。また、タイワンリスは秋川左岸崖線の山田地区から牛沼地区で確認されておりましたが、独立行政法人森林総合研究所などとの連携により、捕獲等が一段落しています。



写真 17 ツキノワグマ（奥多摩で撮影）



写真 18 カモシカ



写真 19 ヤマネ



写真 20 カヤネズミ

鳥類は、クマタカやミゾゴイ、ヤマセミ、アカショウビン、ブッポウソウなど、豊かな森林や河川を持つ本市だからこそ生息できる種が確認されています。

全国的にも個体数が少なく、希少な猛禽類であるクマタカは、本市の山間地に生息していることが確認されています。クマタカが生息するためには、食べ物である小動物などが豊かである必要があり、自然環境調査などで把握されている本市の豊かな自然環境を裏付けるものの一つであるといえます。そのほか、ミゾゴイやブッポウソウなど、現在、東京都では西多摩地域だけで生息が確認されている種もみられます。



写真 21 クマタカ



写真 22 ミゾゴイ

爬虫類のうち、ヘビ類は8種が確認され、ニホンマムシ、タカチホヘビ、シロマダラといった希少な種がみつかっています。特にシロマダラは、夜行性のため、なかなか姿をみることができないことから、「幻のヘビ」と呼ばれています。

両生類は、ナガレタゴガエル、ヒダサンショウウオなどの奥山でしかみられない種が確認されています。これらの種は本市の中でも、溪流などに生息するだけで、非常に希少な種です。また、里山の水辺や水田などが残る場所にも、トウキョウサンショウウオやトウキョウダルマガエル、シュレーゲルアオガエルなどが確認されています。

これらの両生類の生息には、水辺環境が必要であり、土地利用の変化などによって、生息場所が喪失したり、分断してしまうことの影響が懸念されます。また最近では、特定外来生物であるアライグマによる両生類の卵のうや成体の被食害の影響が問題となっています。



写真 23 ナガレタゴガエル

昆虫類は、次第に減少している草原や湿地などの環境に様々な希少種が生息しています。例えば、広い礫河原にはカワラバッタやオサムシモドキが生息していて、谷戸の湧水由来の小河川や水田・湿地にはヤマサナエやゲンジボタル、ヘイケボタル、ヤマトセンブリが生息しています。ヤマトセンブリは、全国でも数か所でしか生息が確認されていない希少種です。また、山地から丘陵地にかけては、広い面積の樹林が必要なオオムラサキをはじめとした雑木林に生息する昆虫類が多く生息しています。また、洞窟に生息するヨウザワメクラチビゴミムシは、養沢鍾乳洞が基準産地です。このように、水域や樹林に生息する種では希少な種を含む多様な昆虫類が確認されています。



写真 24 ヤマトセンブリ
(佐久間聡氏提供)



写真 25 オオムラサキ

魚類は、清流を代表する魚であるカジカが生息しています。絶滅が危惧されるカジカは、都内では生息場所が限られており、本市においては、多摩川と秋川の合流点より上流の全域で見られますが、近年は減少傾向にあります。そのほか、石や岩、倒木の下などを好むギバチや、水温が低く緩やかな流れを好むホトケドジョウといった希少な魚類が生息していることも特徴的です。

このように、本市では、希少な生きものから身近な生きものまで、多様な種が生息・生育しています。特に、市域の西部を中心に広がる森や川沿いの湿性草地の存在は、多くの動物の生息の場となっています。また、里山の谷津田や崖線の緑地帯、湧き水などの存在も注目される環境です。例えば、谷津田の雑木林と田んぼのように、異なる地形や植生が接しているような環境の連続性が保たれた自然（エコトーン）は、それらの環境がそろわないと生息できない種、それらを行き来して生息するような種（トウキョウサンショウウオなど）にとって、とても重要です。本市に生息する動物の中で、絶滅が危惧されている種は決して奥山だけに存在しているわけではありません（図 14）。むしろ里山や市街地周辺のエコトーンに、今では都内では数が少なくなった生きものの生息環境がcaろうじて残されています。

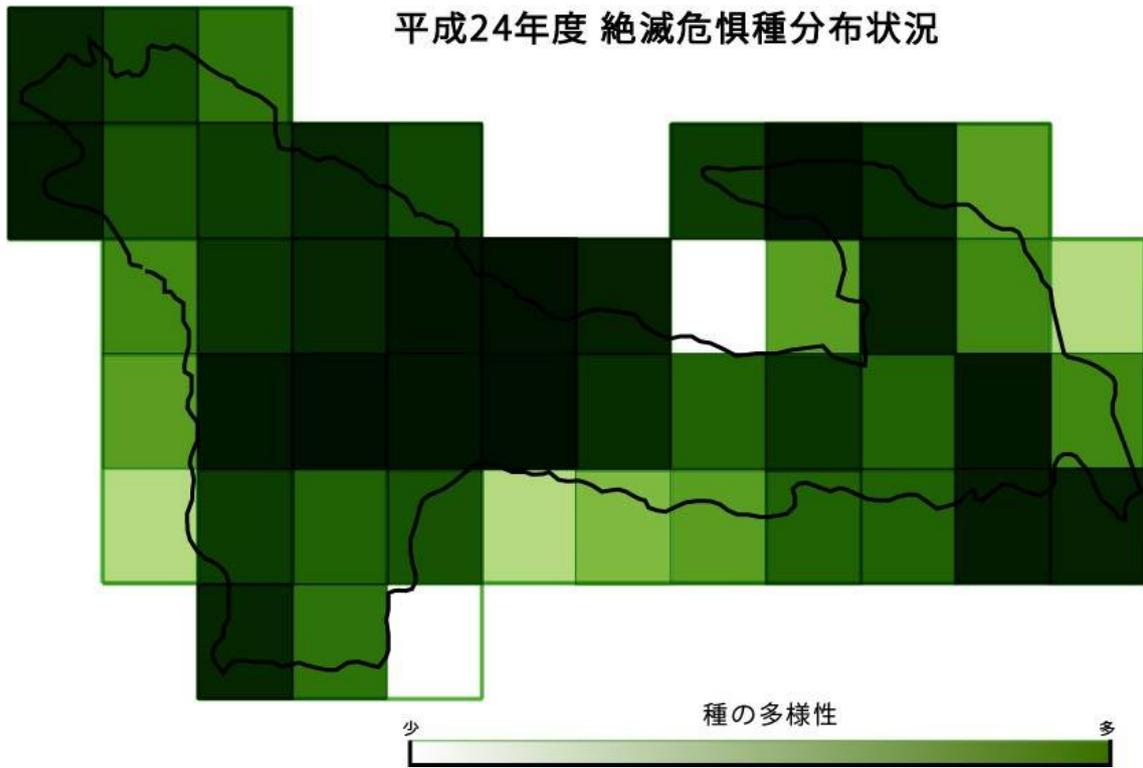


図 14 絶滅危惧種分布状況（森林レンジャーあきる野報告書を基に作成）

(5) 人の営みと生きもの

本市の豊かな生物多様性を支えてきたのは、自然景観を構成する要素の多様さ、すなわち、「山（山地）」・「丘（丘陵）」・「川（河川）と平野」・「台地」と、それらの恵みを楽しむとともに、大切に守ってきた「人の営み」です。様々な自然景観の要素から得られる生物多様性の恵みについて、人々がいかに利活用してきたのかを景観ごとに整理しました。

ア 山（山地）の林業

本市の山地ではかつては林業が盛んに営まれていました。江戸時代以降、江戸の町の発展に合わせて五日市は炭や材木の集積供給基地となりました。木炭は昭和の初めまで主要なエネルギー源とされ、非常に重要視されていました（写真 26）。その結果、現在でも、檜原村を含め、秋川や養沢川には炭焼き窯の跡がいくつも残っています。江戸時代、五日市の市に出荷されたものは、当初は炭が大半でしたが、次第に市に蓄えられた資金を元にスギ、ヒノキが育林されるようになりました。スギ、ヒノキの出荷の際には、これらの材木を角材として筏を組み、秋川を流下させました（筏流し（写真 27））。角材は木炭よりも高い価格で売れたため、五日市に潤いをもたらし、それが新たな育林や町の発展につながりました。林業は、戦後の拡大造林をピークに、林業の採算性悪化などにより、衰退の一途をたどっていましたが、環境に対する意識が高まるなか、新たな光が当たろうとしています。

その一つは地場の材を地場で消費しようという動き（地産地消）です。東京都森林組合では「多摩産材」（図 15）の利用促進を進め、公共施設や工事への利用を推奨しています。

また、森林の二酸化炭素の吸収・固定機能に着目し、地球温暖化対策の一つとして森林を活かしていこうとする動きもあります。具体的には、間伐・植林等の森林整備による二酸化炭素吸収量を「オフセット・クレジット（J-VET）制度」の対象とすることなどです。

本市においても、地元産材の需要を喚起し、様々な視点から活用を図ることで、林業振興と地球温暖化対策の取組につなげていこうとしています。これらの新たな潮流は、「山」の森に新たな経済価値をうみ、生物多様性保全の原動力となるとともに、地域の産業の活性化につながるものとして期待されています。



写真 26 炭焼きの様子



写真 27 筏流し



図 15 多摩産材ロゴ

イ 丘（丘陵）の薪炭林利用と保全

秋川に映える秋川丘陵（加住丘陵）の新緑や紅葉の美しさは、豊かな生物多様性を物語るだけでなく、市内外の人々の目を楽しませてくれます。これらの比較的新しい時代にできた丘陵地の植生は、落葉広葉樹からなるいわゆる雑木林となっています。

本市の丘陵地は、人々の生活圏の間近にあったために、いわゆる「里山」として維持されてきました。その利用方法は、まさに生物多様性の恵みの継続的な利用を具体化しているものでした。かつて農家では、コナラやクヌギ、シデ類などからなる雑木林をもち、伐採した原木は薪・炭などの燃料やシイタケ栽培のホダ木として使い、落葉や枝などは農業用の有機肥料として利用していました。伐採後の切り株からは萌芽が出て、十数年もすれば雑木林は再生しました（図 16）。

イラスト調整中

図 16 萌芽更新

利用を通じて、持続的な管理がされている雑木林は、よく日が入り、多様な環境が存在することにより、色々な植物が生育できます。カタクリやカンアオイなどの林床植物がその代表です。カタクリ等の春植物は、本市周辺では最後の氷河期の生き残りといえる植物ですが、落葉広葉樹が春先に新葉を展開する前の明るい光環境に依存して生育しています。現在の気候は暖かすぎるので、北向きの水気が多く、水はけの良い斜面にしか分布しません。さらに、その斜面が常緑樹林や低木層に常緑樹が繁茂する森林である場合、十分な光が得られず、生育できないと考えられています（写真 28）。

これらの草本類は、花粉を運んでもらうために、チョウ類やクマバチなどの昆虫を必要とします。また、夏になれば、クヌギやコナラの樹液にはカブトムシやクワガタ、チョウ類などが集まり、昆虫が多ければ、それを食べる小鳥の種類も多くなります。さらに、ドングリや果実を餌にする動物も多くみることができます。

このように、丘陵の雑木林は多くの生きものを育む環境ですが、現在は伝統的な里山の利活用の仕組みが少なくなっているため、里山の所有者だけでなく、行政、市民、NPO、企業等の多様な主体の参加によって、環境学習やレクリエーションなど、現在のライフスタイルに合わせた人と里山の間関係を再構築し、丘陵の雑木林を持続的に利用する仕組みづくりが必要となっています。



写真 28 切欠地区のカタクリ

ウ 川（河川）の漁業と河原の保全

秋川が、清らかな水をたたえ風光明媚な秋川溪谷の景観を支えている大きな理由の一つとして、河川の規模が大きい割に都内では珍しくダムのない河川ということがあげられます。檜原村の源頭に端を発する溪流は、溪畔の樹林とともに、多くの動物の生息を支えてきました。魚類相が豊かなのも特徴で、なかでもアユは秋川を代表する魚といえます。秋川では古くから鮎漁が盛んに行われ、江戸時代には將軍家に献上する御用鮎の産地でもありました。伝統的なさくり漁（メガネ釣り）は現在に伝わり、地域伝統文化の一つとして大切にされています。

秋川の河原は、かつては瀬や淵の多い野趣に富んだ河原であったとされていますが、現在は、釣りやバーベキューなどのレクリエーションの場として親しまれている広くなだらかな河原となっています。こうした河原は、人間のレジャーにとっては好都合ですが、瀬淵などを生息場所とする魚にとっては、棲みかとして適さなくなりました。また、河原の砂礫が固まることによって植物相が変化したこともこれに拍車をかけたと考えられます。地域の皆さんにお話を伺うと、かつて、足をいれると魚がぶつかってきたような魚影の濃い秋川の復活を望む声も多く聞かれます。

平井川は、日の出山に源を発し、草花丘陵の裾を下り多摩川にゆるやかに注ぐ里山の河川です。河川沿いには今も水田が維持され、河川敷にはツルヨシやオギの比較的大きな群落が残されています。

平井川流域では、防災と良好な自然環境の保全との両立を目指し、2000（平成12）年から平井川流域連絡会が設置され、住民と意見交換をしながら、河川整備が進められています。なかでも菅瀬橋近くのオギ・ツルヨシ群落では多数のカヤネズミの生息が確認されていたため、河川改修時にカヤネズミの退避場所を確保し、またオギやツルヨシの根茎を工事終了後まで保管し、戻すことによって群落の早期再生を促し、カヤネズミの生息地の再生を実現した事例があります。

エ 台地の農業と緑のつながりの創出

多摩川や秋川、平井川によってつくられた秋留台地は、関東ローム層と段丘礫層が厚く堆積していて容易に水を得ることが難しかったため、広く畑地が分布していました。現在も、畑作は続いており、畑で生産されている「秋川とうもろこし」は本市の特産品の一つとして知られています。市街化が進むなか、これだけまとまった面積の農地が維持されている地域は、都内でもまれなことです。

かつての集落は段丘崖からの湧き水が利用しやすい台地の縁に沿うように分布していました。その後、五日市線の駅や五日市街道周辺から市街地が拡大し、現在では秋川駅を中心に市街地が形成されています(図 17)。市街地の広がりに合わせて、緑地の面積は大きく減ることになりましたが、街路樹や住宅地の植え込みなどの緑は、周辺の農地や雑木林、公園の緑との連続性を保つことにつながり、動物にとって大切な移動経路や休憩場所、隠れ場になっています。このような動物の生息場所のつながりを生態系ネットワーク(エコロジカル・ネットワーク)といいます。市街化が進んだ地域ではこのような生態系ネットワークを維持し、拡大していくことで、生物多様性の向上を図ることができます。今後は植栽する樹木を郷土に自生するものにしたたり、高さの違う樹木を植えて草地を創出し、生きものが訪れやすい仕組みをつくったりするなど、生物多様性に配慮したまちづくりを進めていく必要があります。

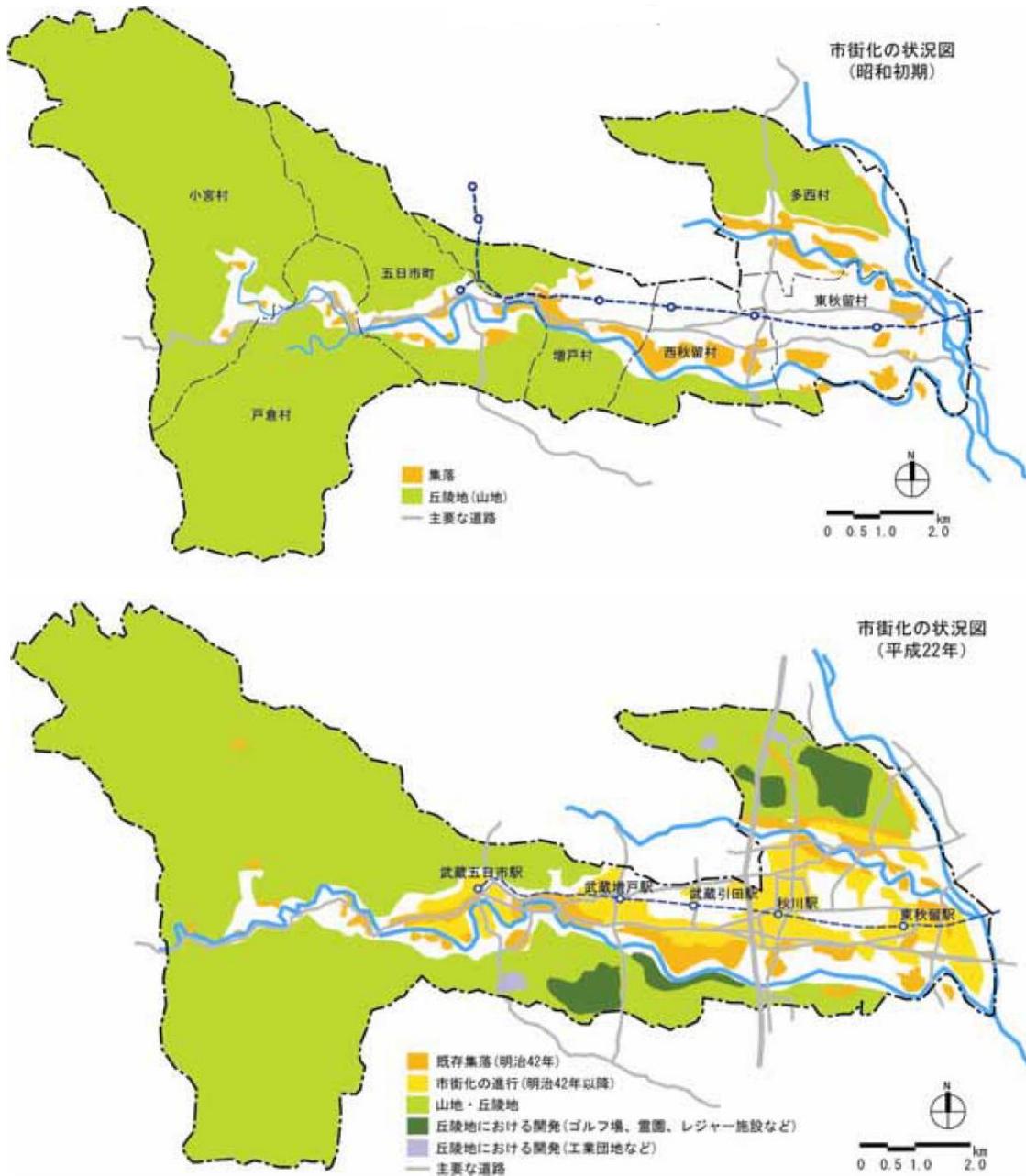


図 17 市街地拡大の変遷（都市計画マスタープラン）

2.3 地域区分と地域ごとの現状と問題点

本市は、山、森、里山、川などの多様な自然環境が存在しており、場所によって特徴が異なります。このため、本市の生物多様性の現状と問題点、さらに問題点から得られる課題に対応する取組を進めるに当たり、次の(1)～(3)までの自然環境の特徴などに基づき、(4)のとおり、生物多様性の取組を進めていくための地域区分を設定することとしました。

(1) 地形・地質による区分

本市を地形・地質の観点から区分すると、次の6つに分類することができます。

北西部の秩父帯の地域、南西部の四万十帯の地域、中央部の五日市町層群の卓越する五日市盆地、北東部の草花丘陵、南東部の秋川丘陵（加住丘陵）、最後に東側中央部の秋留台地です（図18）。

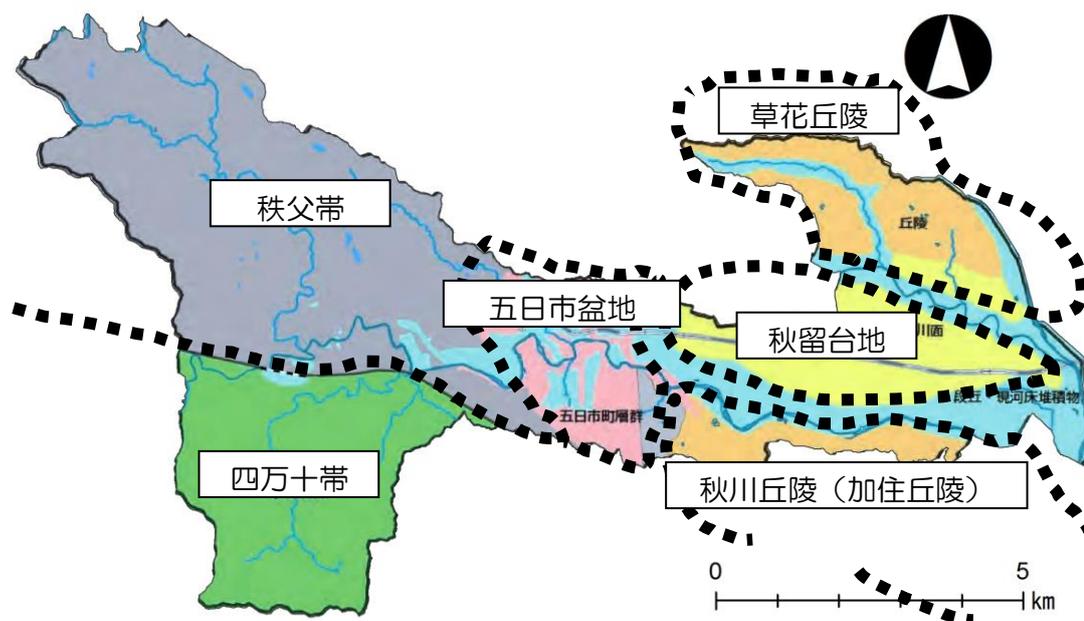


図18 地形・地質による区分

(2) 河川の流れによる区分

河川の流れ(秋川、平井川)に着目して区分をすると次のようになります(図19)。

まず、本市を西から東にまたぐように流れる流程の長い秋川については、市内の流域を河川の形状にあわせて、三つに区分します。山地の狭い谷を溪流として流れ下る区域を上流部とし、秋川本流に盆堀川が合流する沢戸橋辺りまでとします。ここから、川幅が一気に広がる山田大橋付近までの区域を中流部とします。山が開けた五日市盆地では、秋川は蛇行しながら広い河原を伴って流れていきます。最後に、

多摩川へ合流するまでの区域を下流部とします。六枚屏風岩にみられるように、右岸の秋川丘陵（加住丘陵）を鋭く侵食しながら東に流れて多摩川へ合流します。

また、支流である鯉川も含む平井川流域は、渓谷を形成する秋川とは異なり、上流から下流までの比高が少なくゆるやかに流れ下り、河川の形状も一定であるため、一つの区分とします。この流域では、ヨシやツルヨシなどの湿性草本が多いことも特徴です。

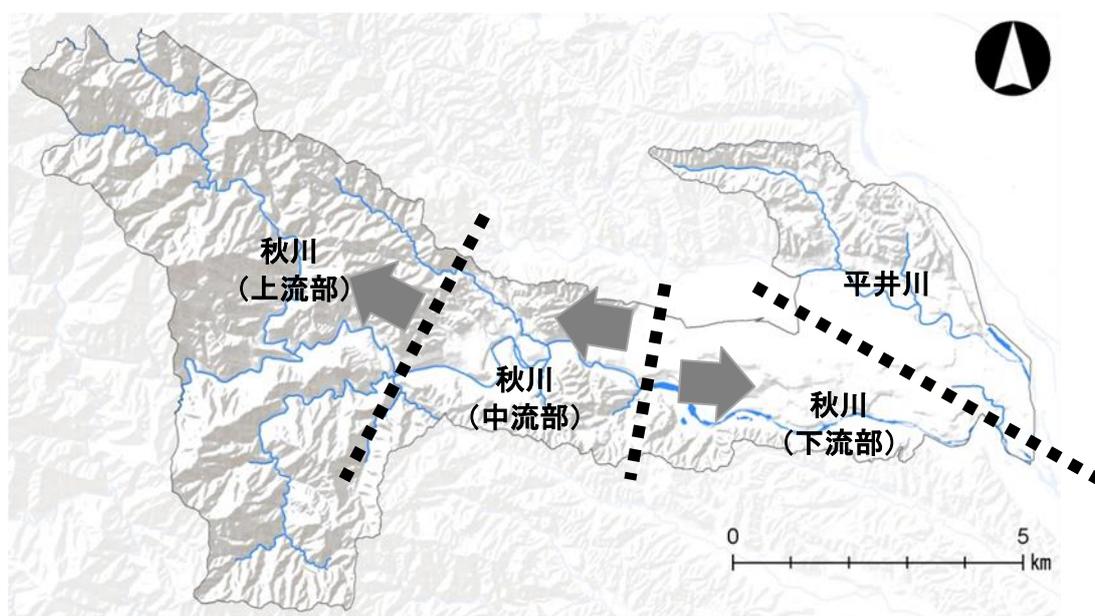


図 19 河川区間による区分

(3) 森の類型による区分

市では、市域の 6 割を占める森を市民の財産と位置付け、人と森との共生の姿を創出する「郷土の恵みの森構想」に基づいて、地域と協働による森づくりを進めています。この構想では、市域の森について、森林の特性や自然、利用状況、地域の意向などから、清流の森などの「森の類型区分」を設定しています。この類型区分に着目して、市西部の山地の森について区分をすると、次のとおりとなります（図 20）。

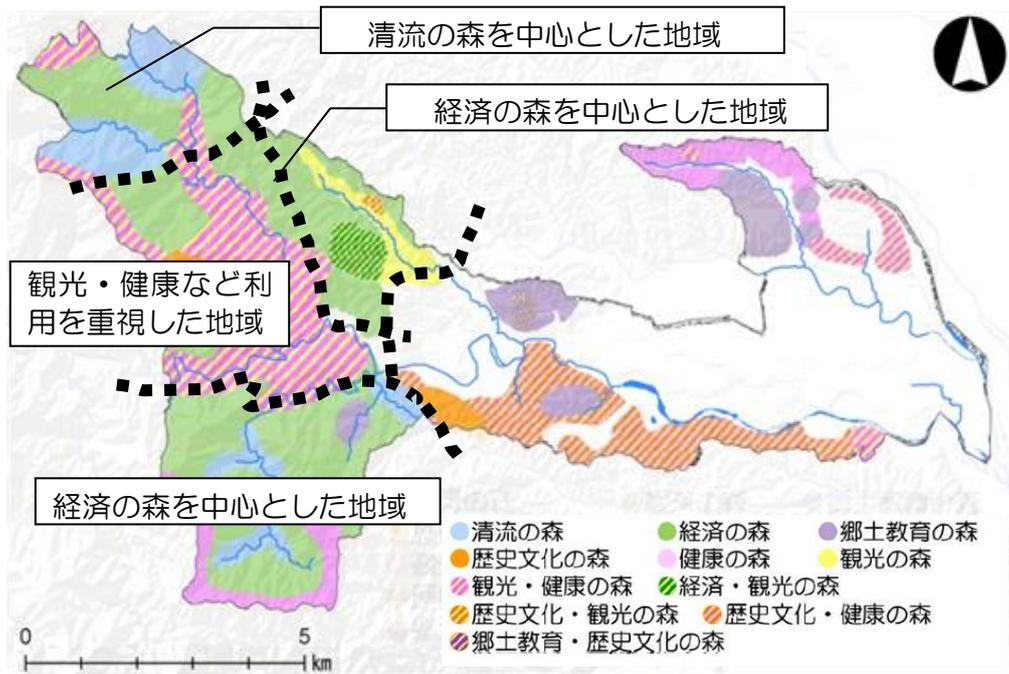


図 20 市西部の山地の森の類型区分図（郷土の恵みの森構想を基に作成）

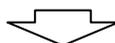
(4) 生物多様性に関する地域区分の設定

地域の特徴を反映するために適すると考えられる(1)から(3)までの区分をまとめると次のようになります(表 2)。

表 2 自然環境の特徴を表す地域区分の考え方

区分	説明	
(1) 地形・地質による区分	ア 秩父帯 イ 四万十帯 ウ 五日市盆地	エ 秋川丘陵 オ 秋留台地 カ 草花丘陵
(2) 河川区間による区分	河川区間* ア 秋川上流部 イ 秋川中流部 ウ 秋川下流部 エ 平井川	
(3) 森の類型による区分 (あきる野市郷土の恵みの森構想)	ア 清流の森 イ 経済の森 ウ 郷土教育の森	エ 歴史文化の森 オ 健康の森 カ 観光の森

※ここでいう河川区間は市域に含まれる部分の河川の区分であり、全川の河川区間ではありません。



(2) 河川区間による区分	ア 秋川上流部	(3) 森の類型による区分 (あきる野市郷土の恵みの森構想) ア 清流の森を中心とした地域 → 上養沢地域 イ 経済の森を中心とした地域 → 盆掘地域、深沢地域 オ 健康の森 } 森の活用を中心とした地域 → 戸倉・小宮地域 カ 観光の森
	イ ウ エ 秋川中流部 秋川下流部 平井川	(1) 地形・地質による区分 ウ 五日市盆地 → 五日市・増戸地域 エ 秋川丘陵 → 秋川丘陵地域 オ 秋留台地 → 秋留台地地域 カ 草花丘陵 → 草花丘陵地域

まず、(2) 河川区間による区分から、山地の狭い溪谷を流れる秋川上流部とそれ以外の区域に区分します。

秋川上流部は、大半が森であることから、(3) 森の類型による区分により、清流の森を中心とした地域（上養沢地域）、経済の森を中心とした地域（盆掘地域、深沢地域）、健康・観光などの利用を重視した地域（戸倉・小宮地域）に4つに区分します。

秋川中流部、秋川下流部、平井川については、生物多様性が地形・地質から形づくられているという観点から、(1) 地形・地質の区分を用いて、市中央部の五日市盆地の地域（五日市・増戸地域）、市南東部の秋川丘陵（加住丘陵）の地域（秋川丘陵地域）、市東側中央部の秋留台地の地域（秋留台地地域）、市北東部の草花丘陵の地域（草花丘陵地域）の4つに区分します。

これらの8つの地域を生物多様性に関する取組を進めていくための地域区分と設定します（図 21）。

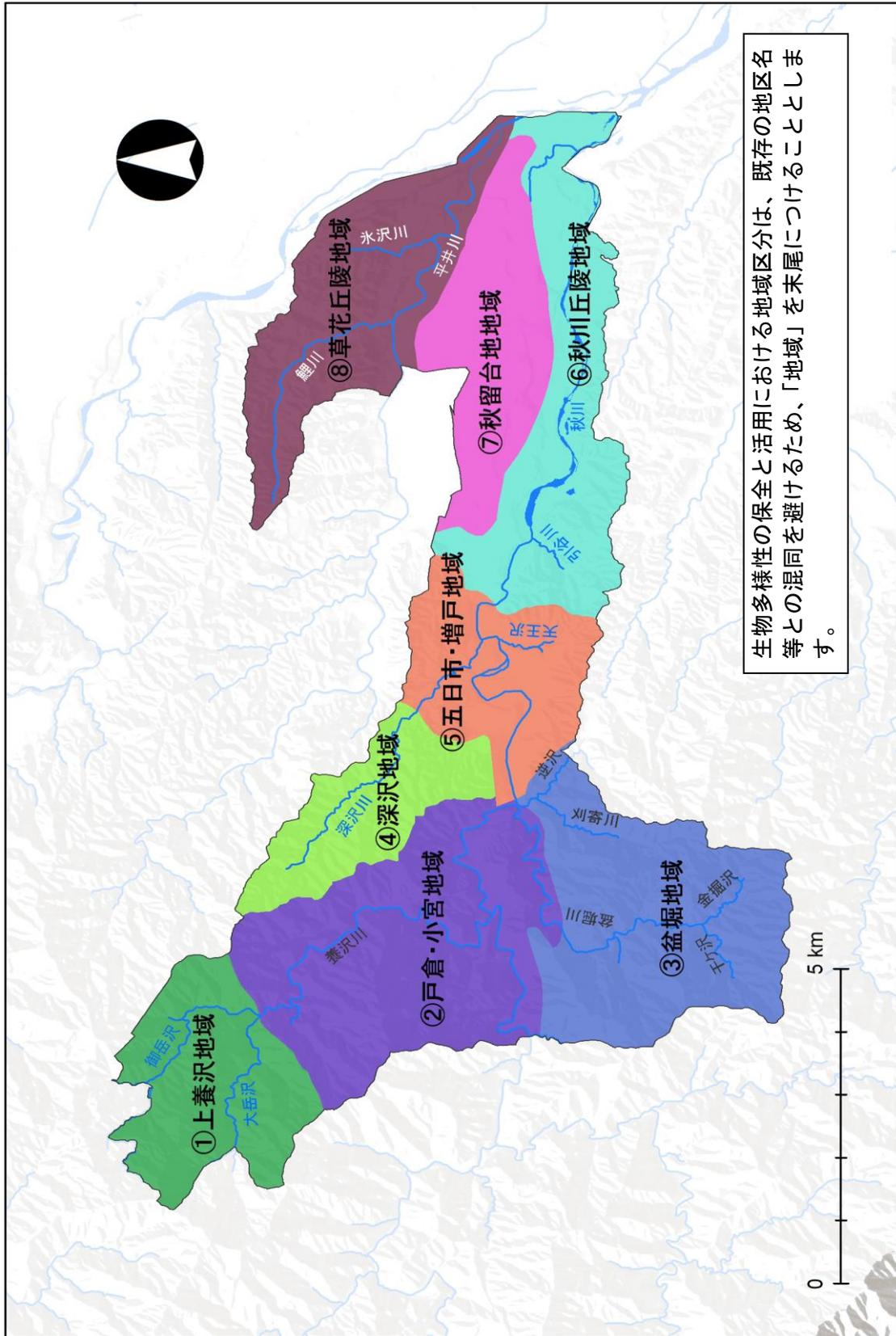


図 21 生物多様性に関する取組を進めていくための地域区分

(5) 地域ごとの現状と問題点など

(4) で設定した 8 つの地域区分ごとに、現状を整理しました。

現状は、各地域の生物多様性の特徴を表すため、生きものの生息・生育環境として重要な場所と特徴的な生きものについてまとめています。

また、各地域で生物多様性の取組を進めるため、地域ごとの問題点の抽出も行いました。

ア 上養沢地域



【概況】

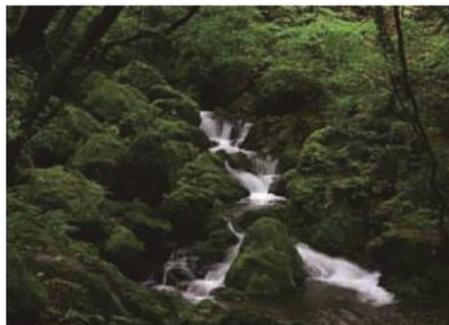
養沢神社より上流の地域で、硬い緻密な堆積岩による比較的岩がちで険しい斜面が多い地域です。「郷土の恵みの森構想」では大半が「清流の森」に位置付けられ、苔に覆われた岩と清流の大岳沢などの豊かな森や水に恵まれ、大型の哺乳類をはじめとする様々な生きものが生息・生育する地域です。

一部に石灰岩層を含み、東京都指定天然記念物の大岳鍾乳洞などの鍾乳洞が発達しています。また、高さ 35m、幅約 50m にわたってチャートが占めるつづら岩など、中生代の地形・地質が特徴的な地域です。

この地域は全域が秩父多摩甲斐国立公園の区域に含まれており、上高岩山をはじめとした山地からの眺望も良く、様々な自然資源が存在しています。

植生は、大半がスギ・ヒノキ植林ですが、川沿いには一部ケヤキの大径木やカエデ林などの溪畔林がみられます。二次林はおよそ標高 800m を境に下部はコナラ林、上部はミズナラ林となり、高岩山周辺と、馬頭刈山から富士見台へ至る馬頭刈尾根に一部残存しています。かつて薪炭利用された広葉樹林が利用されないまま老齢林となり、コナラ・モミなどの枯損もみられます。

動物はツキノワグマやヤマメなどの森林性の哺乳類が生息しています。また、東京都内では、本市のほか、八王子市、



大岳沢



大岳鍾乳洞



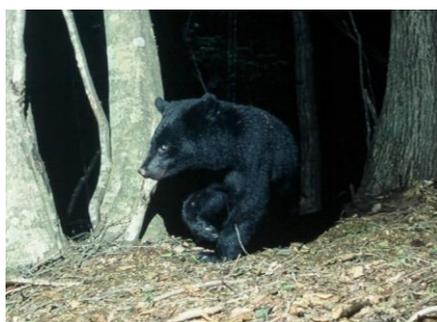
つづら岩



上高岩山からの眺望

青梅市、奥多摩町、檜原村などの奥山でしかみられないヒダサンショウウオが生息することも特筆すべきことです。また、養沢鍾乳洞はヨウザワメクラチビゴミムシが最初に確認された基準産地です。ヨウザワメクラチビゴミムシは、洞窟などの光のない環境に適応した結果、目が退化して複眼が無いのが特徴です。

夏鳥のオオルリは、多摩地域の山地の渓谷沿いで繁殖が確認されており、このような種の生息環境としても上養沢地域の森林は貴重であるといえます。



ツキノワグマ（奥多摩で撮影）



ヒダサンショウウオ



ヤマネ



オオルリ

上養沢地域の生物多様性の特徴（まとめ）と問題点

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全域が秩父多摩甲斐国立公園の区域に含まれ、そのほぼ全てが特別地域に指定されている ・ 地域のほぼすべてを森林が占め、その大半がスギ・ヒノキ植林からなる ・ コナラ、ミズナラを中心とした二次林が残されている ・ 動植物が豊富に生息・生育している ・ 鍾乳洞、巨木、湧水等の自然資源が豊富に存在する
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二次林の荒廃 ・ 森林生態系被害の発生 ・ 工事等による希少な生きものの生息・生育環境への影響

イ 戸倉・小宮地域



【概況】

養沢川、秋川上流沿いに広がる地域で、固い緻密な堆積岩から構成されています。一部に石灰岩を含み鍾乳洞が発達しています。豊かな自然に恵まれ、上養沢地域と同様に、大型哺乳類をはじめとする様々な生きものが生息・生育しています。

大半の地域が秩父多摩甲斐国立公園の区域に含まれているとともに、滝や眺望の良い場所といった自然資源のほか、「秋川溪谷瀬音の湯」や釣り場などのレジャー施設も多く存在しています。

こうしたことから、「郷土の恵みの森構想」では、「経済の森」のほか、「観光の森」や「健康の森」に位置付けられています。また、このように自然とのふれあい活動が活発な地域であることを活かして、旧小宮小学校を活用した「小宮ふるさと自然体験学校」では、次世代の子ども達の育成に向けた環境教育が進められています。

植生の大部分はスギ・ヒノキ植林ですが、養沢川、秋川の溪流沿いには一部自然度の高い溪畔林が残存し、地域の皆さんの手によって再生されています（ケヤキ林、カエデ林等）。二次林は暖温帯のコナラ、クリ類を中心とした林で支尾根などにみられます。

城山や眺望の良い加茂原などは、地域のシンボリックな存在として地域の人々に



秋川上流



コナラ林



城山



加茂原

親しまれています。

秋川沿い、養沢川沿いには古くからの家並みが残っており、山村景観を維持しています。これらの人家の裏山もかつては畑地や薪山として利用されていました。現在では、スギ・ヒノキの植林となっており、これらの森は壮齢林・老齢林となっているため、森林性の動物の隠れ場となっていて、野生動物と人間の距離が近くなっています。特に小宮地区では、1940年代に萱場などの共有地にスギの植林が進められ、老齢林となっています。

馬頭刈尾根周辺ではカモシカやキツネが確認され、深い谷に成熟した巨樹が残存する秋川渓谷流域ではムササビが確認されています。ムササビは、樹洞や大径木のある社寺林などの古くからある森を好みます。秋川渓谷の溪流では、カジカガエルが生息しています。また、絶滅が危惧されているヤマドリが安定して生息できるような空間が残されています。



カモシカ



ムササビ



カジカガエル



ヤマドリ

戸倉・小宮地域の生物多様性の特徴（まとめ）と問題点

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大半の地域が秩父多摩甲斐国立公園の区域に含まれる ・ 地域のほぼすべてを森が占め、そのほとんどはスギ・ヒノキ植林からなる ・ 溪畔林が残されている ・ コナラ、クリ類を中心とした二次林が残されている ・ 大型哺乳類をはじめ、動植物が豊富に生息・生育している ・ 鍾乳洞、巨木、湧水等の自然資源が豊富に存在する ・ 小宮ふるさと自然体験学校で環境教育が進められている
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工林の荒廃 ・ 山村景観の荒廃 ・ 経済林被害の発生 ・ 農作物被害の発生 ・ 湧水環境の減少

ウ 盆堀地域



【概況】

盆堀川流域の経済林を中心とした地域であり、戸倉財産区として、スギ・ヒノキ植林のモデル的な森林施業が行われています。「郷土の恵みの森構想」では大半が「経済の森」に位置付けられているとともに、伝名沢などの川沿いの一部の地域は「清流の森」に位置付けられ、様々な生きものがみられます。また、刈寄山、市道山、臼杵山の戸倉三山が散策コースやトレイルランニングコースであることなどから、「健康の森」にも位置付けられています。

四万十帯小仏層群の硬質な砂岩、泥岩等からなり、盆堀川が深く多数の溪谷を刻み大小の滝など溪谷美を形成しています。盆堀川の上流にある伝名沢はハイキングや沢登りに利用されています。

また、新宿区との連携による「新宿の森」や港区との連携による「みなと区民の森」が整備されており、森林整備による二酸化炭素の吸収量増加や、自然体験学習、交流促進の場として、活用されています。

植生は、スギ・ヒノキ植林が大半を占めています。当地域では比較的大きな面積のコナラ、クリなどの二次林が残存しています。経済林のため、急峻な斜面や基岩が露出しているような地形への植林は回避されており、



市道山



石仁田間伐展示林



刈寄山からの眺望



伝名沢

落葉広葉樹林がモザイク状に点在しています。コナラが中心となっていますが、ほかの落葉広葉樹林に比べて、林内にはヒサカキ、ヤブツバキなどの常緑広葉樹の割合が多くなっています。戦後の復興期に木材を搬出した経緯もあり、老齢林と呼べる森林はありません。溪流沿いにはダンコウバイ、ウワミズザクラ、オオバアサガラなどがみられます。

動物では、森の食物連鎖の頂点に立つクマタカが生息しています。クマタカの生息には、餌となる小動物の生息が必要であり、この地域の生物相が豊かであることの裏付けの一つとなります。溪流にはカワネズミやナガレタゴガエルのほか、湧水から崖線沿いを流れる小川等に生息するカジカなど、豊かな水環境を好む種が多くみられることも特徴です。



カワネズミ



クマタカ



カジカ



ナガレタゴガエル

盆堀地域の生物多様性の特徴（まとめ）と問題点

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のほぼすべてが森林で、その大半は経済林である ・比較的大きな面積のコナラ、クリなどの二次林が残存している ・水環境を好む動物をはじめ、豊富な動植物が生息・生育している ・溪流・滝が多く存在し、沢沿いには豊かな自然景観が残されている ・「新宿の森」、「みなと区民の森」が存在し、地方公共団体の連携が図られている
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・人工林の荒廃 ・二次林の荒廃 ・山村景観の荒廃 ・経済林被害の発生 ・森林の保水力の低下

Ⅱ 深沢地域



【概況】

深沢川に沿って広がる地域で、中生代秩父層群からなり、比較的緩やかに金比羅山へ連なる金比羅尾根と深沢川によって刻まれた溪谷が特徴的です。深沢川にはゲンジボタルやヘイケボタルも飛翔します。

江戸城築城に木材を切り出した歴史が物語るように、古くから林業が盛んな地域であり、「郷土の恵みの森構想」では大半が「経済の森」に位置付けられています。また、懐かしさを覚える茅葺き屋根の家並みや、地域の象徴である山抱きの大榎（ウラジロガシ）や南沢あじさい山、深沢家屋敷跡などの地域資源を活かした観光振興による地域づくりの取組が進められていることから、「観光の森」にも位置付けられています。

植生は、現在もほとんどがスギ・ヒノキ植林であり、盆堀地域と同様に戦後の復興期に木材の供給を行いました。その後も引き続き、植林されたため、若い樹木が多く、老齢林はあまりみられません。古い林業地帯の証として、山林の境界木には大径木のスギ（樹齢 200 年前後）が残されている場所もあります。これまでの 3 地区と比較して、落葉広葉樹林は少なく、植林された針葉樹林が大半です。支尾根等にはウラジ



南沢あじさい山



金比羅尾根からの眺望



深沢の大榎（ウラジロガシ）



深沢家屋敷跡

ログシ、モミなどの大木が残存し、川沿いには一部溪畔林が成立しています。

動物では、ノスリやモモンガ、サンコウチョウなどの森林性の種が生息しています。モモンガは樹洞がある樹木や大径木を好むことから、この地域にも樹齢の高い樹木が多いことがわかります。そのほか、良好な水環境が残されていることから、東京都内でも希少となっているヘイケボタルやゲンジボタルもみられます。



モモンガ



ノスリ



サンコウチョウ



ゲンジボタル

深沢地域の生物多様性の特徴（まとめ）と問題点

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・金比羅山へ連なる金比羅尾根と深沢川によって刻まれた溪谷がある ・地域のほぼすべてがスギ・ヒノキ植林からなる林業生産地である ・森林性の動物や水環境を好む動物が生息している ・あじさい山や深沢家屋敷跡などの観光資源が存在する ・観光振興を目指した花木類の植栽が行われている
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・人工林の荒廃 ・経済林被害の発生 ・森林の保水力の低下

才 五日市・増戸地域



【位置図】

【概況】

秋川中流部に位置する五日市盆地を含んだ地域で、新第三紀の五日市町層群からなり、比較的軟弱な地質が丘陵を形づくっています。中世から近世にかけて採掘が盛んだった伊奈石もこの層群に相当します。

五日市街道、檜原街道に沿って古くから集落が形成されました。南西部の里山にある広徳寺は、東京都指定天然記念物のカヤヤタラヨウがあるほか、大径木のイチョウ、茅葺き屋根の山門など、地域で大切にされてきた古刹の一つです。中央を通る秋川沿いに広がる河原には、釣りやバーベキューに訪れる観光客が多くみられるなど、本市を代表する観光の拠点として知られています。また、南部には小峰工業団地も立地しています。

北部の丘陵には一部で谷津田が発達し、横沢入は、東京都により、里山保全地域に指定されています。横沢入に代表される里山地域では、現状ではスギ、ヒノキの若齢林や壮齢林が広い面積を占めています。また、里山保全の取組によって管理された谷津田では湿地性の植生がみられます。

秋川は基盤を侵食し、大きく蛇行しながら東流しています。また、一部には堆積物が残り、河川敷が広がっています。秋川右岸には丘陵のコナラ、クリ類など多様な構成種からなる雑木林をみることができます。

動物では、里山の環境を示す種が多く



横沢入里山保全地域



広徳寺



五日市盆地
(城山などからの眺望)



秋川河原
(伊奈石、矢穴跡)

みられ、草地や農耕地等で捕食するキツネやアオバズクのほか、タヌキ、アナグマといった哺乳類も生息しています。アオバズクは丘陵地や社寺林等にある大径木でも生息します。また、水田等の水辺とそれに連続する森林にはトウキョウサンショウウオが生息しています。そのほか、夏鳥として希少種であるミゾゴイが飛来します。

横沢入では、希少種であるヤマトセンブリの生息が確認されています。ヤマトセンブリは、平地から丘陵地の湧水のある湿地や池沼を好む昆虫です。しかし開発などにより棲む場所が減少し、全国では1957（昭和32）年に確認されて以来記録が途絶え、絶滅が危惧されていましたが、37年ぶりに横沢入で再発見されました。



キツネ



アオバズク



トウキョウサンショウウオ



ミゾゴイ



ヤマトセンブリ（佐久間聡氏提供）

五日市・増戸地域の生物多様性の特徴（まとめ）と問題点

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 谷津田が発達した丘陵が横沢入里山保全地域に指定されている ・ 秋川は河川敷が広がり、大きく蛇行しながら流れている ・ 秋川流域の里山の典型的な植生（雑木林）が残存する ・ 市街地周辺にトウキョウサンショウウオ、ミゾゴイなどの希少な動物が生息している ・ 秋川沿いの観光業が盛んである ・ 小峰工業団地が立地するとともに、市街地が広がっている
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二次林の荒廃 ・ 谷津田生態系の衰退 ・ 希少な生きものの生息環境の変化 ・ 水田及び跡地など水辺環境の荒廃 ・ 樹林・草地の減少 ・ 農作物被害の発生 ・ 外来種の侵入・繁茂

カ 秋川丘陵地域



【概況】

秋川沿いの丘陵地(秋川丘陵(加住丘陵))と河岸段丘からなる地域で、地域の大部分が都立秋川丘陵自然公園に指定されています。

新第三紀の砂層、粘土層、礫層をともなう軟岩層で構成されているとともに、秋川による開析が進み、六枚屏風岩等の急崖や痩せ尾根などが特徴的です。また秋川の南部にある弁天山の山頂近くには、チャートの洞穴がみられます。

多くの集落が広がるとともに、秋川沿いには農地もみられます。また、秋川には広河原が展開しており、多くの観光客に釣りやバーベキューで利用されています。市内最大の観光施設である東京サマーランドに訪れる観光客も多くみられます。

秋川はゆるやかに東流し、砂礫地やヨシ、ツルヨシ、オギの群落が広がる地域です。これらの河川敷の草地ではカヤネズミ、河原の砂礫地ではカワラバッタをみることができます。また、秋川左岸には崖線が形成され、ケヤキ、カシ類、スギ、ヒノキなどの樹林に竹林が縞模様のように入り込んだ樹林帯を形成しています。かつては薪山として利用されていた林で、地形や斜面の向きに応じてコナラ・ヤマザクラの株立ちが



網代橋周辺



六枚屏風岩



弁天山



秋川・多摩川合流点周辺

残っています。近年は、薪として利用されないため、地上部の枝が大きく広がり、その重量を増しており、六枚屏風などがある崖地では崩落の要因となっています。植生はコナラ、アオハダ、ヤマザクラが主な高木で、痩せ尾根の乾燥している地区では、ヒサカキなどの陰樹が林床を塞ぎ、草本の衰退がみられます。痩せ尾根のモミ林や北向き斜面沖積錐下部に成立するカタクリは地域を代表する種で、本市の保存緑地に指定されている切欠のカタクリ群生地は都内有数の群生地として知られています。また、雨武主神社のある朝日山の北側斜面に広がるモミ・ツガ林は、侵食を受けた痩せ尾根に分布し、本市の特徴的な植生の一つです。

動物では、比較的標高が高い針葉樹林内を主な繁殖場所とするウソや、秋川の下流域の川岸で生息記録の多いイタチ、水田や水路、湿地等の水辺に多くみられるトウキョウダルマガエルが生息しており、秋川丘陵地域がバリエーションに富んだ環境を持つことを示しています。また冬にはコガモなどの冬鳥が飛来します。



イタチ



コガモ



トウキョウダルマガエル



ウソ

秋川丘陵地域の生物多様性の特徴（まとめ）と問題点

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 六枚屏風などの急崖や痩せ尾根が多い ・ 崖線下部には多くの湧水がみられる ・ 地域の約 4 分の 1 が森林であり、雑木林を構成する植生がみられる ・ 氷河期の生き残りともいべき植物（カタクリ）がみられる ・ 魚類や水田を好む両生類、これを餌とする鳥類などが生息している ・ 東京サマーランド、秋川を利用した釣りやバーベキューなどの観光産業が盛んである
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二次林の荒廃 ・ 谷津田生態系の衰退 ・ 水田及び跡地など水辺環境の荒廃 ・ 樹林・草地の連続性の分断 ・ 樹林・草地の減少 ・ 農作物被害の発生 ・ 河川環境の劣化（単純化）

キ 秋留台地地域



【概況】

秋川と平井川で囲まれた地域であり、多摩川の支流である秋川と平井川によって削られて形成された第四紀以降の河岸段丘の一つで立川面と呼ばれる広大な平坦面です。段丘上には関東ローム層が厚く堆積し、比較的乾燥した立地環境となっています。

秋川と平井川によって形成された平坦地の秋留台地は古くから人間活動により改変されており、まとまった残存樹林は二宮神社、出雲神社などの社寺林にみられます。また、東部に位置する都立秋留台公園の植栽樹群も特徴的です。旧都立秋川高校のメタセコイア並木は地域のシンボリックな存在となっています。

かつて集落は、水の得やすい台地の縁に存在し、台地には農地が広がっていました。近年は市街地が拡大し、市街地の緑地やその周辺の農地などに関わりのある生きものが生息・生育しています。

区分的には秋川丘陵地域に入りますが、台地の縁に当たる段丘崖にはベルト状にケヤキ、アラカシ、シラカシ等の雑木林が残存し、多くの生きものの生息・生育の空間となっています。



出雲神社



秋留台地の農地



メタセコイア並木



二宮神社

動物では、丘陵地や河川敷等の草地や耕作地の環境を代表するチョウゲンボウやヒバリ、キジが生息しています。また、アオダイショウは様々な環境に生息できる種ですが、秋留台地地域においても市街地でもみることができ、ヘビ類の中では身近な生きものです。このように、秋留台地地域は、人の暮らしと共生する野生動物がみられる地域ですが、一方でチョウゲンボウやヒバリが好むような草地環境は、全国的な傾向と同様に減少傾向にあります。



チョウゲンボウ



ヒバリ



キジ



アオダイショウ

秋留台地地域の生物多様性の特徴（まとめ）と問題点

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・秋川と平井川によって形成された広大な平坦地（秋留台地）がある ・樹林は非常に少ないが、一部社寺林や段丘崖の雑木林として残存している ・人の暮らしと共生できる野生動物が生息している ・市街地周辺に農地（畑、果樹園）が広がっている ・地域東部には都立秋留台公園がある ・市街地が広がり、商工業も盛んである
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・休耕地の増加 ・樹林・草地の減少 ・農作物被害の発生

ク 草花丘陵地域



【位置図】

【概況】

平井川の北側に位置する比較的起伏の大きい丘陵地（草花丘陵）と平井川の河岸段丘からなる地域で、新第三紀の丘陵性堆積物からなり、砂層、礫層、粘土層を含む軟岩層で構成されています。平井川によって開析され、その氾濫原にはかつては湿地や水田が多く存在していました。

また、多摩川に接する地域の一部は都立羽村草花丘陵自然公園に含まれます。

この地域は、丘陵の自然と里山の自然がみられ、様々な生きものが生息・生育しており、特にトウキョウサンショウウオの基準産地としても知られています。

丘陵地の植生は、コナラ、ヤマザクラなどの高木林にモミ、アカマツが点在する典型的な武蔵野の丘陵の景観がみられます。かつては薪山として利用されてきたと考えられますが、薪炭の利用が無くなり、人の手が入らなくなったことで、ヒサカキが急激に広がっており、南関東の自然植生といわれる照葉樹の暗い森への遷移が始まっています。その中でも豊かな里山が残る菅生では、産学公の協働による里山・里地の活性化事業によって、里山の景観や生態系の保全再生活動・活用が行われています。

平井川の河川敷では池状の入江（ワンド）のヨシ群落やツルヨシ、オギ群落な



平井川



草花公園



小宮神社



菅生の里山

どが、地形や水条件に応じてモザイク状に分布し、カヤネズミ等の貴重な生息地を提供しています。そのほか、モミやマツ等の針葉樹の林では、オオタカの繁殖が確認されています。一方で、絶滅が危惧されているツチガエルは、自然環境調査部会による調査では平井川流域を中心に確認されていますので、貴重な生息場所であるといえます。また、この地域で生息が確認されているホトケドジョウは、西多摩や南多摩の地域で少数が生息するのみとされています。



オオタカ



カヤネズミ



ツチガエル



ホトケドジョウ

草花丘陵地域の生物多様性の特徴（まとめ）と問題点

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平井川・多摩川の河川敷には地形や水条件に応じて様々な植生が成立している ・ 農地、市街地、小規模に残された雑木林のモザイク的な環境が残されている ・ 特徴ある河川敷の植生に応じた動物が生息している ・ トウキョウサンショウウオの基準産地である ・ 丘陵斜面の樹林帯や寺社林の植生が維持されている ・ 平井川の氾濫原には耕作地が残存している ・ 「郷土の恵みの森づくり事業」の一環として、産学公の協働による森づくりと地域づくりが進められている
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹林・草地の減少 ・ 二次林の荒廃 ・ 谷津田生態系の衰退 ・ 水田及び跡地など水辺環境の荒廃 ・ 農作物被害の発生 ・ 外来種の侵入・繁茂 ・ 河川環境の劣化（単純化）

2.4 生物多様性の課題

2.3 で示したとおり、本市の生物多様性の現状は地域ごとに特徴があり、問題点も多岐にわたっています。生物多様性の保全と活用を進めていくに当たっては、各地域の特徴や問題点を考慮していくことが必要です。

このため、地域ごとに抽出された問題点と解決に向けた課題をまとめました（表3）。

上養沢地域、戸倉・小宮地域、盆堀地域、深沢地域のように森林が多い地域では、ライフスタイルの変化などに伴い、人の利用が減少し、生きものの生息・生育環境の劣化や生態系サービスの低下などの問題が出ています。

一方、五日市・増戸地域、秋川丘陵地域、秋留台地地域、草花丘陵地域のように市街地や耕作地が多い地域では、開発などの人間活動により、樹林、草地をはじめとした自然環境の面積の減少のほか、農業の担い手不足に伴い、耕作地周辺の環境について休耕地の増加やこれに伴う質の低下がみられます。

表 3 地域別の生物多様性の問題点と課題

地域区分	問題点	課題
① 上養沢地域	二次林の荒廃	適正管理の実施 担い手育成
	森林生態系被害の発生	野生動物の個体数管理 防除対策の実施
	工事等による希少な生きものの 生息・生育環境への影響	森林管理のルールづくり
② 戸倉・小宮地域	人工林の荒廃	適正管理の実施 担い手育成
	山村景観の荒廃	耕作地放棄の抑制 担い手育成
	経済林被害の発生	野生動物の個体数管理 防除対策の実施
	農作物被害の発生	有害鳥獣対策・外来種対策の実施
	湧水環境の減少	—
③ 盆堀地域	人工林の荒廃	林業振興
	二次林の荒廃	森林経営の健全化や適正管理の実施 担い手の育成
	山村景観の荒廃	保全等の仕組み構築 担い手育成
	経済林被害の発生	野生動物の個体数管理 防除対策の実施
	森林の保水力の低下	森林の適正管理の実施

表 3 地域別の生物多様性の問題点と課題（続き）

地域区分	問題点	課題
④ 深沢地域	人工林の荒廃	林業振興
	二次林の荒廃	適正管理の実施 担い手育成
	経済林被害の発生	野生動物の個体数管理 防除対策の実施
	森林の保水力の低下	森林の適正管理の実施
⑤ 五日市・増戸地域	二次林の荒廃	適正管理の実施 担い手育成
	谷津田生態系の衰退	
	希少な動物の生息環境の変化	森林・河川管理のルールづくり
	水田及び跡地など水辺環境の荒廃	農業振興 後継者育成
	樹林・草地の減少	土地利用改変（宅地化等）の配慮
	農作物被害の発生	野生動物の個体数管理 防除対策の実施 有害鳥獣対策・外来種対策の実施
	外来種の侵入・繁茂	外来種対策の実施
⑥ 秋川丘陵地域	二次林の荒廃	適正管理の実施 担い手育成
	谷津田生態系の衰退	
	水田及び跡地など水辺環境の荒廃	保全等の仕組み構築 農業振興 担い手育成
	樹林・草地の連続性の分断	土地利用改変（宅地化等）の配慮
	樹林・草地の減少	
	自然資源の劣化	—
	農作物被害の発生	野生動物の個体数管理 防除対策の実施 有害鳥獣対策・外来種対策の実施
	河川環境の劣化（単純化）	生物多様性に配慮
⑦ 秋留台地域	休耕地の増加	保全等の仕組み構築 農業振興 後継者育成
	樹林・草地の減少	土地利用改変（宅地化等）の配慮
	農作物被害の発生	野生動物の個体数管理 防除対策の実施 有害鳥獣対策・外来種対策の実施

表 3 地域別の生物多様性の問題点と課題（続き）

地域区分	問題点	課題
⑧ 草花丘陵地域	樹林・草地の連続性の分断	土地利用改変（宅地化等）の配慮
	樹林・草地の減少	
	二次林の荒廃	適正管理の実施
	谷津田生態系の衰退	担い手育成
	水田及び跡地など水辺環境の荒廃	保全等の仕組み構築 農業振興 担い手育成
	農作物被害の発生	野生動物の個体数管理 防除対策の実施 有害鳥獣対策・外来種対策の実施
	外来種の侵入、繁茂	外来種対策の実施
	河川環境の劣化（単純化）	河川管理のルールづくり

このほか、地域にまたがる課題としては、河川環境の向上があげられます。本市の象徴の一つである秋川は、ダムのない河川として、釣りやバーベキューなどの親水性が非常に高い河川となります。一方で、河床の礫化や上昇などを懸念する声も聞かれます。

また、市域全体の課題として、生物多様性の取組を進めていくために必要となる生物多様性の状況の把握や調査の継続、生物目録の充実などがあげられます。

第3章 生物多様性地域戦略の基本的事項

第3章では、本市の豊かな生物多様性を将来に継承できるよう、保全と持続的な活用を図るため、生物多様性の施策の方針等を示す生物多様性地域戦略を策定するに当たり、理念などの基本的事項をまとめています。

3.1 基本理念

生物多様性を将来に引き継いでいくためには、生物多様性やその恵みを正しく理解し、私たちが生きていくために必要不可欠なものであることを認識することが重要です。また、生物多様性の保全により本市の豊かな生物多様性の向上を図り、エコツーリズムをはじめとする観光に活用するなど、保全と活用の循環を創出し、地域活性化を図ることで、継続的な取組とする必要があります。

さらに、生物多様性の恵みは、日常生活や事業活動、観光などの様々な場面で享受するものであることから、恵みを享受する全ての主体が連携して進めていくことが求められます。

生物多様性は私たち人間を含む多様な生命の長い歴史の中で作られたかけがえないものです。この豊かな自然と自然の中で育まれてきた生活を、可能な限り良い形で次世代に継承することは、現代に生きる私たちの責務の一つです。

このようなことから、市全域において、生物多様性の取組を進めていくに当たり、次のとおり基本理念を定めます。

～基本理念～

- ・生物多様性や生物多様性の恵みを理解し、保全と活用の循環により、生物多様性の維持・向上と地域活性化を図ります。
- ・生物多様性の取組は、本市の生物多様性の恵みを享受する全ての主体が連携して進めます。
- ・豊かな自然と、その中で育まれてきた生活を、可能な限り良い形で将来の世代に継承します。

3.2 目的

基本理念に沿って、生物多様性の取組を進めるためには、市だけでなく、市民や事業者の皆さんなど、本市の生物多様性に関わる主体間で、目標とする姿などの共通認識を形成することが必要です。

また、非常に幅広い分野に関わるものであることから、効率的かつ効果的に推進するためには、施策の基本的な方針や関連する取組の位置付けを明らかにするとともに、

施策を進めていくための仕組みを構築し、主体間での共有化を図ることが必要です。

こうしたことから、生物多様性の保全と活用が継続的に実施されている姿として、生物多様性に関わる主体が共有できる「望ましい姿」を定めるとともに、施策の基本的方針や取組の位置付けを明示し、施策を進めていくための仕組みを構築するため、「あきる野市生物多様性地域戦略」（以下「本戦略」といいます）を策定します。

～本戦略の目的～

生物多様性の保全と活用に向けた

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 望ましい姿の共有 | (3) 施策を進めるための仕組みの構築 |
| (2) 施策の基本的方針の明示 | (4) 各種取組の位置付け |

3.3 位置付け

本戦略は、「生物多様性基本法」の第3条で示される基本原則に沿って策定するものであり、同法第13条の「市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」に該当するものです。

また、「環境基本計画」における自然環境分野の重点施策である「あきる野の自然を知る」、「あきる野の自然を守る」、「郷土の恵みの森を守り育むー特性を活かした森づくりー」及び「郷土の恵みの森を守り育むー構想実現に向けての仕組みづくりー」に対応するものであり、自然環境分野全体を担うものとなります。さらに、同計画の生活環境分野やエネルギー環境分野、人の活動分野にも横断的に関わるものです。

生物多様性の保全と活用は、本市の街づくりや農林業施策、商工業施策、観光施策、教育などの様々な分野に関連するため、本戦略は、「郷土の恵みの森構想」、「郷土の恵みの森づくり基本計画」と同様に、様々な分野別計画に横断的に関わるものと位置付けます。

「郷土の恵みの森構想」は、市域の6割に当たる森を起点に、生物多様性の観点も含めて森づくりを進めていく取組であることから、本戦略は、「郷土の恵みの森構想」との整合を図っています。

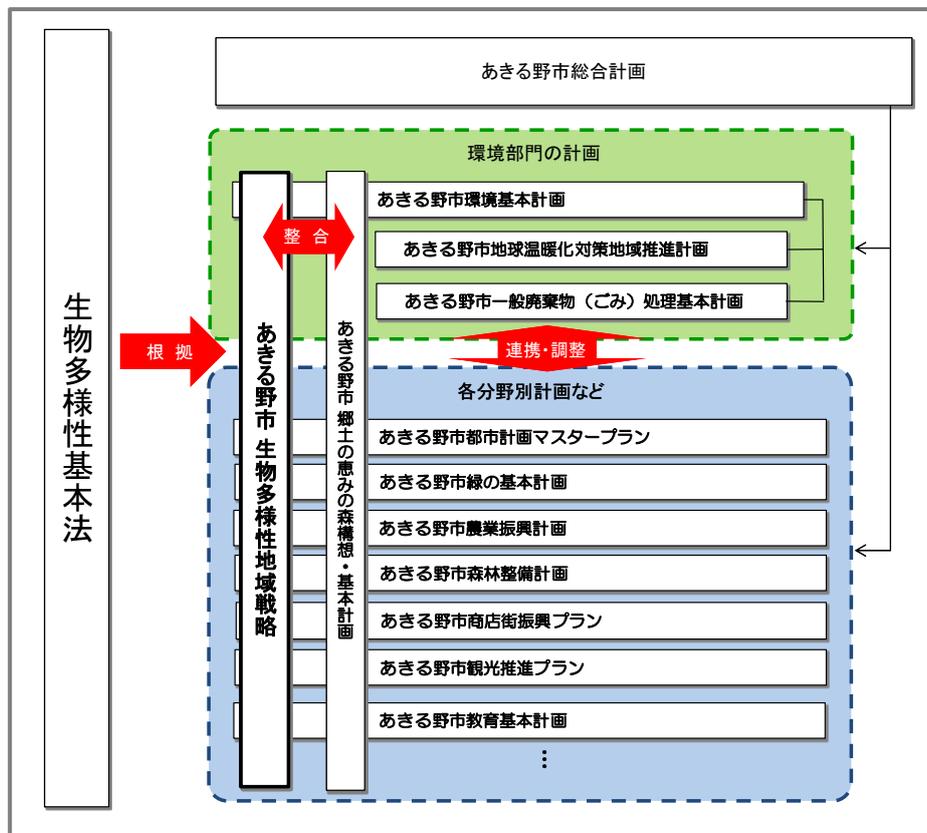


図 22 あきる野市生物多様性地域戦略の位置付け

3.4 推進主体と期待される役割

本戦略は、基本理念に示すとおり、本市の生物多様性の恵みを享受する全ての主体により推進する必要があります。このため、本戦略の主体は、市民、事業者、市をはじめとする行政、散策などで本市の生物多様性の恵みを直接的に享受する観光客、森林の多面的機能などで恵みを間接的に享受する都民とします。

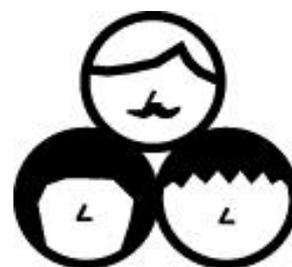
事業者については、事業活動が生物多様性と密接に関係する農林水産業や、生物多様性の恵みを直接的に事業活動に活用する観光業などの地場産業とそれ以外の企業に区分することとします。

また、行政については、本戦略が法定計画であることのほか、生物多様性の取組は国や東京都、近隣市町村との連携も必要とされること、市域において国や東京都の事業が実施されていることなどから、あきる野市のほか、国、東京都、近隣市町村も含むこととします。

各推進主体に期待される主な役割は次のとおりです。また、第4章で記載する各種取組(P.92～)において各推進主体に期待される役割を示すためのアイコン(絵記号)を合わせて示します。

(1) 市民の役割

- ・日々の暮らしの中で、省エネの実践や環境に配慮した商品の購入により、生物多様性への負荷の低減に努めます。
- ・地域で実施されている生物多様性の保全活動へ積極的に参加します。
- ・地産地消に取り組むなど、身近なところから、生物多様性を活用していきます。



(2) 事業者(企業)の役割

- ・事業活動に伴うエネルギーの消費など、事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握し、生物多様性への負荷の低減に努めます。
- ・事業活動に伴い使用する原材料は、生物多様性に配慮した原材料(環境認証製品など)を選択します。
- ・事業所を持つ事業者は、緑地の保全や創出など、施設管理等において生物多様性に配慮した土地利用を進めます。さらに、敷地内に自然地がある場合などは、生物多様性保全につながる活動の実践に努めます。



(3) 事業者(地場産業)の役割

- ・農林業者は、生態系に配慮した森林施業や農法を選択するとともに、山林や農地

の適正管理に努めます。また、農林業や生態系に影響を及ぼす有害鳥獣や外来種について、行政が実施する取組に協力します。

- ・水産業者は、地域の生物多様性に配慮した漁業資源の管理と利用に努めます。
- ・商業者や観光業者は、地域の特産品販売や景観に着目した観光案内など、生物多様性を活かした商業振興、観光振興を進めます。



(4) 行政（国、東京都、近隣市町村、あきる野市）の役割

ア 国や東京都の役割

- ・「生物多様性国家戦略 2012 - 2020」や「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」に基づき、生物多様性に関する施策を展開します。
- ・市域内で生物多様性の取組を推進するに当たり、必要に応じて市との連携を図ります。
- ・市域内で事業を実施する場合、生物多様性に配慮します。

イ 近隣市町村

- ・河川の流域にまたがる取組や外来種対策、ジオパークなどの広域的な取組について、必要に応じて市と連携した取組を進めます。



ウ 市の役割

- ・生物多様性に関する調査を継続し、生物多様性の状況を把握します。
- ・生物多様性に関する情報発信などの普及啓発や環境教育を進めます。
- ・生物多様性の保全や創出、活用の取組を進めます。
- ・事務事業において、生物多様性に配慮し、生物多様性の保全と向上に努めます。
- ・生物多様性に関する様々な活動を自発的に始められるよう、協働の機会の創出や活動団体の仲介、活動の支援などを行います。
- ・河川の流域に幅広く関わる取組や外来種対策について、必要に応じて国や東京都、近隣市町村との連携を図ります。

(5) 観光客・都民の役割

- ・観光客は、散策や特産品の購入、自然体験学習やエコツアーリズムへの参加を通じて豊かな生物多様性の恵みを楽しみ、本市の生物多様性との関わりを認識します。
- ・都民は、本市の豊かな生物多様性がもたらす大気調節機能や水量調節機能などの恵みを通じて、本市の生物多様性との関わりを認識します。
- ・本市の生物多様性の取組を理解し、観光などに際して本



市の生物多様性に負荷をかけないよう心がけるとともに、生物多様性の保全活動へ積極的に参加します。

3.5 対象区域

生物多様性の取組は、自然が豊かな地域だけでなく、市街地における緑の保全や創出など、第2章で整理した各地域の特徴や課題に応じて進めていく必要があることから、対象区域は市全域とします。また、取組を効率的かつ効果的に推進するため、生物多様性に関する地域区分（P.50）により、地域別の方針を定めます。

3.6 実施計画の策定

生物多様性の施策や取組は、非常に広い分野に関わるものであるとともに、地域の特徴や生物多様性の状況によって、取組の内容や方策、進め方等が異なってきます。こうしたことから、生物多様性の取組の推進に当たり、本戦略の方針に沿って、取組の対象となる区域や目標、実施主体、実施時期、実施方法などを示す実施計画を策定します。

また、実施計画の策定に当たっては、個々の取組の進捗状況などを評価するための定量的な目標の設定についても検討します。

3.7 対象期間

対象期間は、2014（平成26）年度から2023（平成35）年度までの10年間とします。ただし、計画の折り返し時期に当たる2018（平成30）年度には、生物多様性の取組の進捗状況や生物多様性の状況から、見直しや改定の必要性について検討します。

また、実施計画の計画期間は、実行性を担保するため、原則として5年間とします。

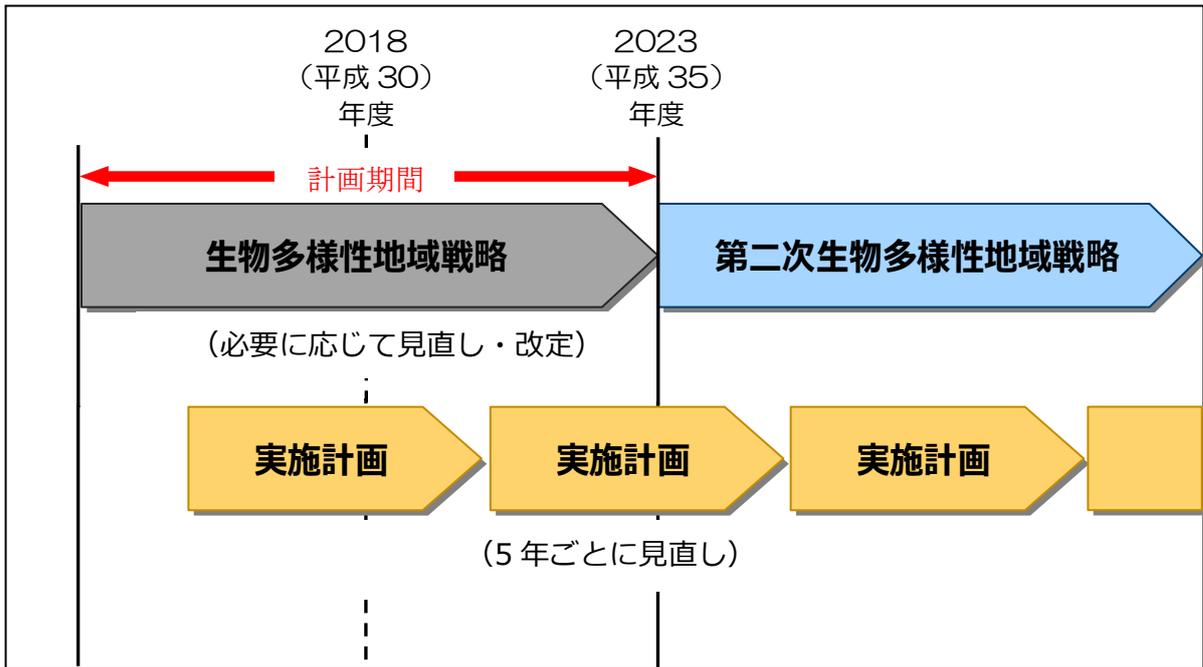


図 23 あきる野市生物多様性地域戦略の対象期間（イメージ）

3.8 基本方針

生物多様性の施策や取組を進めるに当たり、目指すべき方向性を基本方針として定めます。

基本方針は、生物多様性の状況などの情報の取り扱いに関する事項をはじめ、生物多様性の普及啓発や次世代育成に関する事項、第2章で整理した課題に対応する保全などに関する事項、地域活性化につながる生物多様性の持続的な活用に関する事項、推進主体の協働に関する事項の5つとします。

基本方針1 基礎情報の調査・収集

生物多様性の取組を効率的かつ効果的に進めていくためには、生物多様性の成因や現在の状況のほか、取組や事業の影響による変遷などを継続的に把握する必要があります。これらの情報は、市が主体的に調査して得られるもののほか、他の主体が保有する情報の収集などにより、充実を図っていきます。

また、得られた情報により、生物目録の更新などを図るとともに、情報の発信などを進めていきます。

さらに、生物多様性に関する取組は、国や東京都のほか、他の地方公共団体でも進められているため、取組の動向や先進事例をはじめ、支援制度などの情報収集を行います。

基本方針2 生物多様性に関する意識の醸成

各推進主体が自発的に取組に関わるためには、生物多様性や生物多様性の恵みを理解し、自らが取組の推進主体であるという意識を育てていくことが必要です。特に、本市の豊かな生物多様性に着目し、将来の生物多様性の担い手となる子ども達を対象とした環境教育などにより、次世代育成を図ることは、継続的に取組を進めていくために、非常に重要なこととなります。

また、こうした意識の醸成は、生物多様性と関わりの深い地場産業の後継者の育成にもつながります。

基本方針3 生物多様性の保全

本市の生物多様性は、私たちが生きていく上で必要不可欠な様々な恵みをもたらすとともに、様々な生きものが生息・生育できる環境を提供しています。

一方、第2章で整理したとおり、人工林の荒廃や二次林の荒廃、生態系被害の発生などの問題が生じており、生物多様性の劣化が懸念されます。

生物多様性を将来の世代に可能な限り良好な状態で継承するためには、地域の特徴や生物多様性の問題、希少な生きものの生息・生育状況に応じた保全の取組が必要となります。

また、劣化が著しい場所や、生物多様性が低い地域などでは、緑化の推進などの生物多様性の創出により、生物多様性の維持・向上を図ります。

基本方針4 生物多様性の持続的な活用

豊かな生物多様性は本市の特徴の一つであり、農林業をはじめ、様々な視点から活用が図られています。特に、観光都市を目指す本市において、生物多様性が形づくる景観などは、市全体の共通の財産であり、観光資源としてのさらなる活用が期待されます。

また、生物多様性の活用を図る場合は、将来的に持続的な活用が図られるよう、生物多様性への負荷を考慮し、併せて保全の取組を進めていかなければなりません。保全と活用の好循環をうみ出すことにより、生物多様性の取組を進めていくことは、生物多様性を将来に引き継ぐためにとっても重要なことです。

基本方針5 推進主体間の協働体制の構築

これまでで示してきたとおり、本戦略における推進主体は、本市の生物多様性の恵みを受取る全ての主体としています。個々の主体でライフスタイルや事業内容などが異なるように、生物多様性の取組への関わり方も推進主体ごとに違いが出てきます。

一方、生物多様性の取組は、様々な視点から、継続的に取り組むことにより、はじめて効果が出てくるものであることから、推進主体間が連携できる仕組みや機会をつくり、協働により取組を進めていくことが必要です。

3.9 本戦略が目指す望ましい姿

(1) 望ましい姿

本戦略で目指す望ましい姿とは、基本方針に基づく生物多様性の施策や取組を推進し、保全や活用などが継続的に実施されている将来の状況について、生物多様性に関わる主体が共有できるイメージとします。

生物多様性や生態系は、すべてが複雑につながり合っており、施策や取組による効果は時間を追って現れてきます。例えば、木が森になるには、木が成長して実をつけ、その実からさらに木が増えるという非常に長い時間が必要です。

生物多様性は長い時間をかけて育てていくものであり、次世代やさらに先の世代にも私たちが伝えたい生物多様性のあり方や取組を引き継いでいく必要があります。

こうしたことから、望ましい姿を実現する目標年度は、本戦略の対象期間に関わらないこととし、今後、本戦略を改定する際も、必要な変更を加えながら、引き継いでいくものとします。

望ましい姿は、生物多様性の保全と活用により美しい自然と恵みがあふれ、推進

主体一人ひとりがその恵みを認識するとともに、日常の生活や事業活動における生物多様性の取組が定着し、推進主体間の連携により豊かな生物多様性を将来に引き継いでいく様子をイメージしています。

～望ましい姿～

「美しい自然と生物多様性の恵みにあふれ、その恵みを大切にしながら、みんなで守り育て伝えていくまち」

(2) 地域ごとの望ましい姿

本市の生物多様性は地域ごとに現状や特徴、課題が異なり、対応する施策や取組も違いがあります。このため、(1)の望ましい姿から、地域ごとの特徴に照らし合わせ、具体的なイメージを含めた地域ごとの望ましい姿を定めることにより、さらに推進主体間での共有化を図ります。

ア 上養沢地域

豊かな自然林が様々な生きものの生息・生育場所となり、奥山の自然環境として多様な主体により適切に維持管理され、将来に受け継がれている。

イ 戸倉・小宮地域

滝、鍾乳洞などの自然資源を活かした環境教育や観光産業が定着し、里山管理の担い手が増え、市内外からの観光客に対する滞在型のサービスを提供している。

ウ 盆堀地域

手入れの行き届いた経済林から産出される木材のブランド化により林業が維持されるとともに、溪流や溪流沿いの森林では自然体験のためのプログラムが用意され、都心などからの観光客がエコツーリズムを通じて生物多様性の恵みを享受している。

エ 深沢地域

「山抱きの大カシ」をはじめとする様々な地域資源の活用により観光客が増え、地域が活性化しているとともに、多様な主体の連携により、生物多様性に配慮した森づくりの推進や林業経営が実現されている。

オ 五日市・増戸地域

登山などの秋川渓谷観光の玄関口として、あきる野らしい自然である里山環境や秋川の溪流が保全・維持され、あきる野市の自然の魅力を発信するとともに、様々

な活動主体が交流する場として機能している。また、生物多様性を活かした質の高い観光産業により、国内外の多くの人があきる野の魅力を認知している。

カ 秋川丘陵地域

丘陵の里山が地域資源として活用されるとともに、崖線や河原は多様な生きものの移動経路として機能するように適正に維持・保全され、市民にあきる野を代表する景観として親しまれている。秋川は、多様な主体の連携により親水性がさらに高まるとともに、かつての姿を取り戻し、魚影が濃く、アユやヤマメなどの天然の恵みを多くの人々が享受している。

キ 秋留台地地域

崖線の雑木林や社寺林をつなぐように住宅地等の緑化が進められ、持続的な農業経営による農地とともに、緑地や草地などからなる緑のネットワークが維持、創出され、生物多様性の恵みが感じられる街となっている。

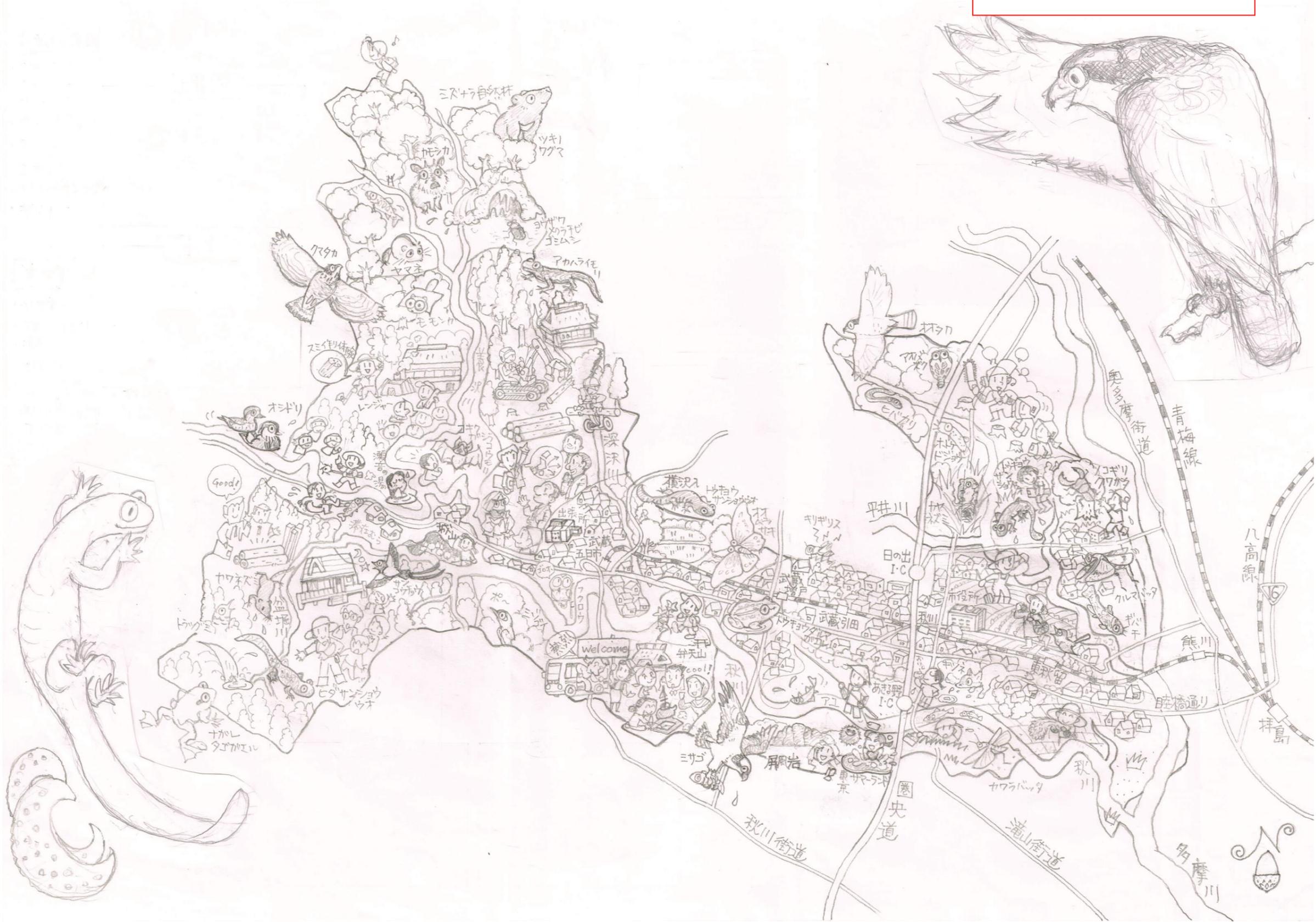
ク 草花丘陵地域

様々な環境（森林、草地、水域など）のパッチがモザイク状に分布した景観が多様な主体により維持されるとともに、森づくりや地域づくりが進められている。人工改変地についても、人によって管理された生物多様性の高い草地、樹林として再生され、市民が身近に自然と触れ合える場となっている。

(3) 望ましい姿の可視化

推進主体間における望ましい姿の共有化をさらに図るため、次頁のとおり、望ましい姿をイラスト化しました。このイラストは、生物多様性と生物多様性の恵みを直接的に利用する産業（第一次産業や観光産業など）の状況を表したものです。将来予測される人口の増減や産業構造の変化、再生可能エネルギーの利用状況などは、現状が維持されていると仮定しています。

着色作業中



第4章 望ましい姿の実現に向けた取組

第4章では、望ましい姿の実現に向けた取組を体系化するとともに、対象期間中に達成すべき基本戦略や施策における各推進主体の期待される役割についてまとめています。

4.1 望ましい姿、基本方針及び取組の体系

(1) 施策の柱の設定

本市では、「郷土の恵みの森構想」に基づく森づくりをはじめ、すでに生物多様性の保全や活用、環境教育の取組を進めてきました。また、望ましい姿の実現に向け、第2章で整理した問題に対応し、課題を解決するため、新たな取組などを実施する必要があります。

これらの様々な取組を一体的に進めていくためには、取組の目的や効果などから、関連する取組を有機的に結び付け、本戦略の基本方針に沿った施策として整理し、体系化することが重要です。

施策の体系化に当たっては、それぞれの施策がどのような意義を持つかを分かりやすく示すため、次のとおり、施策の柱を設定しています。

表 4 施策の柱

基本方針	施策の柱	施策の内容
基礎情報の調査・収集	知る・調べる	生きものの生息・生育状況などの生物多様性の成因や状況に関する調査の継続、情報の収集など
生物多様性に関する意識の醸成	学ぶ・受け継ぐ	生物多様性の普及啓発や環境教育による次世代育成、農業等の後継者育成など
生物多様性の保全	守る、創る	希少な生きものを保全するための仕組みづくりや有害鳥獣対策、外来種対策、緑の創出など
生物多様性の持続的な活用	活かす	生物多様性を活かした商品開発や観光振興など
推進主体間の協働体制の構築	つながる	多様な推進主体による協働体制の構築や協働の機会の創出など

それぞれの施策は、独立するものではなく、つながりや循環により、さらに大きな効果を得られるものとなります。例えば、「知る・調べる」の取組により把握される生物多様性の情報は、「学ぶ」の取組の一つとして、体験学習の題材となることにより、さらに大きな意味を持つこととなります。また、体験学習により醸成された生物多様性に関する意識は、「守る」の取組である保全活動への参画につながる可能性もあり、保全活動に参画したことにより、「学ぶ」の取組の推進が図られることも期待されます。

(2) 基本戦略の設定

第3章で示した望ましい姿は、将来の姿として位置付けていますが、本戦略を意欲的に推進するため、対象期間（10年間）における達成すべき目標を「基本戦略」として定め、関係する取組を積極的に進めていきます。

基本戦略は、本戦略により市内全域を対象とした生物多様性の取組が本格的に開始されることを鑑み、保全の仕組みや活用のルールづくりなどの基盤となる内容を設定しています。

基本戦略1 生物多様性を保全する仕組みを構築します

基本戦略2 本市において保全が必要な種や場所の選定を進めます

基本戦略3 生物多様性を活用する際の配慮事項を定め、周知します

基本戦略4 生物多様性の課題を検討する仕組みを構築します

4.2 施策の体系

望ましい姿の実現に向けた施策の体系図は次のとおりです（図 24）。

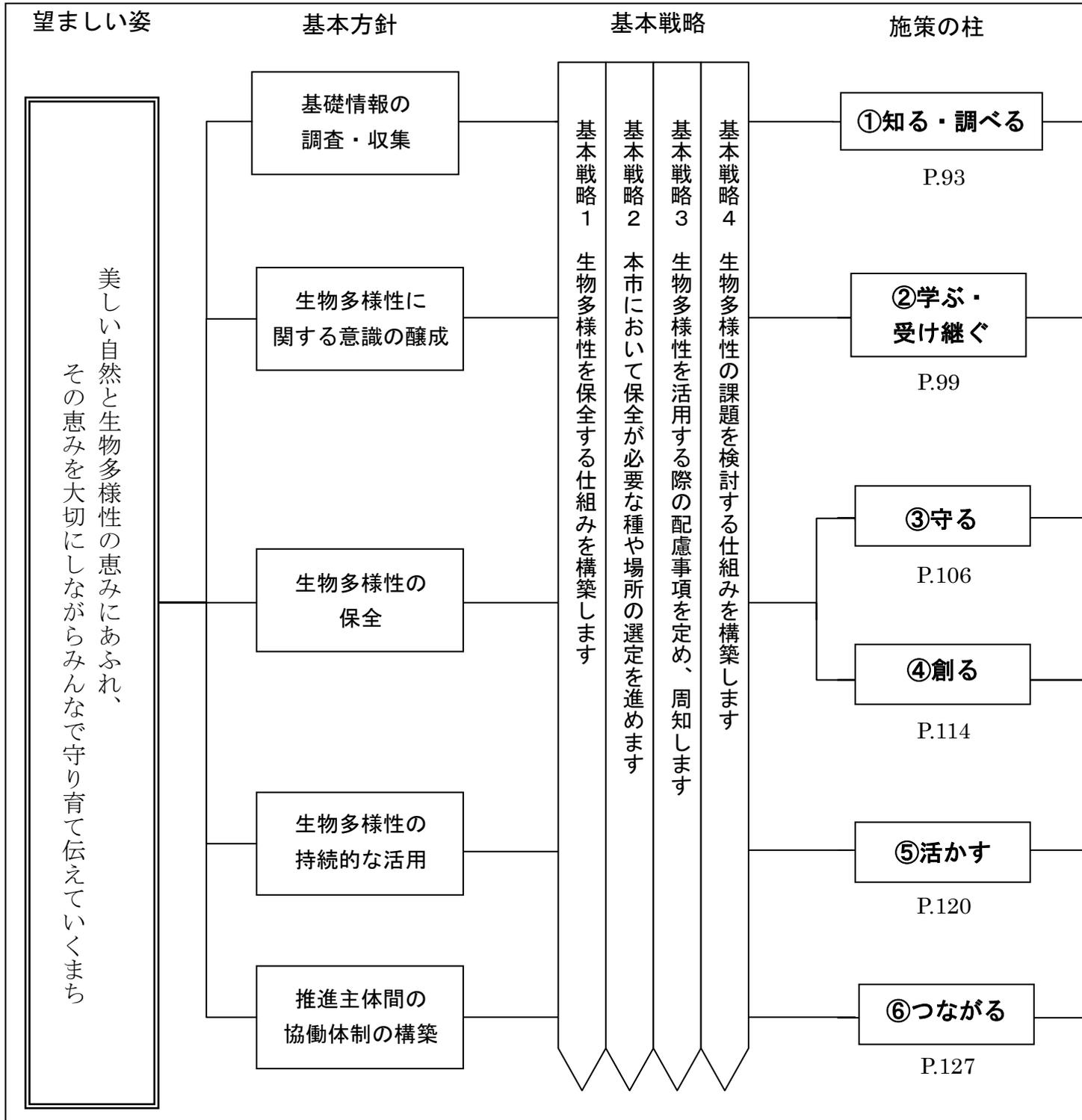


図 24 施策の体系

施策（★は重点施策※）

①-1 生物多様性の把握・モニタリングの継続

①-2 保全・再生・活用すべき場所の抽出★

①-3 生物多様性に関する情報の共有化

②-1 生物多様性の普及啓発

②-2 次世代を担う子ども達の育成★

②-3 後継者育成

③-1 生物多様性を保全する仕組みづくり★

③-2 有害鳥獣対策及び外来種対策の推進

③-3 生態系の保全に向けた取組の推進

④-1 生態系豊かな緑と水の創出★

④-2 市街地における緑の創出

⑤-1 地産地消の推進

⑤-2 生物多様性を活かした商品等の開発

⑤-3 生物多様性を活かした観光振興★

⑥-1 推進主体などによる協働体制の構築★

⑥-2 協働の機会の創出★

※重点施策とは、基本戦略を達成する上で中心となる施策や本市の生物多様性における特徴に対応する施策など、より積極的に推進していく施策です。

4.3 施策及び取組の概要

体系に位置付けた施策と施策に含まれる取組の概要を次頁以降でまとめました。施策のうち、基本戦略を達成する上で中心となるものや本市の生物多様性における特徴に対応するものを「重点施策」と位置付けました。重点施策は、より積極的に推進するものであり、本戦略において推進方法やスケジュールも示していきます。

また、施策の柱に沿って、各推進主体に期待される主な役割を示すとともに、次の図のとおり、施策ごとに、取組に関連する推進主体をまとめています。

市は全体の取組に関わるため、所管課や窓口となる部署（所管課等）を示しています。各主体の説明は第3章3.4（P.76）を参照ください。

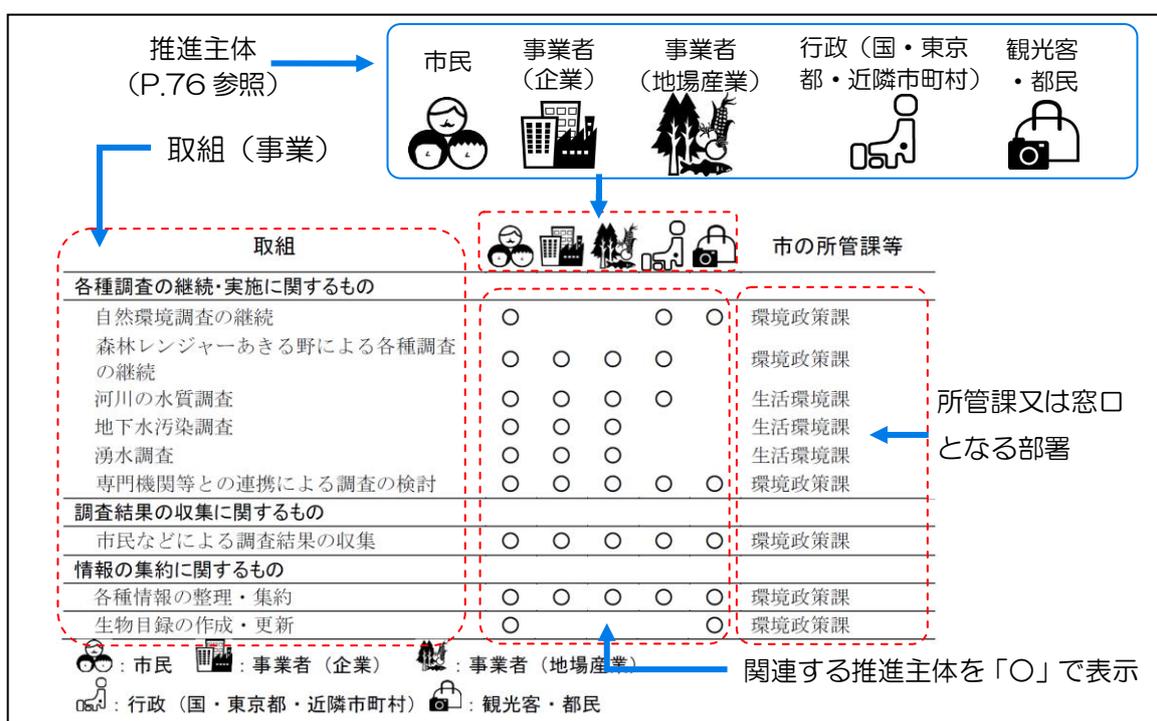


図 25 施策の整理方法

(1) 施策の柱①：知る・調べる

生物多様性の取組を適切に進めるためには、生きものや生態系に関する情報やその成り立ちに関する情報を集め、状況を把握することが重要です。これらの情報は、経年で蓄積するとともに、必要に応じて集約を図り、生物多様性の変化や事業等が生物多様性に及ぼす影響の把握、保全等が必要な場所の抽出などに活かしていきます。

また、集約した情報は、推進主体間での共有化を可能とすることで、他の施策（②学ぶ・受け継ぐ、⑥つながる）にも活用していきます。

～「知る・調べる」の3つの施策～

- ①-1 生物多様性の把握・モニタリングの継続
- ①-2 保全・再生・活用すべき場所の抽出（重点施策1）
- ①-3 生物多様性に関する情報の共有化

【各推進主体に期待される主な役割】

市民、観光客・都民の役割

- ・市などが実施する自然環境調査に参加・協力します。
- ・市などが実施する観察会や生物調査のイベントなどに参加・協力します。
- ・個人や団体に自然観察や調査した結果を市に提供します。
- ・市などが発信する生物多様性の情報に関心を持ちます。

事業者（企業）、事業者（地場産業）の役割

- ・市などが実施する自然環境調査に参加・協力します。
- ・生物多様性に関する調査結果を市に提供します。
- ・市などが発信する生物多様性の情報に関心を持ちます。

行政（国、東京都、近隣市町村）の役割

- ・市などが実施する自然環境調査に参加・協力します。
- ・生物多様性に関する調査結果を市に提供します。
- ・市と連携した環境調査を実施します。

あきる野市の役割

- ・自然環境調査や環境調査に関する取組を継続・拡充します。
- ・東京都や近隣市町村と連携した自然環境調査や環境調査を実施します。
- ・市民などの本市の生物多様性に関する調査結果を収集します。
- ・調査などで得られた生物多様性の情報を様々な施策に活かします。
- ・リーフレットなどの作成、講演会の開催、ウェブサイトの開設などにより、生物多様性の情報を発信します。

施策①-1 生物多様性の把握・モニタリングの継続

生物多様性の情報を収集するため、市民との協働で実施している自然環境調査や森林レンジャーあきる野による生物調査のほか、生物多様性に関係する河川の水質調査などの環境調査を継続します。また、必要に応じて専門機関等との連携による調査の実施を検討します。

さらに、市民などが個別に実施している調査結果を収集し、各推進主体間での共有も視野に入れ、生物多様性の情報の充実や集約を図っていきます。

こうした情報から、生物目録を段階的に充実するとともに、必要に応じて更新する仕組みづくりを検討していきます。

取組						市の所管課等
各種調査の継続・実施に関するもの						
自然環境調査の継続	○			○	○	環境政策課
森林レンジャーあきる野による各種調査の継続	○	○	○	○		環境政策課
河川の水質調査	○	○	○	○		生活環境課
地下水汚染調査	○	○	○			生活環境課
湧水調査	○	○	○			生活環境課
専門機関等との連携による調査の検討	○	○	○	○	○	環境政策課
調査結果の収集に関するもの						
市民などによる調査結果の収集	○	○	○	○	○	環境政策課
情報の集約に関するもの						
各種情報の整理・集約	○	○	○	○	○	環境政策課
生物目録の作成・更新	○				○	環境政策課

 : 市民
  : 事業者（企業）
  : 事業者（地場産業）
 : 行政（国・東京都・近隣市町村）
  : 観光客・都民

施策①-2 保全・再生・活用すべき場所の抽出（重点施策1）

施策①-1 で得られた情報を地図に書き込むなど、各種情報の地図情報化を進めます。こうして、可視化した情報を基に、保全や再生に関する取組が必要な場所や活用が見込める場所などの抽出を行います。

抽出に当たっては、各推進主体との連携により、それぞれの場所における生物多様性の成り立ちや状況、生態系の変遷のほか、その場所が抱える課題などを総合的に評価します。

取組						市の所管課等
市内各所の評価に関するもの						
各種情報の地図情報化	○			○		環境政策課
生物多様性に関する市内各所の評価（森林の環境面からの機能評価）	○	○	○	○	○	環境政策課 農林課
保全等すべき場所の抽出に関するもの						
保全・再生・活用すべき場所の抽出	○	○	○	○	○	環境政策課

 : 市民
  : 事業者（企業）
  : 事業者（地場産業）
 : 行政（国・東京都・近隣市町村）
  : 観光客・都民

【施策①-2 保全・再生・活用すべき場所の抽出（重点施策1）の重要性】

生物多様性の保全や再生、活用などの取組には、関係する主体が、「どこが」「どのような状況で」「何をすべきか、何ができるか」についての情報を共有し、共通認識を形成することが重要です。地図化された情報は、ほかの施策（例：開発計画）にも活用できるとともに、保全・再生・活用すべき場所をあらかじめ抽出しておくことで、保全などの取組を効率的かつ効果的に進めていくことができます。

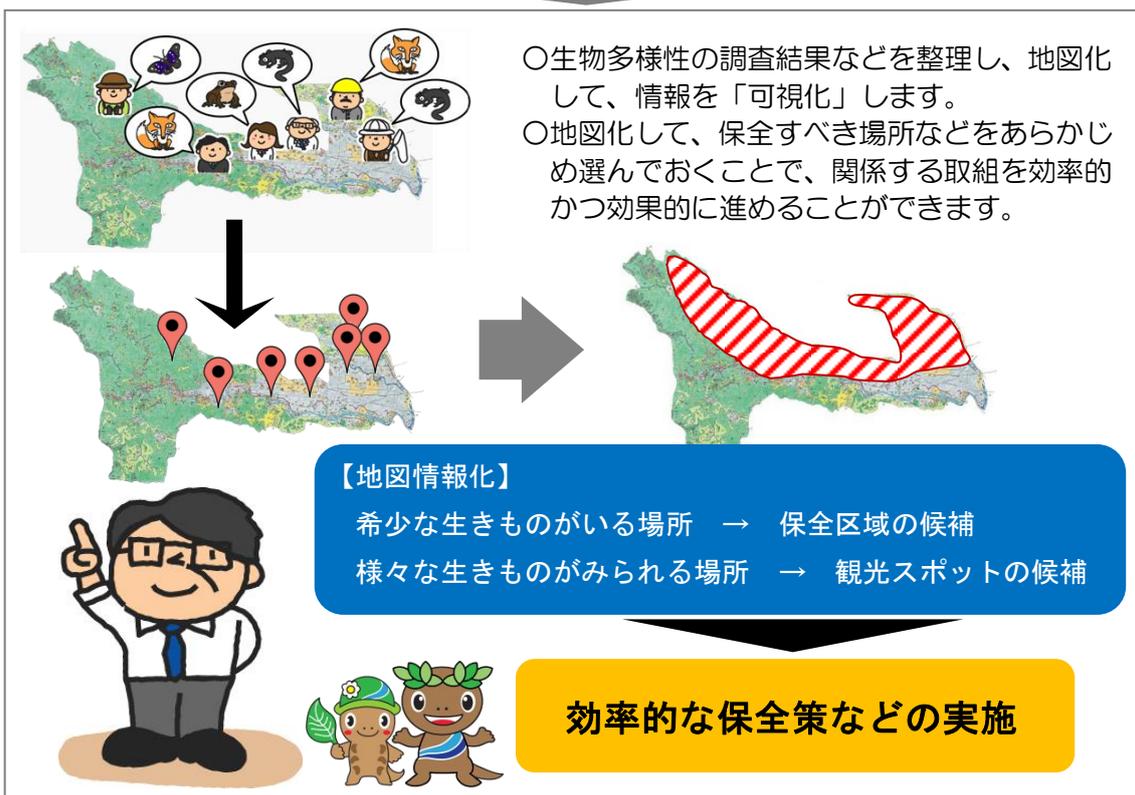
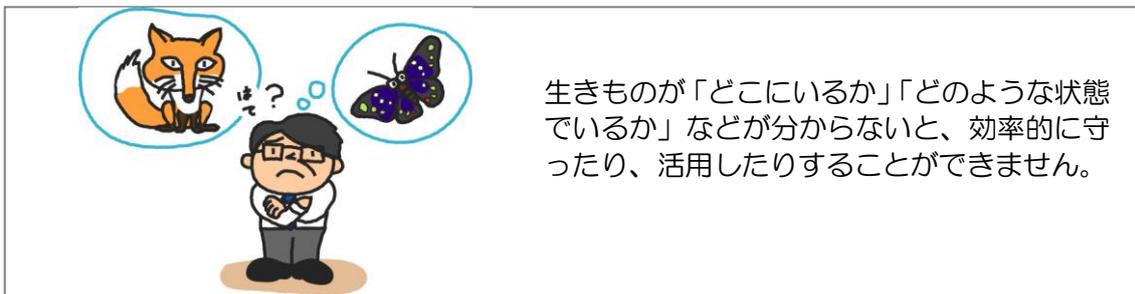


図 26 保全・再生・活用すべき場所の抽出

【ゴール】

1. 生物多様性の調査結果等の情報が地図化され、生物多様性の成り立ちや状況などを把握している。
2. 保全すべき場所、再生が必要な場所、活用が見込める場所の抽出を進めている。
3. 1 及び 2 の内容が各種施策等に活かされている。

【進め方】

＜ステップ 1＞

施策①-1 で得られた生物多様性に関する情報等を整理し、生きものの生息・生育が確認された位置情報を地図に書き込むなどにより、地図情報化します。

＜ステップ 2＞

地図情報化された情報に加え、それぞれの場所における生物多様性の状況や生態系の変遷のほか、その各地域における場所が抱える課題などについて、各推進主体との連携により、総合的に評価します。

＜ステップ 3＞

評価の結果に沿い、保全や再生に関する取組が必要な場所や活用が見込める場所などの抽出を行います。

＜ステップ 4＞

生物多様性の情報や評価結果、抽出結果を、生物多様性の取組をはじめ、行政の各種施策等に活かしていきます。また、必要に応じて、この結果を広く周知し、生物多様性の普及啓発に活かすとともに、民間事業者による開発計画などへの反映も呼びかけていきます。

【スケジュール】

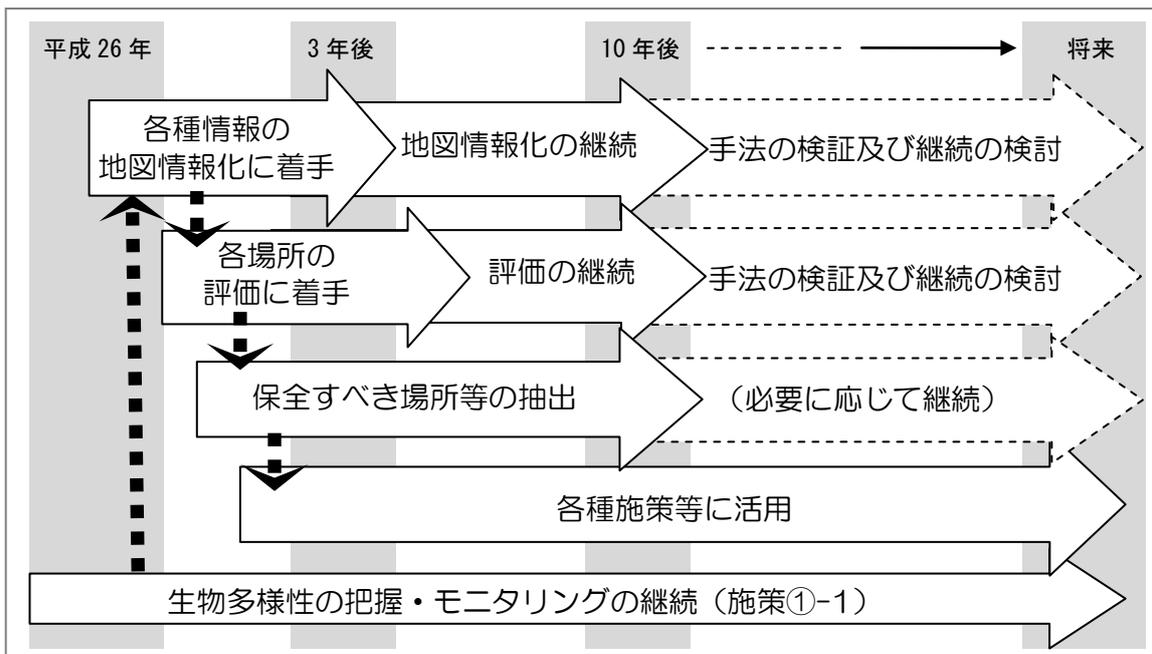


図 27 重点施策 1 に関するスケジュール

施策①-3 生物多様性に関する情報の共有化

望ましい姿の実現には、各推進主体の連携が必要であり、その前段として、多様な主体の参画が必要であることから、施策①-1 で得られた生物多様性に関する情報等を広く発信し、情報などの共有化を図ることが必要です。

情報発信は、リーフレットや周知用マップの作成、講演会の開催、ウェブサイトの開設など、様々な人が情報を得られるよう、方策を工夫していきます。発信する情報は、生きものの生息・生育状況だけでなく、森の魅力やみどりの大切さ、農地の機能など、生物多様性の恵みに関する内容も取り上げていきます。

リーフレットや周知用のマップなどは、必要に応じて更新し、本戦略の各種取組の成果等を反映するとともに、生物多様性の課題の周知などにも役立てていきます。

情報の発信に当たっては、公表の可否について十分に精査するとともに、発信の対象に応じて表記なども工夫します。

取組						市の所管課等
情報発信の方策に関するもの						
各種リーフレットなどの作成・公開	○	○	○		○	環境政策課
水と緑のマップの充実	○	○	○		○	環境政策課
生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に関する意識啓発を目的とした講座の実施）	○	○	○		○	環境政策課
生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成	○	○	○		○	環境政策課
情報発信の内容に関するもの						
森の魅力発信	○	○	○		○	環境政策課
みどりの大切さの発信	○	○	○		○	環境政策課
農地の環境面からの機能の発信	○	○	○		○	農林課
生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧水の重要性も含む）	○	○	○		○	環境政策課 生活環境課
 : 市民  : 事業者（企業）  : 事業者（地場産業）  : 行政（国・東京都・近隣市町村）  : 観光客・都民						

(2) 施策の柱②：学ぶ・受け継ぐ

本市の豊かな生物多様性を将来に渡って引き継いでいくためには、生物多様性や生物多様性の恵みについて、正しい知識を身に付け、生物多様性の取組に活かしていくことが必要です。特に次世代の生物多様性の取組を担う子ども達の育成は、取組を継続するという観点から、非常に重要なこととなります。

このため、施策①-3「生物多様性に関する情報の共有化」に加え、参加型イベントなどや、食育を通じて、生物多様性の正しい知識や普及啓発などを推進するとともに、子ども達を対象とした多様な主体による環境教育や体験学習を進めていきます。

また、生物多様性の保全や活用を担う人材の育成や本市の生物多様性と密接な関わりのある農林業などの後継者、有害鳥獣対策や外来種対策に力を発揮する有資格者の育成を進めていきます。

～「学ぶ・受け継ぐ」の3つの施策～

②-1 生物多様性の普及啓発

②-2 次世代を担う子ども達の育成（重点施策2）

②-3 後継者の育成

【各推進主体に期待される主な役割】

市民、事業者（企業）、観光客・都民の役割

- ・市などが実施する生物多様性のイベントなどに参加します。
- ・子ども達を対象とした環境教育や体験学習に参加・協力します。
- ・日常生活の中で森や川、公園などを訪れ、生物多様性に触れる機会を創ります。
- ・食を通じて生物多様性を意識します。
- ・市などが実施する有害鳥獣対策や外来種対策に関心を持ちます。

事業者（地場産業）の役割

- ・市などが実施する生物多様性のイベントなどに参加します。
- ・子ども達を対象とした環境教育や体験学習に協力します。
- ・市などが実施する有害鳥獣対策や外来種対策に参加・協力します（農林水産業者等）。
- ・事業が次の世代に引き継がれるよう、後継者の育成に取り組みます。

行政（国、東京都、近隣市町村）の役割

- ・市などが作成する生物多様性の教材などを活用します。
- ・市の体験学習施設などを活用します。
- ・市と連携した環境学習を推進します。

あきる野市の役割

- ・様々な主体に向けた生物多様性の関連講座やイベントなどを実施開催し、生物多様性の普及啓発を進めます。
- ・次世代を担う子ども達への環境教育を推進します。

- ・学校等で活用ができる生物多様性の教材を作成します。
- ・東京都小峰ビジターセンターをはじめ、都との連携による環境学習等を進めます。
- ・農林水産業の後継者育成への支援を行います。
- ・狩猟免許の資格取得への支援などを行います。

施策②-1 生物多様性の普及啓発

「郷土の恵みの森構想」に基づく森づくりなどを通じて生物多様性への関心が高まっているなか、日常生活においても生物多様性の恵みなどを感じることができるよう、参加型のイベントや地場産の農畜産物による食育を通じて、生物多様性や生物多様性の恵みに関する正しい知識などの普及啓発を図ります。

イベントを実施する際は、施策①-3「生物多様性に関する情報の共有化」を通じて、イベント情報などを様々な形で発信し、周知を図ります。また、多様な主体が参加しやすいようメニューなどを工夫するとともに、市内に存在する東京都小峰ビジターセンターなどとの連携も進めていきます。

取組						市の所管課等
イベントの実施に関するもの						
市民参加型イベントの検討・実施（川遊びのマナー向上、清掃活動なども含む）	○	○	○	○	○	環境政策課 生活環境課
生物多様性を体験できるイベントの実施	○	○	○	○	○	環境政策課
東京都小峰ビジターセンターなどとの連携によるイベントの実施	○	○	○	○	○	環境政策課
食育の推進に関するもの						
食育の推進	○	○	○	○		農林課 健康課 指導室 学校給食課
 : 市民  : 事業者（企業）  : 事業者（地場産業）  : 行政（国・東京都・近隣市町村）  : 観光客・都民						

施策②-2 次世代を担う子ども達の育成（重点施策 2）

生物多様性の取組を継続し、さらに推進するためには、次世代を担う子ども達の育成が非常に重要です。このため、小中学校における環境教育や地産地消を意識した食育をはじめ、様々な場面や機会を捉えた環境教育、体験学習の取組を継続・拡充していきます。

本市には、森の子コレンジャー活動などの環境教育等の機会が充実しているとともに、小宮ふるさと自然体験学校や東京都小峰ビジターセンターが存在しているため、こうした機会や施設をさらに活用した環境教育、体験学習を進めていきます。

また、本市の生物多様性の特徴などをさらに多くの子ども達に学んでもらうために、小中学校で活用できるような教材の作成を進めます。

取組						市の所管課
小中学校に関するもの						
小中学校における環境教育の継続	○	○	○			指導室
食育の推進	○		○	○		指導室 学校給食課
小中学校で活用できる教材の作成	○	○	○	○		環境政策課
その他の場所に関するもの						
小宮ふるさと自然体験学校における体験学習の継続	○	○	○	○	○	環境政策課
森の子コレンジャー活動の継続	○					環境政策課
菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりの継続	○	○	○		○	環境政策課
子どもの水辺事業の推進	○					生涯学習スポーツ課
未就学児を対象とした環境教育の継続	○					環境政策課
幼稚園や保育園を対象とした環境教育の普及啓発	○	○				環境政策課 児童課
東京都小峰ビジターセンターなどと連携した環境学習の推進	○	○	○	○		環境政策課

 : 市民
  : 事業者（企業）
  : 事業者（地場産業）
 : 行政（国・東京都・近隣市町村）
  : 観光客・都民

【施策②-2 次世代を担う子ども達の育成（重点施策 2）の重要性】

生物多様性の取組により望ましい姿を実現するには、継続的かつ長期的な取組が必要です。

例えば、幼木が大木に育つまでに長い年月を要するように、取組の効果が現れ、生物多様性の向上が図られるには長い時間がかかります。また、ある場所で、植生の回復などにより生物多様性の向上が図られても、そこに動物や昆虫が定着するには、さらに長い時間を待たなければなりません。

多くの生物多様性の取組について、目にみえる効果が現れるには、私たちが着手した取組について次世代を担う子ども達が受け継ぎ、またその子ども達の世代に引き継ぐといった流れを創り出す必要があります。

このように、次世代を担う子ども達の育成は、生物多様性に直接的に働きかける取組と同様に、重要なものであり、小中学校などの教育現場だけでなく、様々な場所や機会でも積み重ねていく必要があります。



図 28 様々な場所、様々な機会による子ども達の育成

【ゴール】

1. 生物多様性に関する環境教育や体験学習が定着している。
2. 本市の生物多様性を学ぶ教材を作成し、教育現場などで活用されている。
3. 次世代を担う子ども達が育成されている。

【進め方】

＜ステップ1＞

小中学校における環境教育をはじめ、小宮ふるさと自然体験学校における体験学習や「森の子コレンジャー活動」、未就学児を対象とした環境教育、東京都小峰ビクターセンターなどと連携した環境学習の推進などを継続します。

本市の生物多様性を学ぶための教材を作成します。

＜ステップ2＞

各種の環境教育や体験学習を定着させるとともに、ステップ1で作成した教材の活用を促進します。

＜ステップ3＞

各種の環境教育や体験学習を体系化し、効果を高めます。

【スケジュール】

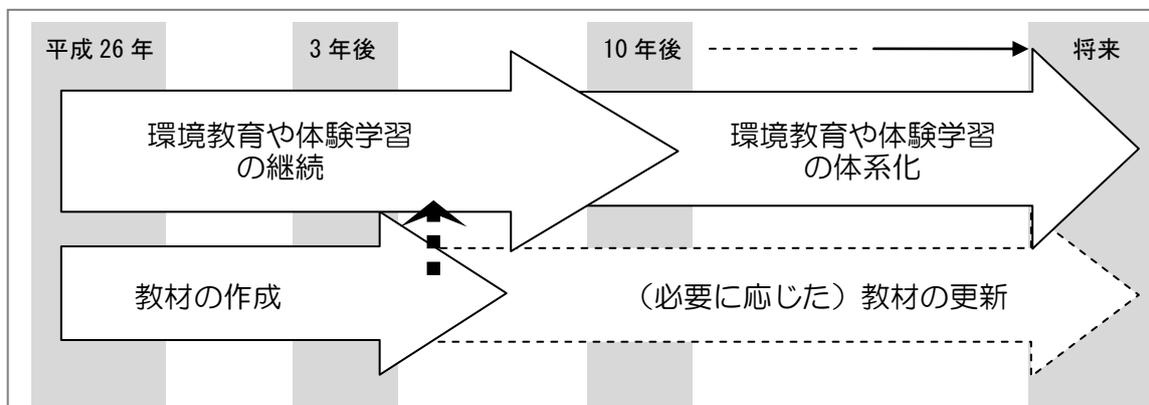


図 29 重点施策 2 に関するスケジュール

施策②-3 後継者の育成

生物多様性の取組を継続していくためには、取組の担い手となる人材を育成することが必要です。

施策②-1「生物多様性の普及啓発」や施策⑥-2「協働の機会の創出」を通じて、生物多様性への関心を高めるとともに、取組への参加の間口を広げ、段階を追って取組に関われるよう工夫していきます。また、関心のある方や取組に参加している方が無理なくスキルアップができるよう、人材育成講座などを実施し、取組の担い手や指導者として育成していきます。

農地は、本市の生物多様性において重要な役割を果たしており、生物多様性の維持・向上を図るには、継続的に手を入れる必要があります。このため、地産地消型農業を推進するとともに、フレッシュ&Uターン農業後継者セミナーやあきる野市農業振興会後継者部会への支援などを継続し、農業後継者の育成を図ります。

また、農業被害等を引き起こす有害鳥獣や在来種への影響が懸念される特定外来生物（アライグマなど）への対策のため、狩猟免許の資格取得への支援などの取組を継続し、有害鳥獣又は外来種の対策の推進を図ります。

取組						市の所管課
担い手の育成・活用に関するもの						
担い手（ボランティアなど）を育成・活用する仕組みの充実	○	○	○		○	環境政策課
後継者育成に関するもの						
農業後継者の育成支援		○	○		○	農林課
有害鳥獣対策などにつながる資格取得の支援		○	○			農林課

 : 市民
  : 事業者（企業）
  : 事業者（地場産業）
 : 行政（国・東京都・近隣市町村）
  : 観光客・都民

(3) 施策の柱③：守る

第2章で示したとおり、本市の生物多様性は各地域で状況が異なっており、国内において、非常に希少な生きものも生息・生育が確認されています。

これらの希少種や希少種が生息・生育できる環境を将来に渡って残していくために、市全体に希少種の保全の考え方を浸透させるとともに、保全区域の指定などの仕組みづくり、山間部や市街地などの地域の特徴に応じた保全策を実施します。

また、生物多様性や農業に影響を及ぼす外来種や有害鳥獣などの対策も並行して推進していきます。

～「守る」の3つの施策～

③-1 生物多様性を保全する仕組みづくり（重点施策3）

③-2 有害鳥獣対策及び外来種対策の推進

③-3 生態系の保全に向けた取組の推進

【各推進主体に期待される主な役割】

市民の役割

- ・保全につながるルール（「(仮称) 生物多様性保全条例」やカントリーコードなど）を守ります。
- ・保全区域の指定などに協力します。
- ・市などが実施する生物多様性の保全の取組に参加・協力します。
- ・可能な範囲で、保全につながる寄付などを行います。
- ・有害鳥獣対策や外来種対策に協力します。
- ・日々の暮らしの中で、省エネの実践や環境に配慮した商品の購入により、生物多様性への負荷の低減に努めます。
- ・ペットは野外に放さず、最期まで責任をもって飼育します。

事業者（企業・地場産業）の役割

- ・保全につながるルール（「(仮称) 生物多様性保全条例」やカントリーコードなど）を守ります。
- ・保全区域の指定などに協力します。
- ・市などが実施する生物多様性の保全の取組に参加・協力します。
- ・有害鳥獣対策や外来種対策に協力します。
- ・可能な範囲で、保全につながる寄付などを行います。
- ・事業活動に伴うエネルギーの消費など、事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握し、生物多様性への負荷の低減に努めます（企業）。
- ・事業活動に伴い使用する原材料は、生物多様性に配慮した原材料（環境認証製品など）を選択します（企業）。

- ・事業活動に関わる農地、森、河川などの生物多様性における価値を認識し、適切な活用や管理に努めます（地場産業）。

行政（国、東京都、近隣市町村）の役割

- ・市が構築する生物多様性の保全の仕組みを理解します。
- ・市などが実施する生物多様性の保全の取組に協力します。
- ・市と協力して有害鳥獣対策や外来種対策を進めます。
- ・公共工事に際し、生物多様性に配慮します。

あきる野市

- ・希少種や保全すべき種（場所）を把握し、モニタリングを続けます。
- ・生物多様性の保全の仕組み（「（仮称）生物多様性保全条例」やカントリーロードなど）を構築します。
- ・希少種や生物多様性上重要な地域を保全します。
- ・生物多様性の保全の取組を推進します。
- ・有害鳥獣対策や外来種対策を進めます。
- ・有害鳥獣対策や外来種対策において、国や東京都、近隣市町村との連携を進めます。
- ・市民、事業者、観光客・都民が取組に参加できる機会を提供します。
- ・農林業の振興や内水面漁業の支援を行います。
- ・公共工事に際し、生物多様性に配慮します。

観光客・都民の役割

- ・保全につながるルール（「（仮称）生物多様性保全条例」やカントリーロードなど）を守ります。
- ・市などが実施する生物多様性の保全の取組に参加・協力します。

施策③-1 生物多様性を保全する仕組みづくり（重点施策3）

本市の豊かな生物多様性を保全するための第一歩として、市全体で共有できる保全の仕組みを構築します。仕組みの内容は、保全の方向性や保全区域の指定などを規定する「(仮称) 生物多様性保全条例」の制定のほか、各推進主体との連携のもと、生物多様性への負荷を最小限とするため、豊かな生物多様性の適切な活用に向けたルール（カントリーコード）づくりや保全すべき生きものを明確化する「あきる野市版レッドリスト」の作成を進めていきます。

保全区域は、施策①-2「保全・再生・活用すべき場所の抽出」に基づく場所や、あきる野市版レッドリストに掲載された生きものの生息・生育に必要な区域などを指定します。また、保存緑地の指定、文化財の指定・保護などの取組も活用し、生物多様性の保全を進めていきます。このうち、特に重要な区域については公有地化も検討します。

こうした施策を着実に推進するため、必要に応じて「郷土の恵みの森づくり事業基金」を運用します。また、森の持つ二酸化炭素吸収・固定機能に着目し、地球温暖化対策につながるクレジット制度の導入による財源確保の手法についても検討します。

取組						市の所管課等
規制の策定などに関するもの						
(仮称) 生物多様性保全条例の制定	○	○	○	○	○	環境政策課
市民・観光客向けカントリーコードの設定	○	○	○	○	○	環境政策課
あきる野市版レッドリストの作成	○	○	○	○	○	環境政策課
区域の指定などに関するもの						
生物多様性保全区域の指定	○	○	○	○	○	環境政策課
自然環境に適合した既存計画、線引き、用途地域などの見直し	○	○	○	○		都市計画課
重要地域の公有地化	○	○	○	○	○	環境政策課
保存緑地の指定	○					環境政策課
文化財の指定・保護	○	○	○			生涯学習スポーツ課
財源の確保に関するもの						
郷土の恵みの森づくり事業基金の運用	○	○	○		○	環境政策課
生物多様性保全基金の造成の検討	○	○	○		○	環境政策課
地球温暖化対策とタイアップしたクレジット制度導入の検討	○	○	○		○	環境政策課
 : 市民  : 事業者（企業）  : 事業者（地場産業）  : 行政（国・東京都・近隣市町村）  : 観光客・都民						

【施策③-1 生物多様性を保全する仕組みづくり（重点施策3）の重要性】

生物多様性は、私たち人間を含む全ての生きものや自然に関わるものであり、非常に幅広い概念であることから、個々の主体ごとに様々な考え方があります。また、保全の具体的方策は、地域ごとに異なる生物多様性の状況や保全の対象となる種に応じて、実施することが必要です。こうした中で、生物多様性の取組を着実に推進するためには、「(仮称) 生物多様性保全条例」の制定やあきる野市版レッドリストの作成などにより、市全体で共有できる仕組みを構築し、各推進主体間における共通認識を形成することが非常に重要です。

また、本市は「観光都市あきる野」を目指しており、景観などを地域資源として活用するに当たり、生物多様性への負荷を最小限にするためのルール（カントリーコード）を作成し、活用と保全を両立することも必要となります。

生物多様性の取組を進めるに当たり、基盤となる仕組みやルールを構築することで、様々な課題に一貫性のある対応をすることができます。

カントリーコードとは

カントリーコードは、自然公園などを訪問する観光客などが守るべきルールやマナーを明文化したもののことで、イギリスの田園地帯を訪問する人が守るべきルールやマナーをまとめたものが始まりです。

日本では、富士山、小笠原、南アルプス、秩父多摩甲斐国立公園、屋久島などでそれぞれカントリーコードが策定されています。



図 30 カントリーコード（イメージ）

【ゴール】

1. 「(仮称) 生物多様性保全条例」を制定し、市内外に定着させている。
2. 希少種が存在するなど、保全が必要な地域の保全区域化が進んでいる。
3. 保全すべき種を選定し、定期的な見直しを行う仕組みを構築している。
4. カントリーコードを設定し、市内外に発信している。

【進め方】

<ステップ1>

「(仮称) 生物多様性保全条例」を制定します。

各推進主体との連携により、あきる野市版レッドリストやカントリーコードを作成します。

<ステップ2>

「(仮称) 生物多様性保全条例」などを周知し、市内外に定着させます。特にカントリーコードの周知は、観光振興策などとの連携を図ります。施策①-2「保全・再生・活用すべき場所の抽出」やあきる野市版レッドリストに基づき、必要に応じて保全区域の指定などを行います。

<ステップ3>

保全区域の指定などを広く周知し、保全の取組を進めます。

必要に応じて、あきる野市版カントリーコードを更新します。

【スケジュール】

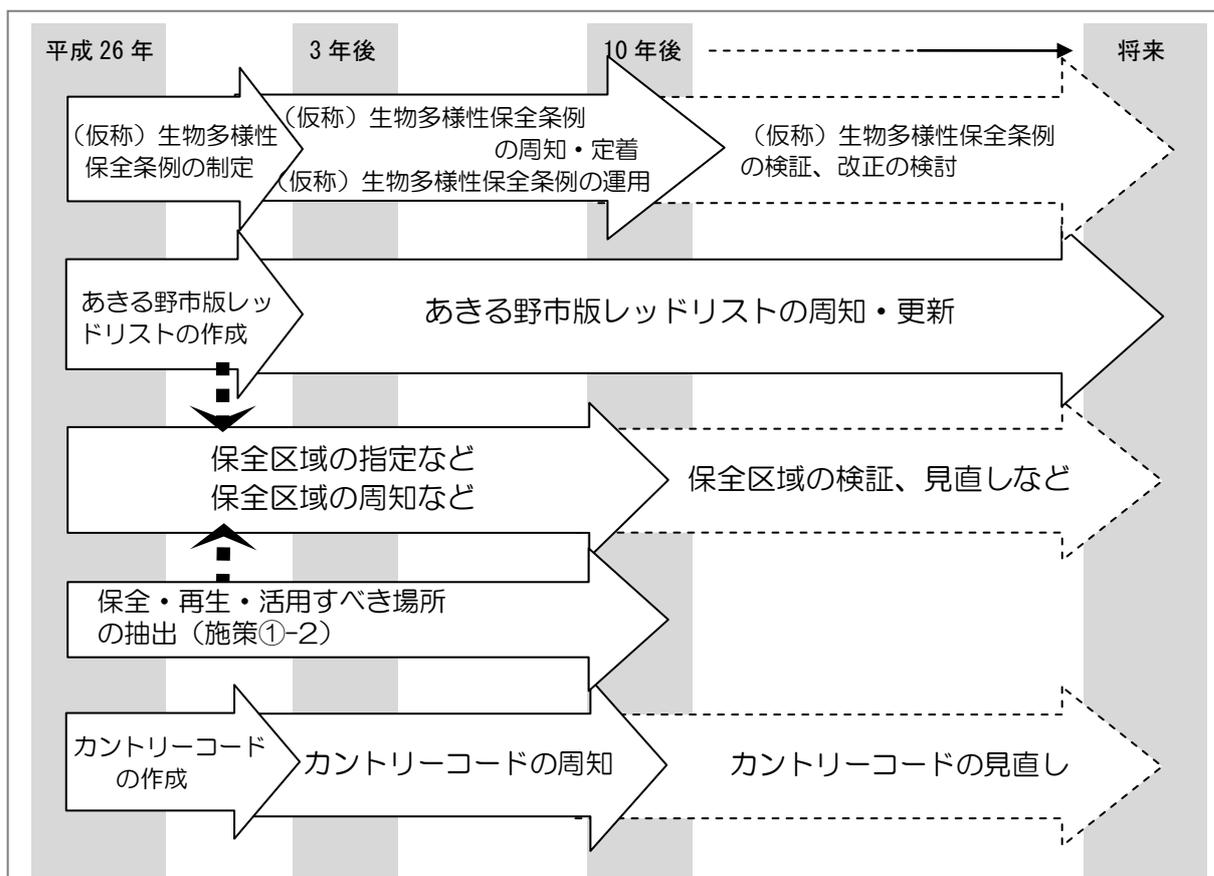


図 31 重点施策3に関するスケジュール

施策③-2 有害鳥獣対策及び外来種対策の推進

農業などにも被害を及ぼす有害鳥獣や地域の生態系に影響を及ぼす外来種について、被害等を防止するため、捕獲等の取組が必要です。外来種の中でも、特に生態系などに大きな影響を及ぼすものは、特定外来生物に指定され、飼育や栽培などが原則として禁止されていることから、施策①-3「生物多様性に関する情報の共有化」を通じて普及啓発も進めていきます。

本市では、有害鳥獣対策や地域との連携によるアライグマ、ハクビシン対策を実施しています。双方の取組において、捕獲の手法等が一部共通していることから、可能な範囲で設備の共有化を図るなど、効率的かつ効果的に取組を推進します。

また、アライグマ、ハクビシン以外の特定外来生物対策や外来種対策について、個別の対応を継続するとともに、被害の状況などを考慮し、積極的な取組の対象とする種の拡大などを検討していきます。

外来種は、郷土種より繁殖能力などが高いものもあり、侵入と拡大のスピードが早く、行政の枠組みを超えて移動、拡散することから、近隣市町村と連携した対策の実施について検討するとともに、広域的な視点から外来種対策を進めている東京都との連携を強化していきます。

取組						市の所管課等
有害鳥獣対策及び外来種対策に関するもの						
効率的かつ効果的な手法の検討・実施	○	○	○			環境政策課 農林課
有害鳥獣対策に関するもの						
有害鳥獣対策の実施	○	○				農林課
外来種対策に関するもの						
外来種対策（アライグマ・ハクビシン）の実施	○	○	○	○		環境政策課
特定外来生物対策の実施	○	○	○	○		環境政策課
外来種対策の拡大・強化の検討				○		環境政策課
東京都、近隣市町村と連携した外来種対策の推進	○	○	○	○		環境政策課

 : 市民
  : 事業者（企業）
  : 事業者（地場産業）
 : 行政（国・東京都・近隣市町村）
  : 観光客・都民

施策③-3 生態系の保全に向けた取組の推進

本市には森林をはじめ、里山や河川、農地などの様々な自然環境が存在しており、それぞれの環境に応じた生きものが生息・生育しています。また、市街地における緑は、街なかの生物多様性において重要な役割を担っています。これらを保全していくには、環境に応じた取組を進めていくことが必要です。

本市には、森から市街地の緑地まで、様々な緑が存在していることから、「緑の基本計画」を改定し、緑地の保全と緑化の推進に関する基本的な方針を定めます。また、公共施設や公園、道路沿道などの緑について、適正管理等を通じて保全するとともに、保存緑地の指定などにより市街地の緑の確保に努め、市街地における生態系ネットワークの維持を図ります。

さらに、公共工事により生きものへの影響が懸念される場合には、生物多様性に配慮した工法を選択するなどの取組を進めるとともに、各種の工事により大きな影響を受ける希少な植物などについて、一時的に保護する場所の確保なども検討します。

取組						市の所管課等
総合的な緑地の保全や緑化の推進に関するもの						
緑の基本計画の改定	○	○	○	○		都市計画課
森林に関するもの						
郷土の恵みの森づくり事業の推進	○	○	○	○	○	環境政策課
森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進	○	○	○	○		農林課
森林保全・活用のための整備の推進						環境政策課 農林課
里山に関するもの						
(里山における)モデル地区での保全管理活動の実践(横沢入里山保全地域など)	○	○	○	○	○	環境政策課
里山の保全策の検討	○	○	○			環境政策課
農地に関するもの						
農地の適正管理と活用(生産緑地制度の推進・管理・追加指定、市民農園制度の活用・取組方策の検討(遊休農地の活用ほか))	○	○	○			農林課 都市計画課
河川に関するもの						
河川整備における生物多様性への配慮、河川環境の保全	○	○	○	○		生活環境課 建設課
清流保全協力員活動の継続	○	○	○		○	生活環境課
事業所排水対策(水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施)の継続			○	○		生活環境課
生活排水対策(下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施)の継続	○	○	○			生活環境課 管理課

 : 市民
  : 事業者(企業)
  : 事業者(地場産業)
 : 行政(国・東京都・近隣市町村)
  : 観光客・都民

取組						市の所管課
地下水・湧水に関するもの						
地下水保全対策の継続（揚水規制）	○	○	○			生活環境課 農林課
湧水保全対策（湧水調査、湧水のPR、雨水浸透の促進）の継続	○	○	○			生活環境課 都市計画課
崖線に関するもの						
崖線地区の保全	○	○	○	○		環境政策課 都市計画課
市街地の緑に関するもの						
公共の緑の保全（公共施設や公園、街路樹の適正管理等）	○	○		○		関係各課
保存緑地の指定	○					環境政策課
公共工事に関するもの						
公共工事における生物多様性への配慮	○	○	○	○		関係各課
その他に関するもの						
希少な植物の退避場所の確保の検討	○	○	○	○		環境政策課

 : 市民
 : 事業者（企業）
 : 事業者（地場産業）
 : 行政（国・東京都・近隣市町村）
 : 観光客・都民

(4) 施策の柱④：創る

本市は現在も豊かな自然環境を有していますが、時代の流れに伴い、生きものの生息・生育に適した環境が劣化又は喪失しつつある場所もみられます。こうした場所については、植樹や適正管理などを通じて、生物多様性の再生や回復を図る必要があります。

例えば、林業の衰退などに伴い、人の手が入らなくなった森は、森の多面的機能の低下など、生物多様性の劣化がみられます。「郷土の恵みの森づくり事業」などを通じ、森の健全性を向上させることにより、生物多様性の向上が図られ、豊かな森へと変わっていきます。

本市を代表する河川の一つである秋川においても、水質の浄化は進んでいるものの、水量の減少や河川環境の単一化を懸念する声が聞かれます。本戦略の策定をきっかけに、河川管理者や地場産業者との連携により、多様な河川環境の向上を図り、豊かな自然環境を有し、様々な魚類が棲む秋川を再生することは、生物多様性の保全と活用を両立する貴重な取組となります。

また、安全で快適な都市生活を営むために街区や道路の整備が進む中、今後は、望ましい姿の実現に向け、日常生活においても生物多様性の恵みが感じられるような街づくりが必要です。このため、保全から一歩進んだ取組として、公園や公共施設などにおいて、生物多様性に配慮した緑の創出や緑化の推進、市街地の緑につながる崖線の緑の回復、家庭の植樹などの取組を進めていきます。

～「創る」の2つの施策～

④-1 生態系豊かな緑と水の創出（重点施策4）

④-2 市街地における緑の創出

【各推進主体に期待される役割】

市民の役割

- ・「郷土の恵みの森づくり事業」に参加・協力します。
- ・ベランダや庭に生きものが利用できる緑を増やします。
- ・公園の緑や街路樹などの維持管理に協力します。

事業者（企業・地場産業）の役割

- ・「郷土の恵みの森づくり事業」に参加・協力します。
- ・事業所などがある場合は、敷地内の緑化（ビオトープなど）を進めます。
- ・公園の緑や街路樹などの維持管理に協力します。
- ・開発などに伴う緑化基準を守ります（企業）。
- ・秋川の魚類の復活などに取り組みます（地場産業）。

行政（東京都）の役割

- ・市と連携した森林整備を進めます。
- ・秋川の河川環境の向上を図ります。
- ・公共施設や公園、街路樹などにおいて、生物多様性に配慮した緑の充実・拡大を図ります。
- ・開発などに伴う緑化の指導を行います。

あきる野市の役割

- ・森林整備を進めます。
- ・「郷土の恵みの森づくり事業」を進めます。
- ・秋川の河川環境の向上を図ります。
- ・農林業の振興や内水面漁業の支援を行います。
- ・公共施設や公園、街路樹などにおいて、生物多様性に配慮した緑の充実・拡大を図ります。
- ・開発などに伴う緑化の指導を行います。
- ・崖線の緑の連続性を回復させます。

観光客・都民の役割

- ・「郷土の恵みの森づくり事業」に参加・協力します。
- ・秋川の河川環境の向上に協力します。

施策④-1 生態系豊かな緑と水の創出（重点施策4）

本市の豊かな自然環境の象徴である緑と水の生態系をさらに向上させるため、森林と河川に着目した取組を進めていきます。

本市では、「森林整備計画」に基づく森林整備や「郷土の恵みの森構想」に基づく「郷土の恵みの森づくり事業」など、森林の生物多様性の向上や回復につながる取組を進めていることから、これを継続することとします。

また、「郷土の恵みの森づくり事業」には、野生動物と人が共存していくための「アニマルサンクチュアリ活動」や、菅生地区における産学公連携による森づくりも実施されており、これらも緑の創出につながる取組として継続していきます。

河川に着目する取組としては、本市を代表する河川の一つである秋川の生物多様性に関する取組を進めていきます。清流として知られる秋川は、比較的規模が大きい河川でありながらダムがなく、景観などの自然環境に優れた河川です。また、釣りやバーベキュー、川遊びなどに訪れる方も多く、非常に高い親水性を有しています。

一方、時代の変遷により、河川環境の劣化や水量の減少、魚類の減少を懸念する声も聞かれることから、河川環境の維持・向上、魚類の保護などの取組が必要です。

こうしたことから、河川管理者である東京都や魚類の保護を行っている秋川漁業協同組合と連携し、秋川の各流域の特徴に応じた河川環境の向上に関する取組を進めていきます。また、東京湾から遡上する天然アユ（江戸前アユ）の復活や溪流魚であるヤマメ等の魚類の保護などに向けた取組の支援も継続していきます。

取組						市の所管課等
森林に関するもの						
森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進	○	○	○	○		農林課
郷土の恵みの森づくり事業の推進	○	○	○	○	○	環境政策課
アニマルサンクチュアリ活動	○	○	○	○		環境政策課
森林保全・活用のための整備の推進						環境政策課 農林課
魅力あふれる川づくりに関するもの						
河川環境の維持・向上	○		○	○	○	環境政策課 管理課
魚道の整備			○	○		管理課
魚類が産卵しやすい川づくり	○		○	○		-
稚魚の放流			○	○		-
川魚（江戸前アユ、ヤマメ等）の復活・保護などの推進			○	○		-
河川環境の向上についての検討	○	○	○	○		環境政策課

 : 市民
  : 事業者（企業）
  : 事業者（地場産業）
 : 行政（国・東京都・近隣市町村）
  : 観光客・都民

【施策④-1 生態系豊かな緑と水の創出（重点施策4）の重要性】

本市の西部を中心に広がる森林と市域を流れる河川は、本市の生物多様性の象徴的な存在であるとともに、重要な観光資源となっています。森林の持つ多面的機能は、大気や水のほか、動物の棲みかとなる環境をもたらすなど、多岐にわたるものであり、生物多様性を支える基盤となっています。また、秋川や平井川は、長い時間をかけて本市の自然環境を形成し、動物の棲みかや周辺の植生を維持してきました。

こうしたことから、森林や河川の生物多様性の向上は、その地域に留まらず、本市全域の生物多様性の向上につながるものであり、本市の魅力を大きく向上させることから、観光振興などの地域活性化の取組にもつながるものとなります。

森林の健全性を支えてきた林業が厳しい状況にあるなか、生物多様性の保全や再生、活用の観点から、「森林整備計画」に基づく森林整備や「郷土の恵みの森構想」に基づく「郷土の恵みの森づくり事業」、野生動物と人との共存を目指す「アニマルサンクチュアリ活動」、産学公連携による森づくりなどの取組を進めていくことは、環境都市と観光都市を目指す本市にとって非常に重要なものとなります。

多摩川最大の支流である秋川は、優れた景観と自然環境を有しており、河川や河原を活用した水遊びや釣り、バーベキューなどのレジャーに利用され、非常に高い親水性を有しています。流域や河川には、希少な植物や魚類、様々な鳥類がみられる場所もあり、豊かな生物多様性が保たれています。

近年、水量の低下や河床の上昇、魚類の減少などの懸念の声が聞かれる中、本戦略の策定をきっかけに、河川管理者や市、秋川漁業協同組合の連携により、総合的な河川環境の向上を図ることは、環境と観光の好循環につながるものとなります。

東京都や秋川漁業協同組合、近隣の漁業協同組合が進める「江戸前アユ」の復活やヤマメをはじめとする川魚の保護などの取組についても、生物多様性の向上につながるものとして、様々な形での支援を続けていきます。



写真 29 秋川



写真 30 養沢地区の森林

【ゴール】

1. 森林整備や「郷土の恵みの森づくり事業」により、森林の生物多様性が向上している。
2. 秋川の河川環境が向上するとともに、水量が増えている。
3. 「江戸前アユ」が復活するとともに、ヤマメ等の魚類が豊富に生息している。

【進め方】

<ステップ1>

森林整備や「郷土の恵みの森づくり事業」を継続します。

「アニマルサンクチュアリ活動」を継続します。

河川管理者や秋川漁業協同組合との連携により、河川環境の向上の方策を検討します。秋川漁業協働組合による魚類の回復や保護の取組への支援を継続します。

<ステップ2>

秋川における河川環境の向上の取組を進めます。施策①-1「生物多様性の把握・モニタリングの継続」を通じて、森林や秋川の生物多様性の成り立ちや状況について検証します。

<ステップ3>

森林や秋川の生物多様性の成り立ちや状況から、森林整備や「郷土の恵みの森づくり事業」、「アニマルサンクチュアリ活動」、秋川における河川環境の向上の取組の改善等を検討します。

【スケジュール】

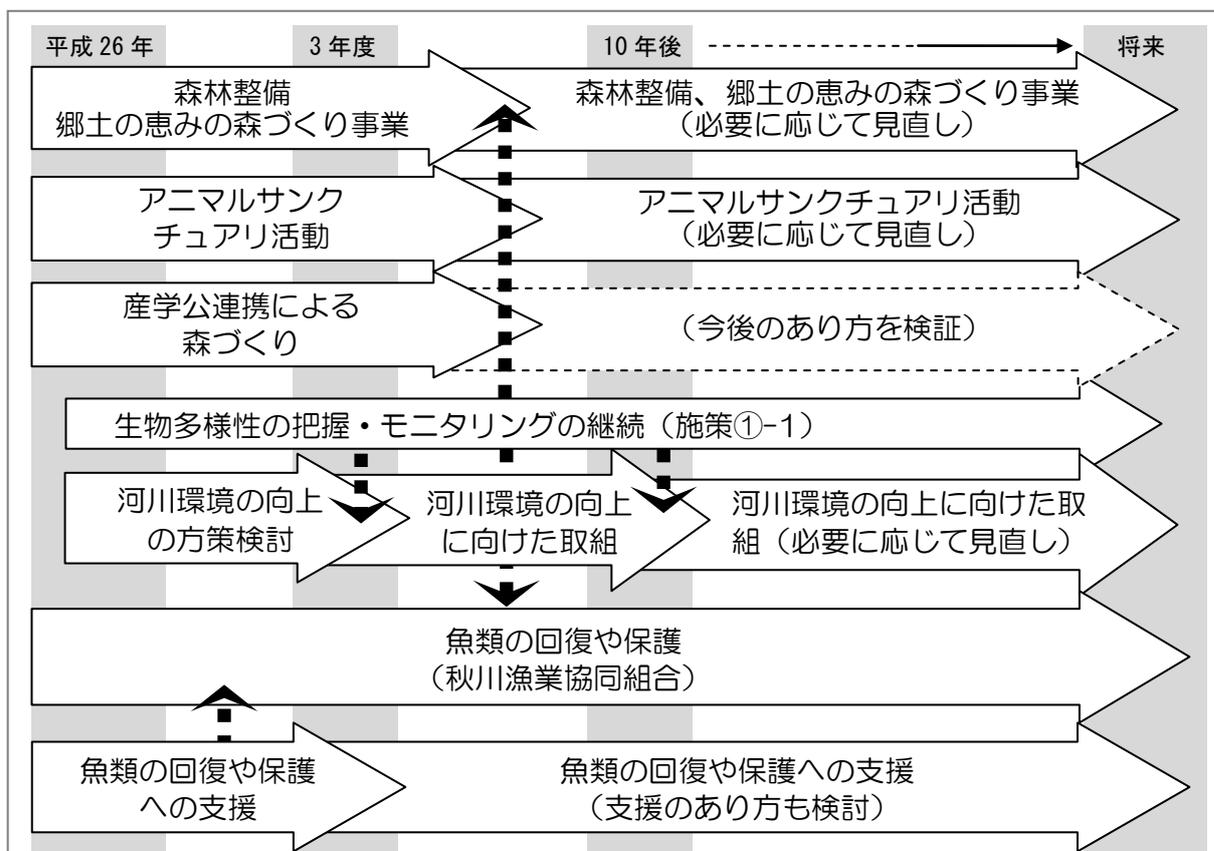


図 32 重点施策 4 に関するスケジュール

施策④-2 市街地における緑の創出

住宅などが広がる市街地においても、公共施設や公園の緑、街路樹、住宅や商業施設の緑などが存在しています。これらの市街地における緑は、一定の範囲内に存在することで生態系ネットワークを形成し、市街地の生物多様性を維持・向上する上でとても重要な役割を担うこととなります。

市街地に近接した秋川の段丘崖には、階層構造の発達した樹林がベルト状につながっており、鳥類や哺乳類などの動物の生息の場や移動経路となっています。市街地における生態系ネットワークは、崖線の緑とつながることで、さらに価値を増すこととなります。一方で、崖線の緑の劣化がみられる場所や喪失した場所については、緑の回復が必要です。

こうしたことから、公共施設や公園、街路樹などにおいて、生物多様性に配慮した緑の充実や拡大を図るとともに、家庭や事業所における緑化の推進を進めていきます。

また、崖線の緑の回復が必要な場所については、回復の方策を検討していきます。

取組						市の所管課等
公共施設などの緑化に関するもの						
公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の適正管理）	○	○		○		関係各課
公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の拡大）	○	○		○		関係各課
家庭や事業所の緑化に関するもの						
緑化の推進（工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱）		○	○			環境政策課 都市計画課
家庭等での緑化の推進	○	○	○			環境政策課
崖線の緑に関するもの						
緑の回復方策の検討		○	○	○	○	環境政策課

 : 市民
  : 事業者（企業）
  : 事業者（地場産業）
 : 行政（国・東京都・近隣市町村）
  : 観光客・都民

(5) 施策の柱⑤：活かす

生物多様性は、私たちの日々の暮らしの中に様々な恵みをもたらしてくれています(P.4 参照)。生物多様性の恵みには、空気などの私たちが生きていく上で欠かせないもののほか、地域から産出される農産物や林産物、観光資源にもなる景観などがあり、非常に多岐にわたります。

地域で産出された農作物などを地域で消費したり、建物を建てる際に地元産材を利用する地産地消は、生物多様性を活かす取組の中でも最も身近なものです。

さらに、地域の農作物や地域のブランドイメージを活かした商品開発、景観などの観光的な視点からの活用は、商業振興や観光振興などの地域活性化につながります。特に、本市の特徴的な地形・地質、それらの成り立ちを基礎とした生態系の保全、教育、観光などの様々な分野に活かすジオパークの取組は、生物多様性の活用を通じた地域活性化において、非常に大きな可能性を持つものです。

生物多様性の持続的な活用により地域活性化などに貢献することは、保全と活用の循環につながり、望ましい姿の実現に大きく近づくものです。このため、身近な地産地消から生物多様性を活かした観光振興など、様々な生物多様性の活用の取組を進めていきます。

～「活かす」の3つの施策～

- ⑤-1 地産地消の推進
- ⑤-2 生物多様性を活かした商品等の開発
- ⑤-3 生物多様性を活かした観光振興（重点施策5）

【各推進主体に期待される主な役割】

市民の役割

- ・地産地消（農畜産物や地元産材）に取り組みます。
- ・地域のブランド品などを購入します。
- ・本市の魅力を広く発信します。
- ・「秋川流域ジオパーク構想」の取組に協力します。
- ・カントリーコードなどのルールを守ったレジャー（バーベキュー、釣りなど）を楽しみます。

事業者（企業・地場産業）の役割

- ・地産地消（農畜産物や地元産材）に取り組みます。
- ・「秋川流域ジオパーク構想」の取組に協力します。
- ・市の観光振興に協力します。
- ・観光資源を事業活動に活かします。

- ・地域ブランドの振興を図ります（地場産業）。
- ・無秩序な釣りやバーベキューを抑制します（地場産業）。
- ・農業体験型の観光に取り組みます（地場産業）。

行政（東京都・近隣市町村）の役割

- ・地元産材（多摩産材）を積極的に活用します。
- ・「秋川流域ジオパーク構想」の取組を推進します（近隣町村）。

あきる野市の役割

- ・地産地消（農畜産物や地元産材）に取り組みます。
- ・地域ブランドの振興・支援を進めます。
- ・「秋川流域ジオパーク構想」の取組を推進します。
- ・バーベキュー場などの施設を維持・管理します。
- ・本市の生物多様性を周知するための取組を進めます（「観光ボランティアガイド」の育成、マップの作成など）。
- ・無秩序な釣りやバーベキューを抑制します。
- ・農業体験型の観光を支援します。

観光客・都民の役割

- ・本市から産出される農畜産物や地元産材を購入・活用します。
- ・地域のブランド品などを購入します。
- ・本市の魅力を広く発信します。
- ・カントリーコードなどのルールを守ったレジャー（バーベキュー、釣りなど）を楽しみます。

施策⑤-1 地産地消の推進

地域から産出される農産物や木材をその地域で消費する「地産地消」は、身近な生物多様性の恵み（P.4 参照）を感じることで、施策②-1「生物多様性の普及啓発」につながるとともに、輸送に係るエネルギーの削減に貢献するなど、様々な生物多様性の取組の足がかりとなるものです。

本戦略における地産地消は、農林業振興のほか、生物多様性の活用や輸送エネルギーの削減による地球温暖化対策という観点も加え、地産地消型農業や地元産材の活用の取組により推進していきます。特に公共施設においては、様々な機会を捉え、地元産材を活用していきます。

また、地元産材などの森林資源の地産地消を促進するため、森林資源への新たな価値の付与なども検討していきます。新たな価値としては、森林の二酸化炭素の吸収機能をオフセット・クレジット（J-VER）制度などで森林吸収クレジットとして販売し、森林の適正管理に向けた財源とすることなどが考えられます。

取組					市の所管課
農畜産物に関するもの					
地産地消型農業の推進	○		○		農林課
農産物の地産地消の推進	○	○	○	○	農林課
地元産材に関するもの					
森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加・間伐材などの積極的活用）	○	○	○	○	農林課
公共施設における地元産材の使用促進			○		施設営繕課
 : 市民  : 事業者（企業）  : 事業者（地場産業）  : 行政（国・東京都・近隣市町村）  : 観光客・都民					

施策⑤-2 生物多様性を活かした商品等の開発

あきる野商工会では、地場産業の振興と発展に寄与することを目的に、秋川渓谷をイメージとした「秋川渓谷物語」という地域ブランドを開発し、あきる野市と檜原村で生産される良質な食品等の認定を行っています。

市においても、「東京のふるさと あきる野」の実現に向けた観光まちづくりの一環として、「秋川渓谷」という地域のブランド化により、観光を通じた地域活性化の取組を進めています。

また、本市が基準産地となっているトウキョウサンショウウオをモチーフにした市のイメージキャラクター「森っこサンちゃん」のデザインを使用した商品等の開発を進めていきます。

こうしたブランド化なども、本市の豊かな自然環境から生まれたものであり、生物多様性を活かす取組として、普及拡大や推進の取組を進めていきます。

取組						市の所管課
ブランド開発などに関するもの						
「秋川渓谷物語」ブランドの普及拡大	○	○	○		○	観光商工課
「秋川渓谷」のブランド化の推進	○		○		○	観光まちづくり活動課
「森っこサンちゃん」を活用した商品等の開発	○	○	○			環境政策課
 : 市民  : 事業者（企業）  : 事業者（地場産業）  : 行政（国・東京都・近隣市町村）  : 観光客・都民						

施策⑤-3 生物多様性を活かした観光振興（重点施策 5）

豊かな生物多様性は、本市の魅力の一つであり、美しい景観があきる野百景に認定されているほか、清流や溪流がバーベキューや釣りなどのレジャーに活用されるなど、観光資源としての活用も図られています。

自然豊かな山林の散策（エコツーリズム）を楽しむ方も多く、市においても、自然を満喫するための古道や登山道の整備、散策ルートの設定やマップづくりを進めています。また、近年では、農業体験を観光資源の一つとする取組（グリーンツーリズム）も進められています。

こうした観光振興をさらに進めるため、武蔵五日市駅前市有地を観光拠点に位置付け、整備していきます。また、旧戸倉小学校施設は、地域の特色を活かした体験型研修施設として活用していきます。

また、あきる野市、日の出町、檜原村の3市町村では、秋川流域の特徴的な地形・地質に着目し、日本ジオパークの認定に向けた取組を進めています。ジオパークは、日本ジオパークネットワークによると、「ジオ（地球）に親しみ、ジオを学ぶ旅、ジオツーリズムを楽しむ場所」とされています。こうしたことから、ジオパークの取組を進めることにより、生物多様性の基盤である地形・地質の保全、教育、活用などが図られます。ジオパーク構想の取組を進め、地域活性化や街づくりにつなげていくことは、生物多様性の保全と持続的な活用を図る取組の一つとして、大きな可能性を持つものです。

生物多様性の活用は、カントリーコードに沿い、適正に進めていく必要があります。「観光ボランティアガイド」の育成やバーベキュー場の維持・管理などの取組は、観光振興を図ると同時に、適正な活用により生物多様性への負荷を低減するものとして、施策に位置付けます。

取組						市の所管課
ジオパークに関するもの						
秋川流域ジオパーク構想の推進	○	○	○		○	環境政策課
観光拠点等の整備に関するもの						
武蔵五日市駅前市有地の観光拠点化	○	○	○		○	観光まちづくり活動課
旧戸倉小学校施設の体験型研修施設化	○	○	○		○	観光まちづくり活動課
観光ルートの設定に関するもの						
あきる野百景などの観光スポットの周知・活用	○	○	○		○	環境政策課 観光商工課
各種マップの作成	○	○	○		○	観光まちづくり活動課など
古道・散策コース及び景観の整備	○	○	○		○	環境政策課
観光ボランティアガイドの育成	○				○	観光まちづくり活動課など
各種ルートの設定（散歩道・遊歩道）	○	○	○		○	観光まちづくり活動課など
親水に関するもの						
釣りなどのレジャーへの活用	○		○	○	○	観光商工課など
遊漁券の発行	○		○		○	-
バーベキュー場の維持管理	○		○		○	観光商工課
農業体験に関するもの						
農業体験の指導者の育成	○		○		○	農林課

 : 市民
  : 事業者（企業）
  : 事業者（地場産業）
 : 行政（国・東京都・近隣市町村）
  : 観光客・都民

【施策⑤-3 生物多様性を活かした観光振興（重点施策5）の重要性】

豊かな生物多様性は、本市の特徴の一つであるとともに、大きな魅力として、市内外の人々を魅了し、エコツーリズムの場として注目されています。都心からのアクセス性も良く、自然に気軽に触れ合える場所であり、市においても、「東京のふるさとあきる野」をキャッチフレーズとし、観光スポットのネットワーク化や本市の魅力をPRする「観光ボランティアガイド」の育成、イベントの開催、秋川の親水性を活かしたバーベキュースポットや釣り場の整備など、積極的な観光振興を進めています。

また、武蔵五日市駅前市有地の観光拠点化や旧戸倉小学校施設の体験型研修施設化を通じ、観光振興の拠点として活かしていくための取組も推進しています。

さらに、近年では、本市の生物多様性の基盤ともいえる地形・地質の特質性に着目し、地形・地質の保全、教育、観光（活用）などに活かすジオパークの取組も進められています。秋川流域の3市町村（あきる野市、日の出町、檜原村）は、日本ジオパークの認定を目指し、秋川流域ジオパーク推進会議を組織し、まちづくりと一体化した取組を展開しています。

望ましい姿を実現し、豊かな生物多様性を将来に引き継ぐためには、保全と活用の循環により、生物多様性の維持・向上と地域活性化を進めることが必要です。地域活性化の実現は、施策②-1「生物多様性の普及啓発」の促進にもつながるものであり、生物多様性に関する取組を継続的かつ長期的に進めていくために非常に重要なものとなります。



写真 31 観光ボランティアガイド



写真 32 ジオパークイベント

【ゴール】

1. 観光振興による地域活性化が進められている。
2. 「東京のふるさと あきる野」のイメージが定着している。
3. 観光客等のニーズに応じたコンテンツが体系化されている。
4. 日本ジオパーク認定やジオパークの維持に関する取組が市全体で定着している。
5. 日本ジオパークに認定されている。

【進め方】

<ステップ1>

観光スポットとなる地域資源の掘り起こしを継続します。
本市の魅力を伝える「観光ボランティアガイド」の育成などを継続します。
釣り場やバーベキュー場などの適正な維持管理を継続します。
武蔵五日市駅前市有地や旧戸倉小学校施設における施設整備を推進します。
秋川流域ジオパーク推進会議の活動を推進します。

<ステップ2>

観光スポットを体系化します（マップづくり、コース設定など）。
本市の魅力を伝える仕組みを構築します。
「東京のふるさと あきる野」のイメージを市内外で定着させます。
武蔵五日市駅前市有地や旧戸倉小学校施設における拠点を運用します。
日本ジオパークの認定に向けた取組をさらに加速します。

【スケジュール】

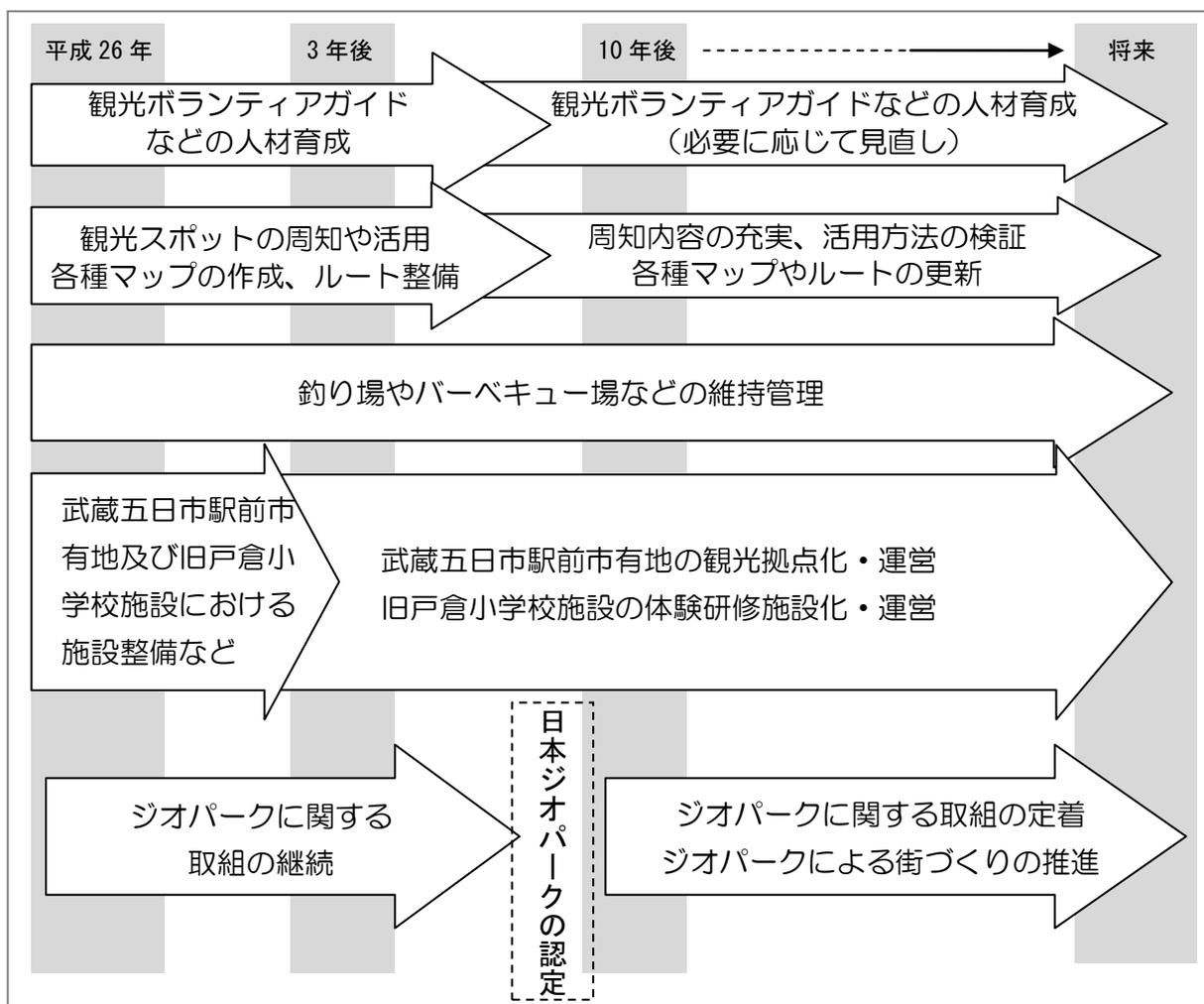


図 33 重点施策5に関するスケジュール

(6) 施策の柱⑥：つながる

望ましい姿の実現に向けた生物多様性の取組は、非常に幅広いものであるとともに、身近なものから大規模なものまで、様々な機会を捉えて、継続的かつ長期的に実施する必要があります。

取組の中には、各推進主体の参画により、効率的かつ効果的な推進が図られるとともに、施策②-1「生物多様性の普及啓発」につながるものもあります。また、生物多様性の新たな課題が発生した場合に、各推進主体が連携して対応を検討することで、生物多様性への負荷等を最小限とすることなども期待されます。

このため、各推進主体間の連携をさらに促進する取組として、各推進主体間の意見交換や情報共有などが円滑に図られる仕組みが必要であるとともに、様々な推進主体がともに活動できる機会の創出を進めていきます。

～「つながる」の2つの施策～

⑥-1 推進主体などによる協働体制の構築（重点施策6）

⑥-2 協働の機会の創出（重点施策7）

【各推進主体に期待される役割】

市民、事業者（企業）、事業者（地場産業）、行政（国、東京都）、観光客・都民の役割

- ・生物多様性の保全等の活動に参画・参加します。
- ・生物多様性の保全等の活動の情報を市に提供します。
- ・生物多様性の保全等の活用の情報を発信します。

あきる野市の役割

- ・市民、事業者、市、有識者などによる新たな組織を設置します。
- ・庁内横断組織を設置します。
- ・生物多様性の保全等の活動をしている市民団体間の仲介を行います。
- ・各推進主体が集まる場所、機会を提供します。
- ・各推進主体が気軽に参加できる活動の機会を創出します。

施策⑥-1 推進主体などによる協働体制の構築（重点施策6）

生物多様性の取組は、直接的な保全活動に留まらず、日々の暮らしや事業活動においても配慮が必要です。取組を効果的に進めるためには、様々な視点から取組の方策についての情報共有や検討が必要となります。

また、公共工事などの大規模な事業に伴い、新たな生物多様性の課題が生じる場合、施策①-1「生物多様性の把握・モニタリングの継続」を活かし、課題に対応するための方策を検討することも必要です。

このため、推進主体である市民、事業者、市、さらに有識者による新たな組織を設置し、情報共有や意見交換、検討などを行います。

また、市の各種施策に、生物多様性の情報や取組を浸透させ、必要な事項について検討するため、市内部における横断的組織を設置します。

さらに、各推進主体間で、推進主体が実施する生物多様性の様々な活動の情報等が共有できるよう、多様な主体が意見交換、情報交換できる場の創出や仲介を行うとともに、推進主体による生物多様性の活動を支援する仕組みを検討します。

取組						市の所管課
協働体制の整備に関するもの						
市民・事業者・市などによる組織の設置	○	○	○	○	○	環境政策課
庁内横断組織の設置						環境政策課
人が集まり情報交換・発信するための場の創出	○	○	○	○	○	環境政策課
活動団体の情報収集と共有化の推進	○	○	○	○	○	環境政策課
活動団体への支援に関するもの						
生物多様性の活動を支援する仕組みの検討						環境政策課
 : 市民  : 事業者（企業）  : 事業者（地場産業）						
 : 行政（国・東京都・近隣市町村）  : 観光客・都民						

【施策⑥-1 推進主体などによる協働体制の構築（重点施策6）の重要性】

生物多様性の取組は様々な機会から進められる必要があるとともに、非常に多岐にわたるものです。また、考え方や認識も異なることが予想されることから、取組の推進に当たり共通認識を形成することが重要です。

直接的かつ継続的に、本市の生物多様性に関わる推進主体である市民、事業者及び市の三者に加え、有識者の参画もいただき、新たな組織の設置などの取組を進めていきます。こうして体制を構築することにより、円滑な情報共有や意見交換、生物多様性の課題への対応が図られることとなり、さらに推進主体間での緊密な連携につながります。

さらに、本戦略の着実な推進のため、市内部においても生物多様性の情報や取組を各種の施策に活かしていくことが必要です。

推進主体や組織の枠組みを超え、生物多様性の情報共有や意見交換、課題への対応を可能とする体制を構築することは、望ましい姿の実現に向け非常に重要なこととなります。

【ゴール】

1. 推進主体等による新たな組織「(仮称) あきる野生きもの会議」が機能している。
2. 庁内横断組織が機能している。
3. 市内活動団体のネットワークが構築され、情報共有の仕組みができています。

【進め方・スケジュール】

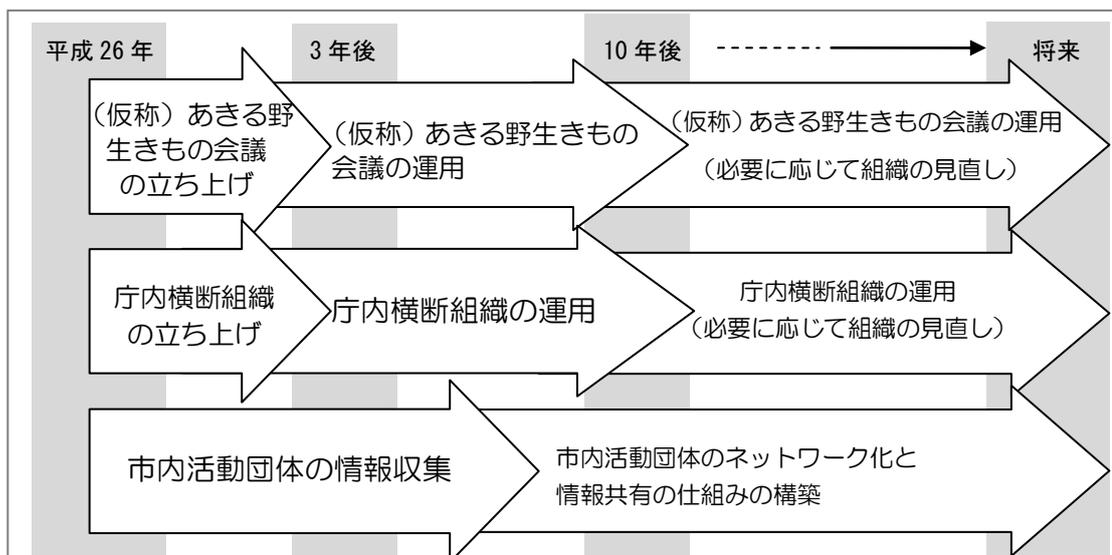


図 34 重点施策6に関する進め方とスケジュール

※ 「(仮称) あきる野生きもの会議」、庁内横断組織については、第6章「推進体制と進行管理」にも記載しています。

施策⑥-2 協働の機会の創出（重点施策 7）

生物多様性の取組への各推進主体の主体的な参画・参加を促進するため、きっかけとなる協働の機会の継続や創出を進めます。

本市では、町内会・自治会による森づくりを支援する「森林サポートレンジャーあきる野」など、活動に関心のある方が気軽に参加できる取組をすでに実施しているため、これを継続していきます。

また、秋川流域ジオパーク推進会議や産学公が連携した森づくり事業、高齢者の農業を通じた健康活動である「ふるさと農援隊」、有害鳥獣対策や外来種対策を実施する「農と生態系を守り隊」、地域住民等による公園や街路樹の管理の仕組みであるアダプト制度、環境に関する市民と行政の協働組織である環境委員会などの取組も、各推進主体の連携により進めていくものであることから、本施策の取組として位置付け、推進していきます。

さらに、横沢入里山保全地域運営協議会、平井川流域連絡会への参画などを継続し、協働の立場から取組を進めていきます。

取組						市の所管課
全般に関するもの						
環境委員会の運営	○	○	○			環境政策課
秋川流域ジオパーク推進会議の運営	○	○	○	○	○	環境政策課
森づくりに関するもの						
森林サポートレンジャーあきる野の継続	○	○	○		○	環境政策課
森づくりにおける町内会・自治会などの連携	○	○	○		○	環境政策課
市民参加の森づくり事業の推進（ボランティアの育成・活用の仕組みづくり）	○	○	○			環境政策課 農林課
菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりの推進	○	○	○		○	環境政策課
里山に関するもの						
横沢入里山保全地域運営協議会への参画	○				○	環境政策課
農地に関するもの						
遊休農地の活用方法の検討・推進（市民、学校農園）	○		○		○	農林課 指導室
中山間地ふれあい農業の検討	○		○			農林課
ふるさと農援隊の継続	○		○			高齢者支援課
農と生態系を守り隊の継続	○		○			農林課
河川に関するもの						
流域の一体的な保全（平井川流域連絡会への参画）	○		○	○		環境政策課
市街地の緑などに関するもの						
アダプト制度	○	○	○			管理課

 : 市民
  : 事業者（企業）
  : 事業者（地場産業）
 : 行政（国・東京都・近隣市町村）
  : 観光客・都民

【⑥-2 協働の機会の創出（重点施策7）の重要性】

市では、まちづくりの基本として、「市民と協働のまちづくり」を掲げ、様々な施策において、市民や事業者の皆さんとの協働による取組を進めています。

多様な主体の参画・参加により効果的に推進が図られる生物多様性の取組についても、この方針に基づき、様々な主体が参加しやすい機会の維持・創出を進めることで、施策②-1「生物多様性の普及啓発」の推進が図られ、さらには新たな担い手の育成への効果も期待できます。

望ましい姿の実現は、長期間にわたり、生物多様性の取組を継続することが必要であることから、普及啓発や人材育成の窓口となる生物多様性に関する様々な協働の機会の維持・創出、参画・参加を促す仕組みづくりは、非常に重要なものとなります。

現在実施されている協働の機会の一例

- ・森林サポートレンジャーあきる野：町内会・自治会が行う森づくりの支援
- ・農と生態系を守り隊：有害鳥獣対策及び外来種対策の実施
- ・産学公連携の森づくり：菅生地区をモデルとした産学公が連携した森づくり事業

【ゴール】

1. 協働の機会の紹介など、参画・参加を促す仕組みが構築されている。
2. 参画・参加が可能な生物多様性の取組が認識されている。
3. 多くの市民・事業者が生物多様性の保全等に関する取組に参画・参加している。

【進め方・スケジュール】

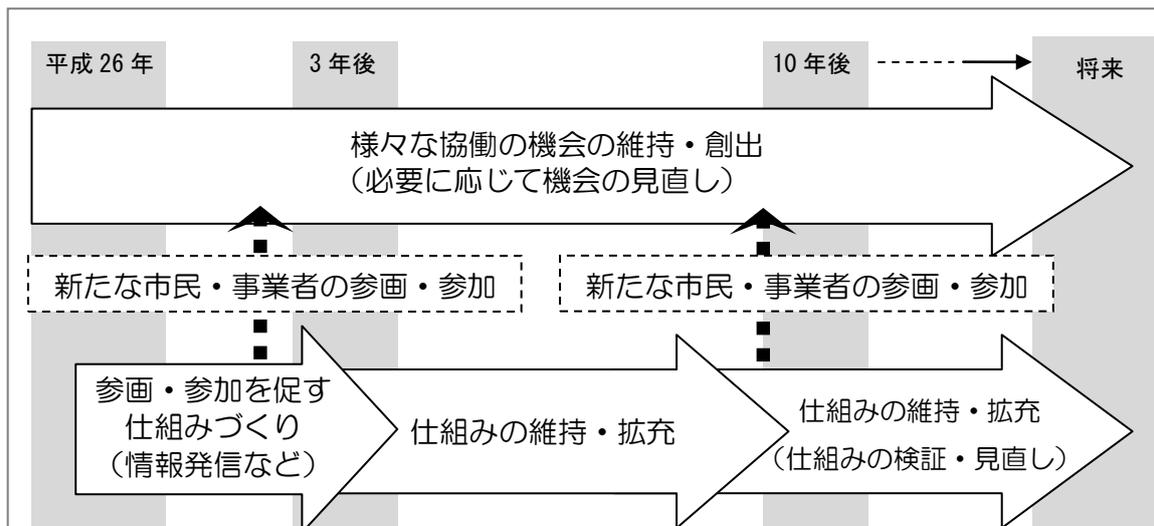


図 35 重点施策7に関する進め方とスケジュール

第5章 各地域における取組方針

第5章では、地域ごとの望ましい姿の実現に向け、問題点や課題に対応する取組方針や主な取組をまとめています。

これまで述べてきたとおり、森林、里山、河川、市街地などの様々な環境を有する本市では、地域ごとに異なる生物多様性を有しています。このため、本戦略の第2章において、地域ごとの現状、地域ごとの生物多様性の問題点や課題（P.70）を整理するとともに、第3章では、市全体の「望ましい姿」のほか、「地域ごとの望ましい姿」（P.82 参照）をまとめ、第4章では望ましい姿の実現に向けた施策の体系を示しました。

地域ごとの課題の解決や望ましい姿の実現には、各地域の生物多様性の課題に対応する取組や各地域の魅力を高める取組の方針を定め、今後策定する実施計画に基づき、着実に取組を進めていくことが必要です。

5.1 上養沢地域

～上養沢地域の望ましい姿～

豊かな自然林が様々な生きものの生息・生育場所となり、奥山の自然環境として多様な主体により適切に維持管理され、将来に受け継がれている。



(1) 取組方針

上養沢地域の豊かな生態系の基盤となる森の健全性の保持・向上を図るため、「郷土の恵みの森づくり事業」や「森林整備計画」による森づくりを進めるとともに、枯損がみられる二次林の管理、担い手を育成します。

樹木の枯損の原因の一つであるニホンジカによる食害について、東京都との連携のもと、監視を継続するとともに、樹木の保全対策や必要に応じた防除対策に取り組んでいきます。

上養沢地域の希少な生きものの生息・生育環境を保全するため、公共工事の際には、情報収集に努め、必要に応じて生きものの移動経路の確保や移植など、生物多様性に配慮した施工とします。また、野生動物と人が共存していくための取組として、地域の皆さんと森林レンジャーあきる野を中心に、生息・生育調査から行動、普及啓発などを一連とする「アニマルサンクチュアリ活動」に取り組んでいきます。

また、この地域の豊かな生物多様性をさらに高めていくための方策について検討するとともに、様々な地域資源を活かした観光振興も進めていきます。

(2) 主な取組

ア 問題点や課題（P.70）に対応する主な取組

(ア) 二次林の適正管理の実施、担い手の育成

- ・樹木の剪定や下草刈りの実施など、豊かな森づくりのために「郷土の恵みの森づくり事業」を推進するとともに、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させることを目的とする「森林整備計画」を推進することにより、二次林の適正管理を進め、健全性の保持・向上を図ります。
- ・森林の継続的な管理に向け、「森林整備計画」や森林レンジャーあきる野などによる各種講座の実施により、枯損がみられる二次林を適正管理する林業後継者などの育成を行います。

(イ) 森林生態系被害（食害）の抑制

- ・東京都西部の山間部におけるニホンジカによる食害は、樹木の枯損などの広域的な被害を与えています。このため、東京都との連携のもと、食害の状況などの監視を継続するとともに、防除ネットによる樹木の保全対策や侵入遮断柵の設置、必要に応じた個体数の管理などの防除対策を検討・実施します。

(ウ) 希少な生きものの生息・生育に配慮した森林管理の実施

- ・森林における希少な生きものの生息・生育環境を保全するため、林道整備などの公共工事の際には、生息状況等を把握し、移動経路の確保や移植による生育環境の確保など、生物多様性に配慮した施工を行います。
- ・野生動物と人が共存していくための取組として、ツキノワグマなどの森林性の動物の食料不足対策など、落葉広葉樹の植栽をはじめとする、森林レンジャーあきる野を中心とした「アニマルサンクチュアリ活動」を推進します。

イ 魅力を高めるための主な取組

(ア) さらなる生物多様性の向上に向けた取組の検討

- ・この地域は、様々な野生生物の生息・生育が確認されるなど、本市においても生物多様性が高い場所の一つです。このため、現在の生物多様性の状況を維持するだけでなく、さらに高めていくための方策について検討していきます。

(イ) 生物多様性を活かした地域活性化の推進

- ・大岳沢のほか、清流と苔むした岩とが織りなす「ロックガーデン」は、生物多様性の恵みにより形づくられた地域資源となります。このため、景観や古道・散策コース、登山道の整備を行い、各種ルートの設定を行います。

5.2 戸倉・小宮地域

～戸倉・小宮地域の望ましい姿～

滝、鍾乳洞などの自然資源を活かした環境教育や観光産業が定着し、里山管理の担い手が増え、市内外からの観光客に対する滞在型のサービスを提供している。



(1) 取組方針

戸倉・小宮地域の森林の健全性の保持・向上により、水源かん養機能などの多面的機能の向上を図るため、「郷土の恵みの森づくり事業」や「森林整備計画」による森づくりを進めるとともに、手入れが不足している人工林の適正管理に向けた担い手を育成します。

樹木の枯損の原因の一つであるニホンジカによる食害について、東京都との連携のもと、監視を継続するとともに、必要に応じて、樹木の保全対策や防除対策に取り組んでいきます。農作物や生態系被害の原因となる有害鳥獣や外来種の対策なども進めていきます。

また、戸倉・小宮地域の豊かな生物多様性に着目し、小宮ふるさと自然体験学校などにおける環境教育の推進のほか、ジオスポットに着目した「秋川流域ジオパーク構想」の推進、散策ルートの設定、本市の文化などに着目した旧戸倉小学校施設の体験型研修施設としての整備、釣りなどのレジャーを活かした観光振興により、地域活性化も進めていきます。

(2) 主な取組

ア 問題点や課題（P.70）に対応する主な取組

(ア) 人工林の適正管理の実施、森林や農地の担い手育成

- ・豊かな森づくりのための「郷土の恵みの森づくり事業」を推進するとともに、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させることを目的とする「森林整備計画」を推進することにより、人工林の健全性の保持・向上を図ります。
- ・森林の継続的な管理に向け、「森林整備計画」や森林レンジャーあきる野などによる各種講座の実施により、森林の適正管理に向けた担い手の育成を行います。
- ・山村景観の保全に向け、一部にみられる休耕地の対策として、農業後継者セミナーの実施や、あきる野市農業振興会後継者部会への支援など、農地の後継者育成を行います。

(イ) 経済林被害（食害）及び農作物被害（食害）の抑制

- ・東京都西部の山間部におけるニホンジカによる食害は、樹木の枯損などの広域的な被害を与えています。このため、東京都との連携のもと、食害の状況などの監視を継続するとともに、必要に応じた防除ネットによる樹木の保全対策や侵入遮断柵の設置、必要に応じた個体数の管理等などの防除対策を検討・実施します。
- ・農業経営に被害を及ぼす有害鳥獣について、「農と生態系を守り隊」との協働による有害鳥獣対策を継続します。特に、外来種であるアライグマ、ハクビシンについては、地域との連携により積極的な捕獲も実施します。

イ 魅力を高めるための主な取組

(ア) 環境教育の推進

- ・子ども達に、実体験を通じて生物多様性を理解してもらうため、小宮ふるさと自然体験学校における体験学習を継続します。
- ・自然と文化を守り引き継ぎ、郷土愛を持った人材を育てることを目的とした「森の子コレンジャー活動」を継続します。

(イ) 生物多様性を活かした地域活性化の推進

- ・日の出町、檜原村との連携のもと、生物多様性の基盤ともいえる地形・地質の特質性に着目した「秋川流域ジオパーク構想」を推進します。
- ・地域との協働のもと、郷土の恵みの森事業を推進し、観光の森にふさわしい景観や古道・散策コース、登山道の整備を行い、各種ルートの設定を行います。
- ・魚釣りなどのレジャーについて、河川環境の整備やさらなる普及啓発に努めます。
- ・旧戸倉小学校施設については、地域の特色を活かした体験型研修施設として活用し、市内外に広く利用を呼びかけます。



写真 33 森の子
コレンジャー活動



写真 34 旧戸倉小学校

5.3 盆堀地域

～盆堀地域の望ましい姿～

手入れの行き届いた経済林から産出される木材のブランド化により林業が維持されるとともに、溪流や溪流沿いの森林では自然体験のためのプログラムが用意され、都心などからの観光客がエコツーリズムを通じて生物多様性の恵みを楽しんでいる。



(1) 取組方針

盆堀地域の森林の健全性の維持・向上により、水源かん養機能などの多面的機能の向上を図るため、「郷土の恵みの森づくり事業」や「森林整備計画」による森づくりを進めるとともに、手入れが不足している人工林や二次林の適正管理に向けた担い手を育成します。

樹木の枯損の原因の一つである、ニホンジカによる食害について、東京都との連携のもと、樹木の保全対策を進めるとともに、必要に応じた防除対策に取り組んでいきます。

また、持続的な林業経営の確立に向け、経済林の価値を高めるため、産出される木材などの需要喚起を図っていきます。

(2) 主な取組

ア 問題点や課題（P.70）に対応する主な取組

(ア) 人工林や二次林の適正管理の実施、森林や農地の担い手育成

- ・豊かな森づくりのための「郷土の恵みの森づくり事業」を推進するとともに、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させることを目的とする「森林整備計画」を推進することにより、人工林や二次林の健全性の維持・向上を図ります。
- ・森林の継続的な管理に向け、「森林整備計画」や森林レンジャーあきる野などによる各種講座の実施により、森林の適正管理に向けた担い手の育成を行います。
- ・山村景観の保全に向け、一部にみられる休耕地の対策として、農業後継者セミナーの実施や、あきる野市農業振興会後継者部会への支援など、農地の後継者育成を行います。

(イ) 林業振興や森林経営の健全化

- ・整備を進めた経済林から産出される木材のブランド化に向けた取組を進め、需要喚起を図っていきます。

(ウ) 経済林被害（食害）の抑制

- ・近年発生している山間部におけるニホンジカによる食害は、樹木の枯損などの広域的な被害を与えています。防除ネットによる樹木の保全対策を進めるとともに、侵入遮断柵の設置や、必要に応じた個体数の管理等、東京都と連携した防除対策を検討・実施します。

イ 魅力を高めるための主な取組

(ア) 生物多様性を活かした地域活性化の推進

- ・地域との協働のもと、郷土の恵みの森事業を推進し、「観光の森」にふさわしい景観や古道・散策コース、登山道の整備を行い、各種ルートの設定を行います。
- ・貴重な自然資源を大切にすることを育てるため、カントリーコードを設定するとともに、観光客がエコツーリズムを通じて生物多様性の恵みを享受できる体制を構築します。

5.4 深沢地域

～深沢地域の望ましい姿～

「山抱きの大カシ」をはじめとする様々な地域資源の活用により観光客が増え、地域が活性化しているとともに、多様な主体の連携により、生物多様性に配慮した森づくりの推進や林業経営が実現されている。



(1) 取組方針

深沢地域の森林の健全性の維持・向上により、水源かん養機能などの多面的機能の向上を図るため、「郷土の恵みの森づくり事業」や「森林整備計画」による森づくりを進めるとともに、手入れが不足している人工林の適正管理に向けた担い手を育成します。

樹木の枯損の原因の一つであるニホンジカによる食害について、東京都との連携のもと、監視を継続するとともに、樹木の保全対策や必要に応じた防除対策に取り組んでいきます。

また、深沢地域には、市内でも有数の観光資源である南沢あじさい山のほか、山抱きの大カシ、南沢の鳥ノ巣石灰岩産地などの自然資源が存在していることから、「郷土の恵みの森づくり事業」による景観整備や散策コースの設定などにより、観光振興による地域活性化を進めていきます。

(2) 主な取組

ア 問題点や課題（P.71）に対応する主な取組

(ア) 人工林や二次林の適正管理の実施

- ・豊かな森づくりのための「郷土の恵みの森づくり事業」を推進するとともに、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させることを目的とする「森林整備計画」を推進することにより、人工林や二次林の健全性の維持・向上を図ります。
- ・森林の継続的な管理に向け、「森林整備計画」や「森林レンジャーあきる野」などによる各種講座の実施により、森林の適正管理に向けた担い手の育成を行います。

(イ) 経済林被害（食害）の抑制

- ・東京都西部の山間部におけるニホンジカによる食害は、樹木の枯損などの広域的な被害を与えています。このため、東京都との連携のもと、食害の状況などの監視を継続するとともに、防除ネットによる樹木の保全対策や侵入遮断柵の設置、必要に応じた個体数の管理などの防除対策を検討・実施します。

イ 魅力を高めるための主な取組

(ア) 生物多様性を活かした地域活性化の推進

- ・市内でも有数の観光資源である南沢あじさい山のほか、山抱きの大カシ、南沢の鳥ノ巣石灰岩産地などの地域資源の活用をさらに進めるとともに、四季の花が楽しめるスポットの創出など、「郷土の恵みの森づくり事業」を推進し、観光振興による地域活性化を推進します。
- ・地域との協働のもと、郷土の恵みの森事業を推進し、観光の森にふさわしい景観や古道・散策コース、登山道の整備を行い、各種ルートを設定を行います。
- ・貴重な自然資源を大切にすることを育てるため、カントリーコードを設定するとともに、観光客がエコツアーリズムを通じて生物多様性の恵みを享受できる体制を構築します。

5.5 五日市・増戸地域

～五日市・増戸地域の望ましい姿～

登山などの秋川渓谷観光の玄関口として、あきる野らしい自然である里山環境や秋川の溪流が保全・維持され、あきる野市の自然の魅力を発信するとともに、様々な活動主体が交流する場として機能している。また、生物多様性を活かした質の高い観光産業により、国内外の多くの人があきる野の魅力を認知している。



(1) 取組方針

五日市・増戸地域の里山に残る二次林や農地、市街地における緑などと秋川による生態系ネットワークの形成に向け、二次林の適正管理に向けた担い手や農業後継者の育成、公共施設や家庭などにおける緑の保全・拡大を進めていきます。

東京都により里山保全地域に指定された横沢入では、多様な主体との連携のもと、里山保全活動への参画を継続します。

また、五日市・増戸地域を登山などの秋川渓谷観光の玄関口として位置付け、武蔵五日市駅前市有地を観光振興につながる様々な機能を有する観光拠点とし、「秋川渓谷」のブランド化やエコツーリズムの推進などを通じ、観光振興による地域活性化を進めていきます。

本市の象徴である秋川については、ダムのない河川であることに着目し、河川改修などの公共工事の際は生物多様性への配慮を要請するなど、河川管理者との連携による河川環境の向上を図り、魅力を高めていきます。また、秋川の親水性を高め、レジャーなどを通じた地域活性化にもつなげていくため、秋川漁業協同組合との連携による「江戸前アユ」の復活やヤマメ等の川魚の保護など、水生生物の生息拡大を進めていきます。

(2) 主な取組

ア 問題点や課題（P.71）に対応する主な取組

(ア) 二次林の適正管理の実施、森林や農地の担い手育成

- ・豊かな森づくりのための「郷土の恵みの森づくり事業」の推進により、二次林の健全性の維持・向上を図ります。
- ・森林の継続的な管理に向け、森林レンジャーあきる野などによる各種講座の実施により、二次林の適正な管理に向けた担い手の育成を行います。
- ・農地の維持に向け、地産地消型農業を推進するとともに、農業後継者セミナーの実施や、あきる野市農業振興会後継者部会への支援など、農業の後継者育成を行います。

(イ) 市街地の緑の保全・拡大による生態系ネットワークの形成

- ・市街地の緑などに棲む鳥類などの動物の生息環境を保つため、公共施設や公園の樹木等については、適正な管理と拡大を図ります。
- ・「工場立地法」、「ふるさとの緑地保全条例」、「宅地開発等指導要綱」により、宅地開発に伴う緑地の創出を進めるとともに、生物多様性の普及・啓発を進め、家庭等での植樹を推進します。

(ウ) 農作物被害（食害）の抑制

- ・農業経営に被害を及ぼす有害鳥獣について、「農と生態系を守り隊」との協働による有害鳥獣対策を継続します。特に、外来種であるアライグマ、ハクビシンについては、地域との連携により積極的な捕獲を実施します。

イ 魅力を高めるための主な取組

(ア) 生物多様性を活かした地域活性化の推進

- ・日の出町、檜原村と連携し、武蔵五日市駅前市有地を生物多様性の恵みを発信する観光拠点として整備します。
- ・優れた景観スポットを認定した「あきる野百景」をはじめとする各種パンフレット等により、観光スポットの周知を推進します。
- ・東京都内でも有数の自然を誇る環境を、人の活動なども含めた「秋川渓谷」としてブランド化を推進します。

(イ) 里山環境の保全

- ・東京都により里山保全地域に指定されている横沢入について、多様な主体との連携のもと、保全活動を継続するとともに、これをモデルとした里山保全活動を推進します。

(ウ) 清流秋川の魅力の向上と活用

- ・魚道の整備などによる河川環境の向上により、かつて重用された「江戸前アユ」の復活やヤマメ等の川魚の保護などの水生生物の生息拡大に取り組みます。
- ・魚釣りや散策などの親水性のさらなる向上にむけ、河川管理者との連携により、秋川の河川環境の維持・向上を図ります。
- ・無秩序な河川利用を防止し、観光客の誘致にもつながるバーベキュー施設の維持・管理を継続します。
- ・河川に生息する希少な動物の生息環境を保全するため、河川改修や河川整備等の公共工事の際には、生息状況を把握し、生物多様性に配慮した施工又は施工の要請を行います。
- ・貴重な自然資源を大切にすることを育てるため、カントリーコードを設定するとともに、観光客がエコツーリズムを通じて生物多様性の恵みを享受できる体制を整備します。

5.6 秋川丘陵地域

～秋川丘陵地域の望ましい姿～

丘陵の里山が地域資源として活用されるとともに、崖線や河原は多様な生きものの移動経路として機能するように適正に維持・保全され、市民にあきる野を代表する景観として親しまれている。秋川は、多様な主体の連携により親水性がさらに高まるとともに、かつての姿を取り戻し、魚影が濃く、アユやヤマメなどの天然の恵みを多くの人が享受している。



(1) 取組方針

秋川丘陵の森林の健全性の維持・向上を図るため、「郷土の恵みの森づくり事業」や「森林整備計画」による森づくりを進めていきます。また、農地や崖線、市街地などの緑と秋川による生態系ネットワークの形成に向け、地産地消型農業の振興や後継者の育成、公共施設や家庭などにおける緑の保全・拡大を進めていきます。特に、動物などの生息場所、移動経路などとして貴重な崖線については、保存緑地の指定などにより、保全などを進めていきます。

本市の象徴である秋川については、ダムのない河川であることに着目し、河川改修などの公共工事の際は生物多様性への配慮を要請するなど、河川管理者との連携による河川環境の向上を図り、魅力を高めていきます。また、秋川の親水性を高め、レジャーなどを通じた地域活性化にもつなげていくため、秋川漁業協同組合との連携による「江戸前アユ」の復活やヤマメ等の川魚の保護など、水生生物の生息拡大を進めていきます。

また、秋川を利用した秩序あるレジャーの普及に向け、バーベキュー場の維持・管理なども進めていきます。

(2) 主な取組

ア 問題点や課題（P.71）に対応する主な取組

(ア) 二次林の適正管理の実施、森林や農地の担い手育成

- ・豊かな森づくりのための「郷土の恵みの森づくり事業」を推進するとともに、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させることを目的とする「森林整備計画」を推進することにより、二次林の健全性の維持・向上を図ります。

- ・森林の継続的な管理に向け、「森林整備計画」や森林レンジャーあきる野などによる各種講座の実施により、森林の管理、担い手の育成を行います。
- ・農地の維持に向け、地産地消型農業を推進するとともに、農業後継者セミナーの実施や、あきる野市農業振興会後継者部会への支援など、農業の後継者育成を行います。

(イ) 市街地の緑の保全・拡大による生態系ネットワークの形成

- ・動物の生息場所、移動経路などとして貴重な崖線の緑については、保存緑地の指定も含め、保全を進めていきます。
- ・市街地の緑を生息地とする鳥類などの動物の生息環境を保つため、公共施設や公園の樹木等については、適正な管理と拡大を図ります。
- ・「工場立地法」、「ふるさとの緑地保全条例」、「宅地開発等指導要綱」により、宅地開発に伴う緑地の創出を進めるとともに、生物多様性の普及・啓発を進め、家庭等での植樹を推進します。

(ウ) 農作物被害（食害）の抑制

- ・農業経営に被害を及ぼす有害鳥獣について、「農と生態系を守り隊」との協働による有害鳥獣対策を継続します。特に、外来種であるアライグマ、ハクビシンについては、地域との連携により積極的な捕獲も実施します。

イ 魅力を高めるための主な取組

(ア) 清流秋川の魅力の向上と活用

- ・魚道の整備などによる河川環境の向上により、かつて重用された「江戸前アユ」の復活やヤマメ等の川魚の保護などの水生生物の生息拡大に取り組みます。
- ・魚釣りや散策などの親水性のさらなる向上にむけ、河川管理者との連携により、秋川の河川環境の維持・向上を図ります。
- ・無秩序な河川利用を防止し、観光客の誘致にもつながるバーベキュー施設の維持・管理を継続します。
- ・河川に生息する希少な動物の生息環境を保全するため、河川改修や河川整備等の公共工事の際には、生息状況を把握し、生物多様性に配慮した施工又は施工の要請を行います。
- ・貴重な自然資源を大切にすることを育てるため、カントリーコードを設定するとともに、観光客がエコツーリズムを通じて生物多様性の恵みを享受できる体制を整備します。

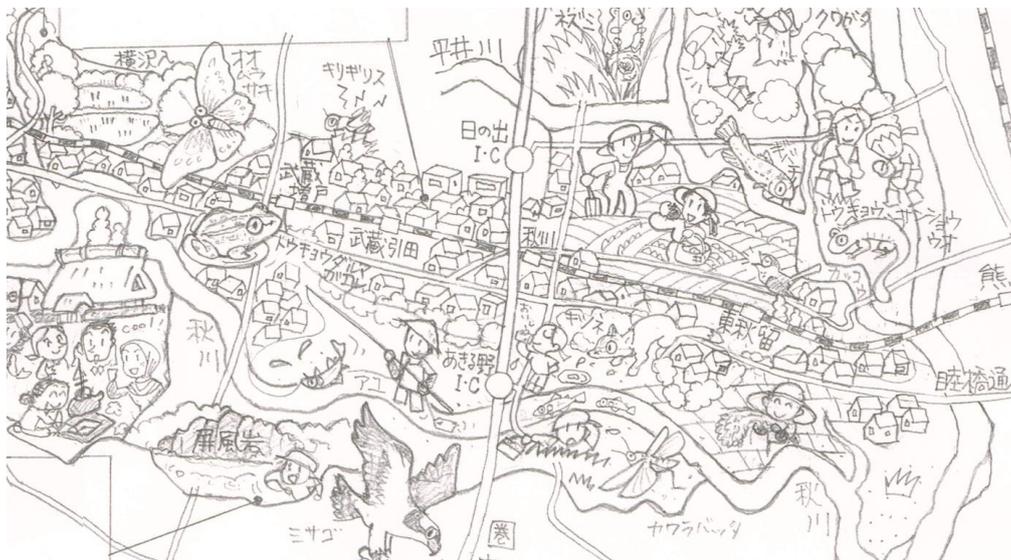
(イ) 民間事業者との連携による観光振興

- ・なだらかな丘陵地における散策ルートなどの整備や周知を図ります。
- ・本地域に存在する観光施設などとの連携により、エコツーリズムなどへの誘導を図ります。

5.7 秋留台地地域

～秋留台地地域の望ましい姿～

崖線の雑木林や社寺林をつなぐように住宅地等の緑化が進められ、持続的な農業経営による農地とともに、緑地や草地などからなる緑のネットワークが維持、創出され、生物多様性の恵みが感じられる街となっている。



(1) 取組方針

地産地消型農業の推進などにより、秋留台地地域の生物多様性を支える農地の適正管理と活用を進めるとともに、市街地の緑の保全・拡大を図り、農地と市街地の緑による新たな生態系ネットワークの形成を図ります。

また、農地が広がるこの地域では、後継者の育成を進めるとともに、有害鳥獣や外来種による農作物被害等も発生しているため、有害鳥獣対策等を進めていきます。

商業施設が立地する秋川駅前等を中心に、生物多様性の恵みを活かした「秋川溪谷物語」ブランドの普及拡大を進めるとともに、秋川ファーマーズセンターを中心とした農業振興も進めていきます。また、都立秋留台公園における植栽樹群や秋川高校跡地のメタセコイア並木などについて、散策などを通じて生物多様性の恵みを享受できる場所として、活用方策等を検討していきます。

(2) 主な取組

ア 問題点や課題（P.71）に対応する主な取組

(ア) 生態系豊かな農地の保全と担い手育成

- ・農地の維持に向け、地産地消型農業を推進するとともに、農業後継者セミナーの実施や、あきる野市農業振興会後継者部会への支援など、農業の後継者育成を行います。

- ・市民農園制度の有効活用や取組方策の検討を実施するとともに、農業経営者の優遇措置ともなる生産緑地制度を推進し、良好な農地の拡大を推進します。
- ・小規模農家なども活用可能な、秋川ファーマーズセンターを中心とした地産地消型農業を推進し、農業の活性化を図ります。

(イ) 市街地の緑の保全・拡大による生態系ネットワークの形成

- ・市街地の緑を生息地とする鳥類などの動物の生息環境を保つため、公共施設や公園の樹木等については、適正な管理と拡大を図ります。
- ・「工場立地法」、「ふるさとの緑地保全条例」、「宅地開発等指導要綱」により、宅地開発に伴う緑地の創出を進めるとともに、生物多様性の普及・啓発を進め、崖線の雑木林や社寺林をつなぐ新しい緑のネットワークが創出されるよう、家庭等での植樹を推進します。

(ウ) 農作物被害（食害）等の抑制

- ・農業経営に被害を及ぼす有害鳥獣について、「農と生態系を守り隊」との協働による有害鳥獣対策を継続します。特に、外来種であるアライグマ、ハクビシンについては、地域との連携により積極的な捕獲も実施します。

イ 魅力を高めるための主な取組

(ア) 生物多様性を活かした地域活性化の推進

- ・生物多様性の恵みを活かし、地場産業の振興と発展に寄与することを目的とする、あきる野商工会による地域ブランド認定事業「秋川溪谷物語」を推進します。

(イ) 生物多様性の恵みとのふれあい

- ・都立秋留台公園の植栽樹群や秋川高校跡地のメタセコイア並木などについて、散策などの活用方策等を検討していきます。

指定も含め、保全を進めていきます。

- ・市街地の緑を生息地とする鳥類などの動物の生息環境を保つため、公共施設や公園の樹木等については、適正な管理と拡大を図ります。
- ・「工場立地法」、「ふるさとの緑地保全条例」、「宅地開発等指導要綱」により、宅地開発に伴う緑地の創出を進めるとともに、生物多様性の普及・啓発を進め、家庭等での植樹を推進します。

(イ) 二次林、農地の適正管理の実施、森林や農地の担い手育成

- ・森林の保全・活用及び地域の活性化についての調査・研究、活動をしている菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりを推進するとともに、後継者の育成を進めます。
- ・農地の維持に向け、地産地消型農業を推進するとともに、農業後継者セミナーの実施や、あきる野市農業振興会后継者部会への支援など、農業の後継者育成を行います。

(ウ) 農作物被害（食害）等の抑制

- ・農業経営に被害を及ぼす有害鳥獣について、「農と生態系を守り隊」との協働による有害鳥獣対策を継続します。特に、外来種であるアライグマ、ハクビシンについては、地域との連携により積極的な捕獲も実施します。

(工) 里の川平井川の魅力向上

- ・河川に生息する希少な動物の生息環境を保全するため、河川改修や河川整備等の公共工事の際には、生息状況を把握し、生物多様性に配慮した施工又は施工の要請を行います。

イ 魅力を高めるための主な取組

(ア) 産学公連携による地域づくりと人材育成の継続

- ・森林の保全・活用及び地域の活性化とともに、里山活性化事業として、環境関連講座、人材育成講座、農産物の特産化などを進める菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりを推進します。

(イ) 市民との協働による自然環境調査の実施

- ・野生動物とのふれあいの場の創出のため、市内に生息する水生生物の調査の一環として、市民参加による調査を継続します。



写真 35 カヤネズミが生息する河川敷



写真 36 カヤネズミの巣地

第6章 推進体制と進行管理

第6章では、本戦略を着実に推進していくための推進体制や進行管理の方法などについてまとめています。

6.1 推進体制

(1) 各推進主体の連携

本戦略における望ましい姿は、各推進主体の連携による継続した取組によって、はじめて実現できるものです。このため、本戦略の推進に当たっては、市民、事業者（企業、地場産業）、市、観光客・都民の全ての推進主体が相互に連携・協力していく必要があります。

また、生物多様性国家戦略など生物多様性の保全等に関する国の方向性や取組についての情報収集をはじめ、市域を越えた対策が必要な課題（外来種対策、河川環境の改善など）については、必要に応じて、国や東京都、近隣市町村との連携を図ります。

さらに、国や東京都が市域で実施する公共事業について、生物多様性に影響を及ぼす可能性が見込まれる場合や希少な生きものの生息・生育環境を保全する必要がある場合などは、その生態系や生きものに応じた工法の選択や施工中の影響を最小限にとどめる工程を採用するなど、生物多様性の保全や配慮を要請します。

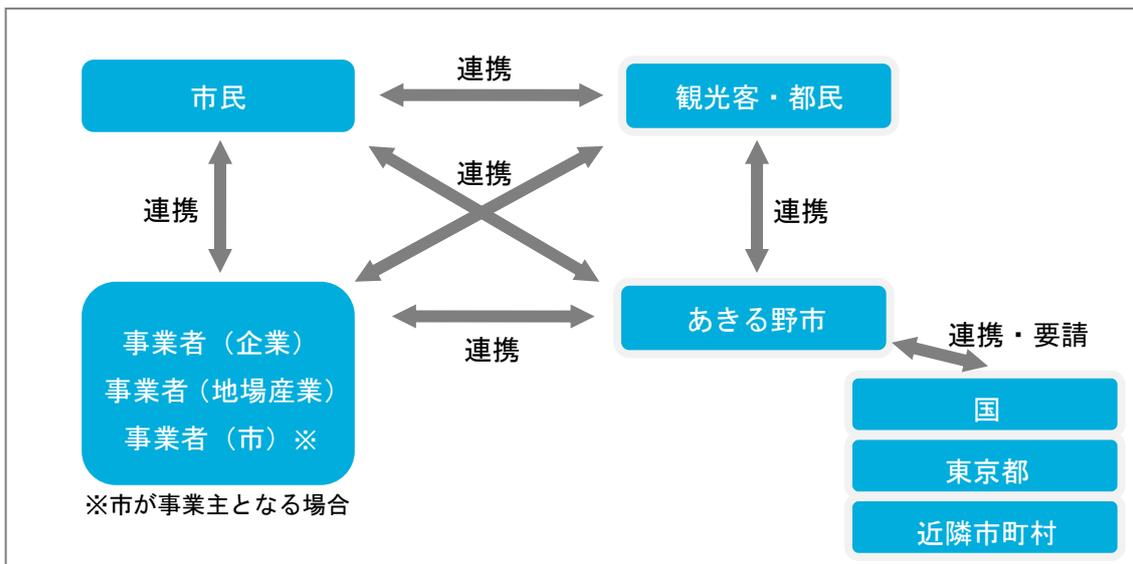


図 36 各推進主体の連携のイメージ

(2) 協働組織の設置

生物多様性の保全や活用について、情報共有や意見交換などを行うとともに、取組の推進や生物多様性に関する課題への対応を図っていくため、各推進主体の代表者や有識者による新たな組織（(仮称) あきる野生きもの会議）を設置します。

また、(仮称) あきる野生きもの会議は、実施計画の策定に関し、必要な検討なども行います（図 37）。

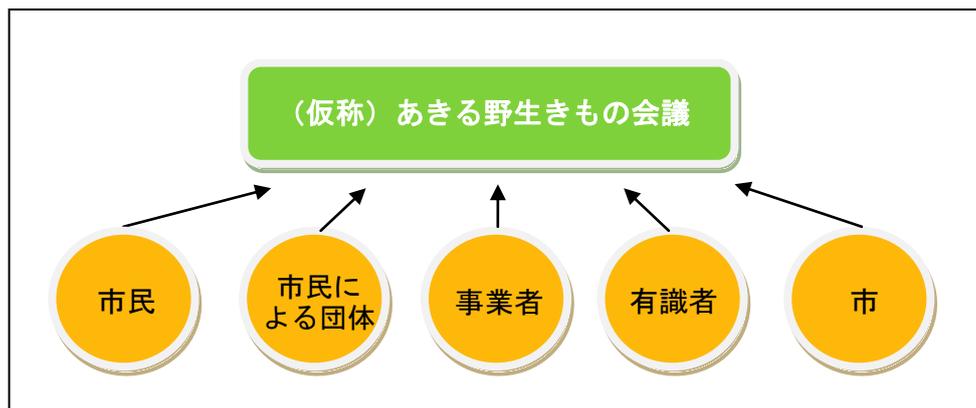


図 37 協働組織の設置

また市では、市役所全体で本戦略の共通認識を図るとともに、取組に関する情報交換等を行うため、関係各課や各部庶務担当課で構成する庁内の横断組織を設置します（図 38）。

(3) 協働組織の位置付けなど

(仮称) あきる野生きもの会議と庁内横断組織は、本戦略の推進に当たり、生物多様性の保全に影響を与える事項等について連携・意見交換等を行います。

また、本戦略は、「環境基本計画」の自然環境分野等を担うものであることから、(仮称) あきる野生きもの会議は、「環境基本計画」に基づき設置された市民、事業者、市の協働組織である「環境委員会」と情報交換を行います。

さらに、本戦略の方向性等について、大幅な変更を行う必要があると認められる場合には、「環境基本条例」に基づき設置された市長の諮問機関である「環境審議会」への諮問が必要となります。

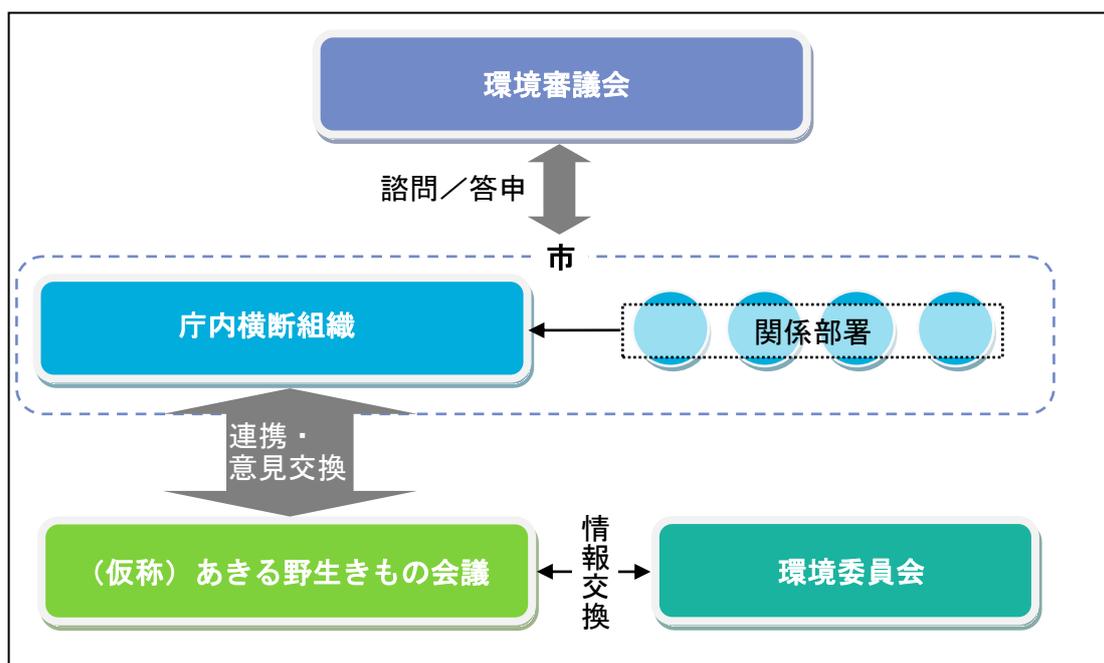


図 38 位置付けのイメージ

6.2 進行管理等

本戦略は、「環境基本計画」の自然環境分野等を担うものであることから、取組の進捗状況の把握と公表は、環境基本計画の施策の進捗状況等を示す「環境白書」の中で行います。

また、本戦略の進行管理は、(仮称)あきる野生きもの会議、庁内横断組織、環境委員会の連携により実施します。進行管理は、本戦略を着実に推進し、望ましい姿の実現に近づくために、状況に応じて対策を検討する「順応的管理手法 (PDCA)」を用いることとします。

進行管理に活用する指標などは、総括的な指標の設定が困難であるため、生物多様性の取組に応じた設定を行います。指標の設定は、生物多様性の保全の仕組みの構築(条例制定等)を踏まえ、実施計画を策定する中で検討していきます。

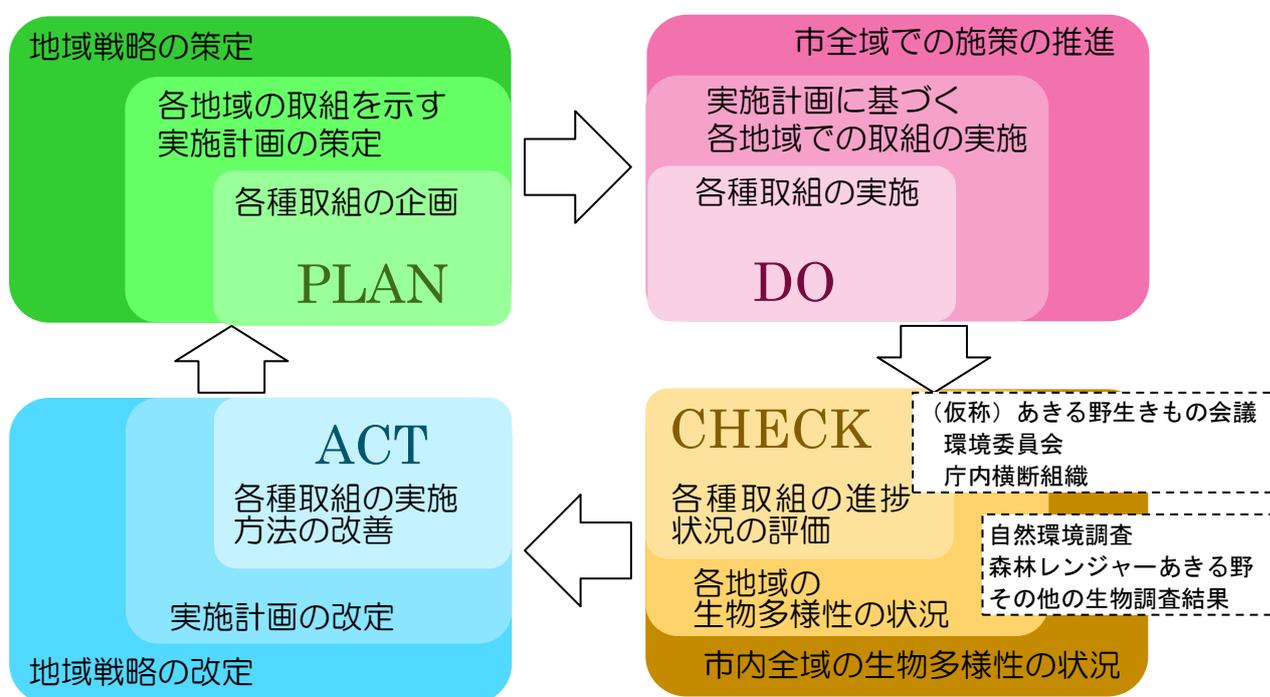


図 39 PDCA のイメージ

6.3 戦略の見直し

本戦略の対象期間は、2014(平成26)年度から2023(平成35)年度までの10年間としています。ただし、実施計画で設定する目標の達成状況や自然環境、社会状況に大きな変化があった場合には、必要に応じて本戦略の見直しを行います。

また、本戦略の折り返し時期に当たる2018(平成30)年度には、取組の進捗状況や生物多様性の状況等を検証し、本戦略の見直しや改定の必要性などについて検討します。